



国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省
	平成11年
排架番号	4 A
	18
	2059

裏面白紙

41

EX. 464 - A
P1584A 1-1
Tokyo
GAZETTE

日華基本條約ノ締結ト
日清華共同宣言

日華基本條約並ビニ日清華共同宣言ニ關スル帝國政府公表 昭一五、一一、三〇

本十一月三十日南京ニ於テ日華兩國全權ハ兩國間基本關係ニ關スル條約、開港場設定書並ビニ附屬設定書ニ關スル兩國全權委員間了解事項ニ關シテシ次イテ日清華三國全權ハ日清華共同宣言ニ關シテ了セリ

以上ヲ以テ帝國政府ハ汪精衛氏ヲ首班トスル中華民國國民政府ヲ正式ニ承認シ中華民國國民政府ハ滿洲國ヲ承認シ滿洲國政府ハ中華民國國民政府ヲ承認セル次第ナリ

關係文書ノ内容ハ左記ノ通りナリ

日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約

大日本帝國政府及
中華民國國民政府ハ
兩國相互ニ其ノ本然ノ特質ヲ尊重シ東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スルノ共同ノ理想ノ下ニ善隣トシテ緊密ニ相提携シ以テ東亞ニ於ケル恒久的平和ヲ確立シ之ヲ核心トシテ世界全境ノ平和ニ貢

裏面白紙

1584A1-2

獻センコトヲ希望シ
之ガ爲兩國間ノ關係ヲ律スル基本原則ヲ訂立セ
ント欲シ左ノ通協定セリ

第一條

兩國政府ハ兩國間ニ永久ニ善隣友好ノ關係ヲ維持
スル爲相互ニ其ノ主權及領土ヲ尊重シツツ政治、
經濟、文化等各般ニ互リ互助致進ノ手段ヲ講ズベ
シ

兩國政府ハ政治、外交、教育、宣傳、交易等諸般
ニ互リ相互ニ兩國間ノ障礙ヲ撤廢ヘルガ如キ措置
及原因ヲ撤廢シ且將來ニ互リ之ヲ禁絶スルコトヲ
約ス

第二條

兩國政府ハ文化ノ融合、創造及表辰ニ付緊密ニ協
カスベシ

第三條

兩國政府ハ兩國ノ安寧及福祉ヲ危殆ナラシムル一
切ノ共產主義的破壞工作ニ對シ共同シテ防衛ニ當
ルコトヲ約ス
兩國政府ハ前項ノ目的ヲ達成スル爲各其ノ領域内
ニ於ケル共産分子及組織ヲ排除スルト共ニ防共ニ
關スル情報、宣傳等ニ付緊密ニ協力スベシ

裏面白紙

1584A-1-3

日本國ハ兩國共同シテ防共ヲ實行ヘル爲所其兩國
中兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ所要ノ
軍隊ヲ蒙疆及華北ノ一定地域ニ駐屯セシムベシ

第四條

兩國政府ハ中華民國ニ派遣セラレタル日本國軍隊方
別ニ定ムル所ニ依リ撤去ヲ完了スルニ至ル迄共通
ノ治安維持ニ付緊密ニ協力スルコトヲ約ス
共通ノ治安維持ヲ必要トスル時ニ於ケル日本國軍
隊ノ駐屯地其ノ他ニ關シテハ兩國間ニ別ニ協議
決定スラルル所ニ據ル

第五條

中華民國政府ハ日本國ガ從前ノ領土ニ基キ又ハ兩
國共通ノ利益ヲ確保スル爲所長城間中兩國間ニ別
ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ其ノ運輸部及中華
民國領域内ニ於ケル特定地域ニ設置セシメ得ルコ
トヲ承認スベシ

第六條

兩國政府ハ長短相補ヒ有無相補スルノ趣旨ニ基キ
且平等互意ノ原則ニ依リ兩國間ノ緊密ナル經濟提
携ヲ行フベシ

中華民國政府ハ華北及蒙疆ニ於ケル特定資源就中
國防上必要ナル埋蔵資源ニ關シ兩國緊密ニ協力シ

裏面白紙

1584A-1-4

テ之ヲ開發スルコトヲ約諾ス中華民國政府ハ其ノ
他ノ地域ニ於ケル國防上必要ナル特定資源ノ開發
ニ關シ日本國及日本國臣民ニ對シ必要ナル便宜ヲ
提供スベシ

前項ノ資源ノ利用ニ關シテハ中華民國ノ需要ヲ考
慮シ中華民國政府ハ日本國及日本國臣民ニ對シ積
極的ニ充分ナル便宜ヲ提供スルモノトス

兩國政府ハ一般通商ヲ振興シ及兩國間ノ物資供給
ヲ便宜且合理的ナラシムル爲必要ナル措置ヲ講ズ
ベシ兩國政府ハ揚子江下流地域ニ於ケル通商交易
ノ増進並ニ日本國ト華北及蒙疆トノ間ニ於ケル物
資供給ノ合理化ニ付テハ特ニ緊密ニ協力スベシ
日本國政府ハ中華民國ニ於ケル産業、金融、交通、
通運等ノ復興發達ニ付兩國間ノ協議ニ依リ中華民
國ニ對シ必要ナル援助乃至協力ヲ爲スベシ

第七條

本條約ニ基ク日華新關係ノ發展ニ照應シ日本國政
府ハ中華民國ニ於テ日本國ノ有スル治外法權ヲ撤
廢シ及其ノ租界ヲ還付スベク中華民國政府ハ自國
領境ヲ日本國臣民ノ居住營業ノ爲開放スベシ

第八條

兩國政府ハ本條約ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル具

裏面白紙

1584A-1-5

體の事項ニ關シ更ニ約定ヲ締結スルモノトス

第九條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ハ署名調印セリ

昭和十五年十一月三十日印テ中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本條各二通ヲ作成ス

附屬議定書

本日日本國中華民國間蓋本關係ニ關スル條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ如協定セリ

第一條

中華民國政府ハ日本國ガ中華民國領域内ニ於テ現ニ遂行シツツアル戰爭行為ヲ繼續スル期間中右戰爭行為遂行ニ伴フ特殊事態ノ存在スルコト及日本國ガ右戰爭行為ノ目的達成上必要ナル措置ヲ執ルコトヲ諒解シ之ニ應ジ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

前項ノ特殊事態ハ戰爭行為繼續中ト雖モ戰爭行為ノ目的達成上支障ナキ限り情勢ノ推移ニ應ジ條約

裏面白紙

1584A-1-6

及附屬文書ノ趣旨ニ準據シテ調査セラルベキモノトス

第二條

従前中華民國臨時政府、中華民國新政府等ノ辨
ジタル事項ハ中華民國政府ニ依リ繼承セラレ當
リ現狀ヲ維持セラレタルモノナルニ依リ右事項ノ
中調整ヲ要スルモノニシテ未ダ調整セラレザルモ
ノハ專断之ヲ許スニ伴ヒ兩國ノ協議ニ依リ條約
及附屬文書ノ趣旨ニ準據シテ造ニ調査セラルベキ
モノトス

第三條

兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭狀態終了シタルト
キハ日本國軍隊ハ本日署名セラレタル日本國中華
民國間基本關係ニ關スル條約及兩國間ノ現行約定
ニ基キ駐屯スルモノヲ除キ撤去ヲ開始シ治安確立
ト共ニ二年以内ニ之ヲ完了スベク中華民國政府ハ
本期間ニ於テ治安ノ確立ヲ保障スルモノトス

第四條

中華民國政府ハ事變發生以來中華民國ニ於テ事變
ニ因リ日本國臣民ノ蒙リタル權利利益ノ損害ヲ補
償スベシ
日本國政府ハ事變ノ爲生ジタル中華民國難民ノ救

裏面白紙

1584A-1-7

濟ニ付中華民國政府ニ協力スベシ

第五條

本議定書ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本議定書ニ署名

調印セリ

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

附屬議定書ニ關スル日華兩國全權委員間ノ
解事項

本日日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約ニ署名スルニ當リ右條約附屬議定書第一條及第二條ノ規定ニ關シ兩國全權委員間ニ互ノ了解成立セリ

第一 中華民國ニ於ケル各種稅機關ニシテ目下軍事上ノ必要ニ依リ特異ナル狀態ニ在ルモノニ付テハ中華民國ノ財政獨立尊重ノ趣旨ニ基キ速ニ之ガ調査ヲ計ルモノトス

第二 目下日本國家ニ於テ管理中ノ公營、私營ノ工場、礦山及商店ハ概テ有スルモノ及軍事上ノ必要等己ムヲ得ザル特殊ノ事情ニ在ルモノヲ除キ合理的方法ニ依リ速

裏面白紙

1584A-1-8

ニ之ヲ中華民國側ニ移管スル必要ナル措
置ヲ講ズルモノトス

第三

日華合辦事業ニシテ固有資産ノ評價、出
資比率其ノ他ニ付修正ヲ要スルモノアル
ニ於テハ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル
所ニ從ヒ之ガ是正ノ措置ヲ講ズルモノト
ス

第四

中華民國政府ハ對外貿易ニ關シ統制ヲ必
要トスル場合ハ自主的ニ之ヲ行フモノト
ス但シ條約第六條ニ協ケフレタル日華經
濟提携ノ原則ト既調スルコトヲ得ズ又專
横繼續中ニ於テハ右統制ニ付日本國側ト
協議スベキモノトス

第五

中華民國ニ於ケル交通、通信ニ關スル事
項ニシテ調整ヲ要スルモノニ付テハ兩國
間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ專横
之ヲ許ス限リ速ニ之ガ調整ヲ計ルモノト
ス

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十
一月三十日南京ニ於テ日本文及英文ヲ以テ本書各
二通ヲ作成ス

裏面白紙

1584A-1-9

日 滿 華 共 同 宣 言

大日本帝國政府
滿洲帝國政府及
中華民國國民政府ハ

三 國 相 互 ニ 其 ノ 本 然 ノ 特 質 ヲ 尊 重 シ 京 師 ニ 於 テ 道 義 ニ 基 ク 新 秩 序 ヲ 建 設 ス ル ノ 共 同 ノ 理 想 ノ 下 ニ 善 隣 ト シ テ 緊 密 ニ 相 接 觸 シ 以 テ 東 亞 ニ 於 ケ ル 恒 久 的 平 和 ノ 確 立 ヲ 形 成 シ 之 ヲ 核 心 ト シ テ 世 界 全 體 ノ 平 和 ニ 貢 獻 セ ン コ ト ヲ 希 望 シ 左 ノ 如 宣 言 ス

一 日 本 國、滿 洲 國 及 中 華 民 國 ハ 相 互 ニ 其 ノ 主 權 及 領 土 ヲ 尊 重 ス

二 日 本 國、滿 洲 國 及 中 華 民 國 ハ 互 恵 ヲ 基 調 ト ス ル 三 國 間 ノ 一 般 提 携 既 中 善 隣 友 好、共 同 防 共、經 濟 提 携 ノ 實 ヲ 舉 グ ベ ク 之 ガ 爲 各 彼 ニ 互 リ 必 要 ナ ル 一 切 ノ 手 段 ヲ 講 ズ

三 日 本 國、滿 洲 國 及 中 華 民 國 ハ 本 宣 言 ノ 趣 旨 ニ 基 キ 遼 ニ 約 定 ヲ 締 結 ス

昭 和 十 五 年 十 一 月 三 十 日 即 チ 康 德 七 年 十 一 月 三 十 日、中 華 民 國 二 十 九 年 十 一 月 三 十 日 南 京 ニ 於 テ

裏 面 白 紙

日華間基本條約及ビ日滿華共同宣言ニ關スル
外務省情報部長談 昭一五。一一。三〇

1584A-1

本日南京ニ於テ午前十時阿部大佐ト汪行政院長ハ
汪氏ハ二十九日國民政府主席ニ就任シタルモ、條約
締結ニ關スル交渉及ビ調印ハ行政院長ノ資格ニ於テ
爲シタル次第ナリトノ旨ニ日華間ノ基本關係ニ關
スル條約及ビ附屬諸取極ガ調印セラレ、コレニヨリ
日本ハ新國民政府ヲ中國ニ於ケル正當政府トシテ正
式ニ承認シタ事デアルガ、引續キ午後零時阿部大佐、
藏式邊全權及ビ行政院長トノ間ニ日滿華共同宣言ノ
調印ヲ見ルニ至リ、滿洲國ハ汪精衛氏ヲ首班トスル
國民政府ヲ承認シ、國民政府ハ滿洲國ヲ承認シ、茲
ニ三國相提携シテ東亞新秩序建設ニ邁進スベキ基礎
ノ確立ヲ見タコトハ、慶賀ニ堪ヘナイ所デアル。

今大變發生以來皇軍ノ進出ニ伴ヒ、中國各地ニ
治安維持會ノ發生ヲ見、ソレ等ハ漸次臨時、維新ノ
兩政府ニ吸引結集セラレ、新中國建設ノ嚮導ハ漸次
成熟シツ、アツタガ果然汪精衛氏ヲ領導者トスル和
平教團運動ノ嚮頭ヲ見ルニ至ツタ。
本運動ハ日本ト提携シテ新東亞ヲ建設スルヲ目的
トシ、是ガタメ共產主義、抗日運動ヲ排除シ、日華
提携ノ更生國民黨政權ヲ樹立スルコトナリ、昭和
十三年十二月遼ニ汪氏ノ重慶脱出トナツテ、世界ノ

1584A-2

表面ニ現ハレ出タノデアル。(十二月十八日)。次
イテ東亞新秩序建設ニ關スル近衛内閣總理大臣ノ談
話(十二月二十二日)ニ對應セル汪氏ノ和平反共宣
言(十二月三十日)トナリ、ソノ後汪氏ハ河内ヨリ
上海ニ到着(昭和十四年五月八日)同地ニ和平運動
ノ根據ヲ置クコトトナツタガ、茲イテ同年五月三十
一日東京ヲ訪レ、當時平沼總理及ビ近衛前總理トモ
會見ノ上、和平運動ニ對スル日本側ノ決意ヲ知り、
愈々本格的運動ニ乗出スコトトナリ、八月二十八日
中國國民黨第六次全國代表大會(六全大會)ヲ上海
ニ召集シ、日華關係ヲ根本的ニ調整シ國交ヲ恢復ス
ルコト、及ビ國民黨ノ機構ヲ改正シテ汪氏ヲ黨中央
執行委員會主席トスルコトヲ可決シ、復舊セラレタ
ル三民主義ニ對シテ純正解釋ヲ下シタノデアアル。コ
コニ於テ和平救國運動ハ一轉シテ和平建國運動トナ
リ、純正國民黨ハ從來ノ以黨國ノ主張ヲ拋棄シ、
各黨各派無黨無派ノ人士ト協力シテ、新中央政府樹
立ノ工作ニ乗出シタノデアアル。

新中央政府樹立ノ工作ハ總テ、九月十九日ヨリ三
日間南京ニ於ケル汪精衛、王克敏、梁鴻志三氏間ノ
所謂三巨頭會談トナリ、昭和十五年ニ入ルヤ一月二
十三日ノ青島會談(汪精衛、王克敏、梁鴻志三氏)
二月十二日汪氏ト各黨各派、社會上重望アル人士ト
ノ會談ヲ以テ、中央政府樹立大綱、政綱等ニ關スル

裏面白紙

1584A-3

意見ノ一環ヲ見、遂ニ三月二十日新中央政府成立ノ
根本ヲ定ムベキ中央政治會議ノ開催トナツタノデア
ル。

同會議ニハ國民黨十名、臨時政府、推新政府各五
名、蒙古聯合自治政府、國家社會黨、中國青年黨各
二名、其ノ他社會上重要ナル者四名、合計三十名ノ
議員出席シ、日華關係調整案、中央政府獨立大綱案、
國民政府政綱、中央政治委員會組織條例等ノ十二重
要條件可決セラレ、二十五日閉會、同三十日南京ニ
於テ國民政府遷都典禮舉行セラレ、主席代理汪精衛
氏遷都宣言ヲ發シ、茲ニ國民政府ハ京師新秩序建設
ヲ分擔者トシテ、歴史的第一歩ヲ踏ミ出スコトトナ
ツタノデアアル。

他方中央政府獨立工作ト併行シテ、日華外交調整
ノ交渉ハコレト不可分ニ進行セラレ來ツタガ、昭和
十四年八月末ノ國民黨六全大會以後ハ、善隣友好、
共同防共、經濟提携ノ三大原則ヲ基調トシテ、愈々
急調ニ展開セラレ、十二月三十日上海ニ於テ、兩國
工作者間ニ要文調整ニ關スル基本概念ノ一致ヲ見タ
ノデアアル。

而シテ昭和十五年三月三十日、新中央政府成立ヲ
見ルヤ、帝國政府ハ四月一日阿部信行氏ヲ特命全權
大使ニ任命、二十三日南京着任後、日華外交修復ニ
關スル準備ハ益々辦理セラレ、七月五日阿部大使、

裏面白紙

1584A-4

汪主席代理以下出席ノ下ニ第一回正式會議開カレ、
 汪氏ヨリ會議ニ對スル中國側ノ期待ヲ表明シ、コレ
 ニ對シ、阿部大使ヨリ交渉ニ對スル我方方ノ見解ヲ
 披瀝シテ。爾後時ヲ閱スルコキ約二箇月、八月二十
 八日迄ノ間ニ正式會議ヲ開クコト十五回、彼我雙方
 ノ互譲ト言ハンヨリ、寧ロ東亞新秩序建設ヘノ熱情
 ハ、能ク顕著セル點ヲ超克シ、八月二十八日ノ第
 十五回正式會議ヲ以テ條約案文ハ一應ノ決定ヲ見、
 同三十一日兩國委員ノ面ニイニシアルガ行ハレタ。
 次イデイニシアルヲ經タル案文ニツキ、兩國各々國
 内の検討ヲ重ネタル結果、局部的ニツノ修正ノ必要
 ヲ認メ、九月下旬再折衝ノ上右修正ニ關スル意見ノ
 妥結ヲ見、十月一日兩國委員間ニイニシアルガ行ハ
 レタノデアアル。

德方方面ニ對シ常ニ全面的支持ヲ咨マナカッタ滿
 洲國トモ、日滿華共同宣言案ニツキ折衝ガ行ハレテ
 ラツタガ、十一月上旬南京ニ於テ滿洲國委員外務局
 長官章宗祥氏ヲ迎ヘ、十一月八日右三國委員會ノイ
 ニシアルガ行ハレルニ至ツタ。コレヨリサキ阿部大
 使ハ十月二十七日歸朝、同月二十九日近衛總理大臣
 ト會見シテ、一切ノ復命ヲ了シ條約案ハ十一月十三
 日ノ御前會議ヲ經テ經密院ノ御諮詢ニ付セラレ、十
 一月二十七日同院ノ本會議ニ於テ可決セラレ、本日
 茲ニ刷印ヲ了シタ次第デアアル。

裏面白紙

裏面白紙

cust. 1584A

電 明 書

東京ガゼツト・ニ付シ
HOKYO GAZETTE

余 E. E. DANLIEY ハ茲ニ左記ノ如ク證明ス

記

余ハ聯合國最高指揮官總司令部國際檢察部ニ於ケル文書課長ニシテ、且ツ本職ノ任トシテ右檢察部ノ入手ニ係ル接收敵國文書類ノ原文又ハ寫シヲ所持、保管、管理ニ當ルモノナルコト

ニ文書第一五八四號ハ外政協會 (Japanese Institute of Foreign Relations) 由リ當方ニ手交セラレタルモノニシテ聯合國最高指揮官部下ノ單據ノ接收取ハ入手セル敵國文書類ノ原文或ハ寫シナルコト且ツ手交セラレテ以來引續キ余ガ保管下ニアルコト

日附一九四六年(昭和二十一年)八月十二日

E. E. DANLIEY (署名)

余ハ更ニ文書第一五八四號ハ月刊誌「東京ガゼツト」三部、即チ一九四二年(昭和十七年)一月號二月號及ビ三月號ヨリ成ルコトヲ証ス

日附一九四六年(昭和二十一年)八月十五日

E. E. DANLIEY (署名)

21.9.10

E465

1453A-1

以書翰啓上致候陳若本日附貴翰ヲ以テ左記ノ趣
申越相成敬承致候

本日中華民國日本國間締結スル條約ニ署名ス
ルニ當リ本口ト爾下トノ間ニ左ノ了解成立致候

第一

蒙疆(內長城線(含マズ)以北ノ地域トス)
ハ前記條約ノ規定ニ基キ國防上及經濟上華日
兩國ノ強度結合地帯タル特殊性ヲ有スルモノ
ナルニ鑑ミ現狀ニ基キ廣汎ナル自治權ヲ認メ
タル高度ノ防共自治區域ト爲スモノトス
中華民國政府ハ蒙疆ノ自治ニ關スル法令ニ依
リ蒙疆自治ノ權限ヲ規定スベク法令ノ制定ニ
付テハ豫メ日本國政府ト協議スルモノトス

第二

一 中華民國政府ハ前記條約及附屬文書ノ規
定スルガ如ク華北(內長城線(含ム)以
南ノ河北省及山西省並ニ山東省ノ地域)
ガ國防上及經濟上華日間ノ緊密ナル合作
地帯タルニ鑑ミ華北ニ華北政務委員會ヲ
設置シ同委員會ヲシテ中華民國臨時政府
ノ辨ジタル事項ヲ繼承處理セシメ居ル處

裏面白紙

1453A-2

右委員會ノ權限ヲ成ハ兩國間ノ全般的平
和克復後左記二ノ條項ヲ具現シ得ルヲ以
テ限度トシ之ヲ目途トシテ速ニ調整セラ
ルベキモノトス

二 兩國間ノ全般的平和克復後華北ニ於ケル
華日協力事項中華北政務委員會ガ地方的
ニ處理シ得ル事項ハ左ノ通トシ右ニ關シ
テハ中華民國政府ハ日本國政府トノ協議
ニ基ク法令ニ依リ之ヲ規定スルモノトス

甲

(一) 防共及治安協力ニ關スル事項
理 日本國軍隊駐屯ニ伴フ事項ニ關スル處

(二) 華日間ノ防共及治安協力ニ關スル所要
事項ノ處理

(三) 其ノ他華日軍事協力ニ關スル處理
但シ國防軍ニ關スル處理ハ中華民國政
府ノ華北ニ特設スル軍事處理機關ニ依
ルモノトス又華北政務委員會ノ保有ス
ル緩衝部隊ノ兵力ニ關シテハ別ニ定ム
ル所ニ據ルモノトス

裏面白紙

1453A-3

裏面白紙

乙

華北ニ於ケル經濟提携就中國防上必要ナル埋藏資源ノ開發利用竝ニ日本國、滿洲國、蒙疆及華北間ノ物資需給ニ關スル事項

(一) 日本國及日本國臣民ニ對シ資源就中國防上必要ナル埋藏資源ノ開發利用ニ關スル便宜供與ニ關スル事項

(二) 日本國、滿洲國、蒙疆及華北間ノ物資需給ノ便宜且合理化ニ關スル處理

(三) 日本國、滿洲國、蒙疆及華北間ノ通貨及爲替ニ付テノ協力ニ關スル處理

(四) 鐵道、航空、通信、主要海運ニ付テノ協力ニ關スル處理

丙

日本人顧問及職員ノ招聘採用ニ關スル事項

丁 前記甲、乙及丙ニ掲ゲラレザル事項ニ付テノ日本國及滿洲國トノ純粹ナル地方的處理ニ關スル交渉

三

華北政務委員會ハ中華民國政府ノ決定スル範圍内ニ於テ蒙疆トノ地方的連絡ニ關スル處理ヲ行フコトヲ得ルモノトス

1453 A-4

四 華北政務委員會が前記二及三ニ掲ケラレ
タル事項ノ處理シタル場合ハ隨時之ヲ中
華民國政府ニ報告スルモノトス

裏面白紙

1453A-5

第三

中華民國政府ハ前記條約及補屬文書ノ規定ニ基キ協
 子江下流地ニ於テ經濟上華日間ノ緊密ナル合作ヲ
 具現スルコトトナリタルニ鑑ミ且右ニ望ミシ華日協
 カノ實現上特ニ上海ノ占ムル重要ナル地位ニ鑑ミ日
 本國政府トシテ新上海ヲ建設スベク左記各項ニ
 關シ別ニ協議決定シラルル所ニ從ヒ華日間ノ提携ヲ
 具現スルモノトス

- 一 兩國ハ協子江下流地線帶ニ上海ニ於テ貿易、金
 融、產業及交通等ニ關シ緊密ニ協力スルコト
- 二 兩國ハ上海ニ於テ思想、教育、宣傳、衛生、醫
 療及文化事業ニ關シ緊密ニ協力スルコト
- 三 上海特別市ノ建設ニ關シ中華民國政府ハ同特別
 市ノ財源ニ付充分考慮シ建設ニ支障ナカラシムベ
 ク日本國政府ハ右建設ニ付技術的協力ヲ爲スコト
- 四 上海特別市ノ對外交渉ニ關シテハ範圍エズ兩國同
 ニ緊密ナル連絡ヲ保チ協力スルコト
- 五 日本國政府ノ庚午ニ締ル專項中上海ニ於ケル地
 方的整理ニ付テハ上海特別市政府ヲシテ之ニ當ラ
 シムルコト

裏面白紙

1453A-6

第四

中華民國政府ハ前記條約及前項文書ノ規定ニ基キ華南沿岸特定島嶼及之ニ關聯スル地點ニ於テ前項同ノ暴行ナル軍事上ノ合作及經濟上ノ提携ヲ具現スルコトトナリタルニ任ミ爾後爾ニ別ニ協議決定セラルル所ニ依リ現狀ニ從ヒ左ノ措置ヲ執ルモノトス

一 海南島及附近ノ諸島嶼ヲ管轄トスル一省ヲ設クルコト

二 廈門島及其ノ附近ヲ市域トスル廈門特別市ヲ設クルコト

第五

三 前記諸地域ニ於ケル華日協力事項中軍事協力及經濟提携ニ關スル事項ニ付以テ別ニ規定スルヲ從ヒ得ル如ク協議スルコト

中華民國政府ハ日本國政府トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ華日協力事項ニ關シ日本人技術顧問ヲ派遣シ以テ該地ノ發展ニ資スルモノトス

前項ノ顧問ノ職權及服務規程ハ前項同ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ中華民國政府ニ於テ之ヲ定ムベク又前項ノ職員ノ任命ハ中華民國法令ノ定ムル所ニ

1453A-7

捺ルモノトス

本官ハ閣下ニ於テ右了解ヲ確認セラレンコトヲ希望致候

本使ハ茲ニ前記了解ヲ確認致候

右回答旁本使ハ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

昭和十五年十一月三十日 南京ニ於テ

大日本帝國特命全權大使

阿部信行

(印)

中華民國國民政府

行政院院長

汪兆銘閣下

裏面白紙

裏面白紙

1452A-8

証 明 書

「ワシントン」文書局 第 一 四 五 三 A 號

目録徴察部

第一四五三A號

余下田タケンハ外務省文書課長ノ職務ニ於テ該部ノ
書類ガ下記題名原文ノ正シキ内容ヒナキ爲シナルコ
トヲ茲ニ証明ス

日文化務局長下田ノ一九四〇年/昭和十五年/十
一月三十日付、河部大佐ヨリ行儀院院長汪兆銘宛
文書A號

千九百四十六年/昭和二十一年/八月二日

東京ニ於テ署名

當該省長署名欄

下田

T

(署名)

右ノ者ノ公的資格

外務省

文書課

課長

証 人

オ下

ナガハル

1453A-9

公式入手ニ關スル證明

余「エドワード ビーモナハン」ハ、余ガ聯合國最高
指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト並ニ上記延
名ノ文書ハ余ガ公使上日本政府ノ上記署名官吏ヨリ
入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二日

東京ニ於テ署名

氏名 編 エドワード ビーモナハン

右ノ者ノ公的資格 國際檢察部調査官

證人 ウイリヤム・シーブラウト

裏面白紙

1453 (cont.)

證 明 書

余 E. E. ダンリイハ茲ニ左記ノ如ク證明ス

記

一余ハ聯合國最高指揮官總司令部國際檢察部ニ於ケル文書課長ニシテ、且ツ本職ノ任トシテ右檢察部ノ入手ニ係ル接收敵國文書類ノ原文或ハ寫シヲ所持、保管、管理ニ當ルモノナルコト

ニ文書第一四五三號ハ日本外務省ヨリ當方ニ手交セラレタルモノニシテ聯合國最高指揮官總部下ノ軍隊ノ接收或ハ入手セル敵國文書類ノ原文或ハ寫シナルコト且ツ手交セラレテ以來引續キ余ガ保管下ニアルコト

日附 一九四六年(昭和二十一年)八月二十七日

E. E. ダンリイ (署名)

裏面白紙

裏面白紙

1453 A-2

附屬秘密協約

本日日本國中華民國間基本關係ニ関スル條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左條約ト一體ヲ成スルキニトシテ左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

條約第五條ノ規定ニ基キ日本國ハ所屬ノ艦艇部隊ヲ揚子江沿岸特定地及註ニ華南沿岸特定島嶼及之ニ間航路ニ駐留セシムルノ日本國艦艇ハ中華民國領域内港灣水域ニ自由ニ出入航行し得ルニシテ

日本國及中華民國ハ兩國共通ノ利益確保ノ為支那海ノ交通ヲ維持シ其ノ安全ヲ擁護スルニ必要ト認メ條約第五條ノ規定ニ基キ兩國間ニ別ニ協議汪定スル所ニ從ヒ華南沿岸特定島嶼及之ニ間航路ニ駐留スル艦艇ニ於テ緊要ナル軍事上ノ協力ヲ行フコトヲ

第二條

中華民國政府ハ廈門及海南島並ニ其ノ附近ノ諸島嶼ニ於テ特定資源就中國領土中屬スル

No. 1

No. 2

1453 A

資源ニ關シ兩國緊密ニ協定シ之ヲ開發生産
ヲ計ルニテ約諾ス右資源ノ利用ニ關シテ中華
民國ノ需要ヲ考慮シ中華民國政府ハ日本國及
日本國臣民ニ對シ積極的ニ充分便宜ヲ提供シ
得ニ日本國ノ國防上ノ要求ヲ充足スルモノトス

第三條

兩國政府ハ兩國間ノ全般ノ平和克復ノ際又ハ其
ノ以前ノ適當ノ時期ニ於テ協議ノ上本協約ヲ公表
スルモノトス

第四條

本協約ハ條約ト同時ニ實施スルヤシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本協約ニ署名ス

調印セリ

昭和十五年十一月三十日 即チ中華民國二十九年一月三十日
南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使 阿部信行

中華民國國民政府行政院院長 汪兆銘

裏面白紙

21.9.10.

F465

1453B-1

證明書

W. D. C. 巻紙

I. P. S. 巻紙 一冊五三B

私、小田部健一ハ外務省書記官長トシテコ、ニ
添附セル巻紙ガ次ニ於ケル巻紙ノ正確ナル事ヲ
ルコトヲコ、ニ證明ス

一九四〇年十一月三十日附 日文差本在約兩地
ノ同部大佐ヨリ汪行政院院長宛交發公文 乙

一九四六年八月二日 於東京

外務省書記官長

小田部健一(署名)

裏面白紙

1453B-2

證 明 書

W . D . C . 香 號
I . P . S . 香 號 一 四 五 三 B

私、下田武三ハ外務省、記録保存所主任トシテ、
添附ノ書類ハ、下述ノ書類ノ眞實ニシテ正確ナ
ルヲ認シタルコトヲコ、ニ證明ス

一九四〇年十一月三十日附 日文基本條約附
屬ノ阿部大使ヨリ汪行政院院長宛交換公文乙
一九四六年八月二日 於東京

外務省記録保存所主任

下 田 武 三

證人 大 戸 永 春

以當前書上致候者本日附貴館ヲ以テ左記ノ録
申起相成致候
本日中華民国日本國間基本關係ニ關スル條約ニ
名スルニ當リ右條約附屬規定書第一條ノ規定ニ關

裏面白紙

1453B-3

聯シ日本國が中華民國領域内ニ於テ現ニ遂行シツ
ツアル機舉行爲ヲ阻害スル期間中中華民國政府ハ
右日本國ノ機舉行爲ノ自由完遂ニ付遺憾ニ極力
スベキ旨本官ト閣下トノ間ニ了済成立致候
本官ハ閣下ニ於テ前記了済ヲ確認セラレシコトヲ
悉數致候

本使ハ茲ニ前記了済ヲ確認致候
右同答券本使ハ閣下ニ向テ以意ヲ表シ候 茲 具
昭和十五年十一月三十日 爾太ニ於テ

大日本帝國陸軍省 陸軍部 信 行 (印)

中華民國國民政府行政院 陸軍部

汪 兆 銘 閣 下

正式入手ノ證

ワ、エドワード・P・モノハンハ茲ガ聯合軍總司令
令部ニ所屬シ、上列ノ發領シ上記ノ日本政府官吏
ヨリ公認ト正式ニ入手セルコトヲコ、ニ證ス

一九四六年八月二日 於東京

エドワード・P・モノハン (署名)

職 務 I・P・S・ 職 務

職 務 ウイリアム・C・ブラット

42.

21-9-10

E. 465A
P. 1453c - 1

一四五三

大中華民國駐日公使汪兆銘
國民日報日本編輯部汪兆銘君
ニ當リ右條約所屬議定書第一條ノ規定ニ關聯シ、
本院長ト貴大使ニ、日本國ガ中華民國領域内ニ
於テ、現在從事シツルアル競争行為ノ繼續期間中
中華民國政府ハ右日本國ノ競争行為ノ目的完成ノ
爲、積極的權力ヲ爲スベキコトニ關シ了解ノ成立
セルコトヲ通知スルノ光榮ヲ有ス。
本院長ハ貴大使ノ右了解ヲ確認セラレンコトヲ希
望シ貴大使ノ御意照々得バ幸甚トス。

大日本特命全權大使阿部信行殿

一九四〇年ノ中華民國廿九年ノ十一月廿日

汪兆銘印

裏面白紙

裏面白紙

啓 明 登

「ワシントン」文藝局 第 一 四 五 三 〇 号
目 録 途 察 部

1453c-2

余オダベ、ケンイチハ余妻外務省翻譯課長ノ資
格ニ於テ茲ニ添附セラレタル文藝ハ下記題名ノ文
藝ノ正確ナル翻譯ナルコトヲ茲ニ證明ス。

日華基本條約附屬一九四〇年ノ昭和十三年ノ十
一月三十日附注行政院長ヨリ阿部大使宛交換公文
(乙)

一九二六年ノ昭和十一年ノ八月二日東京ニ於テ署名

外務省翻譯課長オダベ、ケンイチ

1453C-3

「ワシントン」文書局 第 一 冊
 目 録 第 一 冊 第 一 四 五 三 〇 號

英露及日公正ニ關スル説明

余、下記タケツハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ外務省文書課長トシテ、日本政府ト公約「乙」ニ在ルモノナレコト、茲ニ際官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、頁ヨリ成レ、千九百〇一年ノ昭和年ノ千九百〇四年ノ昭和十三年ノ十一月三十日附、汪行監院長ヨリ同部大隈宛交換公文（乙）ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ説明ス。

余ハ既ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、茲ニ右ガ下記を以テ又ハ郵局ノ公式書類及ビ書ノ一部ナレコトヲ説明ス。（若シアラバ復々ハ引用、其ノ他公式書類又ハ簽ニ於ケル該文書ノ成爲所在ノ公式名簿ヲモ以テ記スベシ）

外務省

裏面白紙

裏面白紙

1453c-4

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二日

東京ニ於テ署名

官職ヲ喪失者名目
右ノ者ノ公的資格
人 オード・ナジハル

公式入手ニ關スル證明

余、エドワード・モノガンハ、余ヲ聯合國最高階級
軍官總司令部ニ關係アルモノナルコト、並ニ上記運
名ノ文書ハ余ガ公認上、日本政府ノ上記署名官良ヨ
リ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二日

東京ニ於テ署名

氏名
右ノ者ノ公的資格
人 エドワード・モノガン
ウイリアム・シー・ブラット

1453C-5

書目第一冊三三〇號

題

余 余 語 語 ハ 余 ガ 日 本 語 及 ビ 中 國
語 ニ 精 通 セ ル 者 ナ ル コ ト 並 ニ 中 國 語 原
文 及 ビ 日 本 語 原 文 ヲ 對 照 ノ 上 右 ハ 本 書
類 ヲ 撰 實 ニ 且 正 體 ニ 編 録 セ ル モ ノ ナ ル
ヲ 雜 録 セ ル コ ト ヲ 茲 ニ 陳 ス

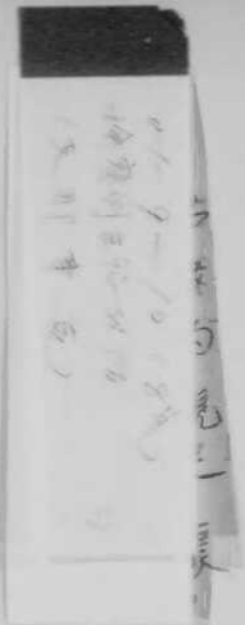
余 語 語

裏面白紙

DocP/453

大中華民國國民政府行政院院長汪、本日中華民國
國日本國間基本關係條約ニ署名スルニ當リ、本院
長ト貴大使間ニ左ノ了解事項或三セシコトヲ通知スル、
先聲ヲ有ス。

文一



蒙疆(內長城線)之、合三ノ
經濟上中日兩國、強ク、殆
性ニ鑑ミ、現状ニ懸シ、蒙疆

ハ高ク、防共自治ト為シ、其ノ、蒙疆ニル自治權ヲ認ム
ルモノトス。

中華民國政府ハ蒙疆自治ニ關スル法令ニ據リ、蒙疆
自治ノ權限ヲ定メ、右法令ノ制定ハ豫メ日本政府
ト之ヲ協議スベキモノトス。

文二

一右條約及附原文書ノ規定ニ據リ、華北(內長城
線)之ヲ含ム以テ、河北省、山西省及山東省、他

No 1.

DocP/453

No 1.

2
大中華民國國民政府行政院院長汪ハ本日中華民國
日日本國間基本關係箇條約ニ署名スルニ當リ本院
長ト貴大使向ニ左ノ了解事項或三セシコトヲ通知スル
先榮ヲ有ス

文一

右條約ノ規定ニ據リ蒙疆(內長城線之ヲ含ム)以
北(地域)ハ國防上及ビ經濟上中日兩國ノ強ク
合地帯ナルヲ以テ此ノ特殊性ニ鑑ミ現狀ニ應ジ蒙疆
ヲ高ク自治ト爲シ其ノ發展ナル自治權ヲ認ム
ルモノトス

中華民國政府ハ蒙疆自治ニ關スル法令ニ據リ蒙疆
自治ノ權限ヲ定メ右法令ノ制定ハ豫メ日本政府
ト之ヲ協議スベキモノトス

文二

一右條約及附原文書ノ規定ニ據リ華北(內長城
線ヲ之ヲ含ム)以南ノ河北省山西省及山東省

裏面白紙

No 2

1453D

賦)ハ中日向国防ニ及經濟上、緊密ナル合作地帯
 トシ、中華民國政府ハ之ニ鑒ミ、華北ニ華北政務委員
 會ヲ置キ、該委員會ヲシテ、中華民國臨時政府所管
 ノ事項ヲ繼承並ニ處理セラルモトス。但シ該委員會ノ
 權限ハ兩國向全面的和平恢復ノ後、實現シ得ベキ
 左ノ三條項ニ限リ、且之ヲ目標トシ、速ニ調整、整理ス
 ベキモトス。

二、兩國向ニ於テ全面的和平恢復ノ後、華北ニ於ケル中日
 協力事項中、華北政務委員會ニ於テ地方的處理
 ヲ為シ得ルモノハ、左、如キモトス。此、莫ニ便シテハ、中華民
 國政府ニ於テ日本政府ト協議セル法令ニ據リ
 之ヲ決定セバキモトス。

(次頁ニ續ク)

裏面白紙

甲 防共及治安ニ関スル協力事項

(一) 日本國軍隊ノ駐屯ニ伴ヒ發生セル事項ノ處理

(二) 中日國防共及治安ノ協力ニ必要ナル事項ノ處理

(三) 其他中日間ノ軍事的協力事項ノ處理

但シ國防軍ニ關シテハ中華民國政府ガ特ニ華北ニ設ケタル軍事顧問機關ニ於テ處理スベキモノトス 又華北必寧委員會ニ屬スル經略部隊ノ兵力ニ關シテハ別ニ之ヲ定ムベキモノトス

乙 華北ノ經濟提携ヲ就中ノ國防上必要ナル埋藏資源ノ開發利用及日本國滿洲國蒙疆ト華北間ノ物資需給ニ關スル事項

(一) 資源 就中ノ其國防上必要ナル埋藏資源ノ開發利用ニ關シ日本國及日本國臣民ニ便宜ヲ興ワル 事項

(二) 日本國滿洲國蒙疆ト華北間ノ物資ノ需給ニ關シ便宜ヲ求メ且其ノ合理的ナル處理

(三) 日本國滿洲國蒙疆ト華北間ノ通貨及名目ニ關スル協力の處理

(三) 日本國滿洲國蒙疆ト華北間ノ通貨及名目ニ關スル協力の處理

裏面白紙

NO 4

Doc. 1453 D.

- (四) 鉄道航空通信主要ナル海運ニ関スル協力
的処理
- 丙 日籍顧問及職員ノ招聘任用ニ関スル事項
右甲乙丙ニ掲ゲタル事項ニ関シ日本國及
滿洲國同ノ純粹ナル地方的処理ニ屬スル交渉
- 三 華北改訂委員會ハ中華人民國の府ノ
定ムルシ範圍内ニ於テ蒙疆ト地方協
連係事項ヲ處理シ得ルモノトス
- 四 華北の警察委員人会ニ於テ右ニ及三ニ規
定セル事項ヲ處理セル場合ハ其ノ都度
中華人民國の府ニ報告スルモノトス

裏面白紙

1453D

第三

- 一 右條約及附屬文書、規定ニ據リ揚子江下流域ニ於テハ中日間經濟上取寄密ナル合作ヲ實現スベク且之ト關係シ上海ハ中日協力ノ實現上最モ重要ナル地位ヲ占ムベク中華人民國政府ハ之ニ鑑ミ左ノ各項ニ関シ別ニ議定スル所ニ據リ日本子政府ト協力シ中日間ノ提携ヲ實現シテ上海ヲ建設スルモトス
- 二 兩國ハ揚子江下流域就中上海ニ於テ貿易、金融、産業及交通等ニ付取寄密ナル協力ヲ為スコト
- 三 中日經濟協議會ヲ設置スルコト
- 四 兩國ハ上海ニ於テ思想教育、宣傳、衛生、警察及文化事業ニ関シ取寄密ナル協力ヲ為スコト
- 五 上海特別市ノ建設ニ関シ中華民國政府ハ充分該特別市ノ財源ヲ考慮シ建設上障礙ノ發生ヲナカラシメ又日本國政府ハ此ノ建設ニ對シ技術上ノ協力ヲ為スコト
- 六 上海特別市ノ對外交渉ニ関シ兩國ハ常ニ取寄密ナル連絡ヲ保テ協力ヲ為スコト
- 七 日本國軍隊ノ駐屯ニ伴ヒ發生セル事項ニシテ上海ニ於テ地方的處理ヲ為スモノハ上海特別市市政府ニ於テ之ヲ擔當スルコト

裏面白紙

1453D

才四

右條約及之附屬文書ノ規定ニ基キ華南沿岸ノ特定
島嶼及其ノ圍繞セル地点ニ兩國間ノ緊密ナル軍事
上ノ合作經濟上ノ提携ヲ實現セントシ中華民國政府ハ
之ニ鑑ミ兩國間ニ別ニ行フ議定ニ依リ現状ニ應ジ左ノ
措置ヲ取ルベキモノトス

- 一、海南島及其附近ノ諸島嶼ヲ省區トシ一省ヲ置クコト
- 二、廈門島及其附近ヲ市區トシ廈門特別市ヲ置クコト
- 三、右諸区域内ノ中日協力ノ事項中ノ軍事的協力及經濟
提携ノ事項ニ因シテハ地方的處理ヲ妥當トラシムベク適
当ナル措置ヲ取ルベキモノトス

才五

中華民國政府ハ日本政府トノ間ニ別ニ議定スル所
據リ中日協力ノ事項ニ因シ日籍技術顧問及軍務顧問ヲ
招聘シ且日籍職員ヲ任用スルモノトス

6 前項顧問ノ職權及服務規程ハ中華民國政府ニ於テ
兩國間ニ別ニ議定スル所ニ據リ之ヲ定ムベキモノトス

7.

又前項職員ノ任務ハ中華民國法令ノ定ムル所ニ據ルベキモノトス

本院長ハ貴大使ニ於テ右了解ヲ確認セラレンコトヲ希望シ貴大使ノ御査照ヲ得ハ幸甚トス

大日本特命全權大使阿部信行殿

一九四〇年一月廿九日

汪兆銘



裏面白紙

證明書

ワシントン文書局 才 号

国際檢察部 才一四五三D号

余オタバケンイサハ余ガ外務省^{外務省}書記課長ノ資
格ニ於テ茲ニ添附セラレタル文書ハ下記題名ノ文
書ノ正確ナル^{外務省}証認ナルコトヲ茲ニ証明ス。

1453 D

日華基本條約附屬 一九四〇年/昭和十五年/
十一月三十日附

汪行政院長ヨリ阿部大使宛交換公文(甲)

一九四六年/昭和廿一年八月二日 東京ニ於テ署名

外務省^{外務省}書記課長

オタバケンイサ

1453D

證明書

ワシントン文書局

才号

國際檢察部

才一四五三D号

與據及び公正ニ関スル證明

余、三ノ下田ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ外務省
文書課長トシテ、日本政府ノ公約關係ニ在ルモノ
ナルコト、且ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレシ
頁ヨリ成ル、一九〇〇年/昭和二年

附 下記題名、即チ日華通商條約附

屬、一九〇四年/昭和十五年/十一月三十日附、

王行政院長ヨリ阿部大使宛交換公文(甲)ノ文書、
原ハ更ニ添附ノ記録及ビ之書ガ日本政府ノ公文書ナ
ルコト、且ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公文書類
及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ綴番号
又ハ引用、莫ク他公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書
ノ正規所 在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)

外務省

一九〇四年/昭和二十一年/八月二日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

右ノ着ノ公約資格

文書課長
オードナガハ

9

裏面白紙

No 10

1453D

公式ニ入テニ決スル證明

余、エドワード・モノガン、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ関係アルモノナルコト、証ニ上
記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官更ヨリ入テシタルモノナルコトヲ證明ス。
一九四六年ノ昭和二十一年ノ八月二日
東京ニ於テ署名

氏名 楠 エドワード・モノガン

右ノ者ノ公的資格 調査官

證人 ウィリアム・シーアラウト

裏面白紙

No. 11

1453 D

書類第一四五三 D 號

證

余朱慶儒ハ余ガ日本語及ビ中國語ニ精通セル者ナ
ルコト並ニ中書院原文及ビ日本語原文ヲ対照ノ上
右ハ本書類ヲ眞實ニ且正確ニ翻譯セルモノナルヲ
確證セルコトヲ茲ニ證ス

朱慶儒

裏面白紙

E. 466

DOC: 1451 A



(封皮上書)
支那第六一號

日本國、中華民國間同盟
條約 於南京調印

一、調印書 昭和十八年十月廿日
附、附屬議定書
日本文 各一冊
漢文 各一冊
二、交換公文(來翰)
漢文 一通

27

E1 466

DOC: 1451 A

(封皮上書)
支那第六一號

日本國、中華民國間同盟
條約 於南京調印

一、調印書目 昭和十八年十月廿日
附、附屬議定書目 日本文 各一冊
漢文 各一冊

二、交換公文(來翰)
漢文 一通

裏面白紙

No1

Doc 1451A

日本と中華民国間同盟條約調印
 二國外情報局發表 (十月三十日)
 日華兩小政府ハ豫テ兩小間ニ同盟條約
 締結方交渉中ナリニ處今般右條約草案ノ
 具結ヲ見十月三十日南京ニ於テ特命全權大使
 谷正之ト中華民国行政院長汪兆銘ト
 間ニ右條約ノ署名調印ヲ了セリ

裏面白紙

Doc 1451A

証 明 書

W.D.C. 第 号

I.P.S. 第四五-A号

書類ノ典據並ニ權威ニ関スル調書

氏名 下田タケノ / SHIMODA Takeno

右者外務省文書課長トシテ日本政府ニ奉
職シ居ルコトニ相違ナク右職務ニヨリ本書添附
ノ一九四三年十月廿日附宣頁ニ亘ル左記書類ノ
保管ヲ為セリ

- 一、日本小中華民不同盟條約調印
- ニ、関スル情報局発表

尚本書添附書類及記録ハ日本政府ノ公文書
ニシテ左記官省又ハ部課ノ公文書及記録ノ一部分
ヲ構成シ居ルモノニ相違ナキコトヲ証ス
(記録番号又ハ引用番号等アラバ夫レヲ特記
スルハ文書課及記録保存所等ノ書類ニシテ官
公常置場所アラバ夫レヲ特記スベシ)

No. 2

裏面白紙

裏面白紙

Doc 145/A

一 日本、外務省

右ハ一九四六年七月十日東京ニ於テ署名セリ

右本人氏名 下田タケノ (印)

/ SHIMODA Takeo /

證人 M. 江村

/ M. Sumura /

書類ノ公式取寄調書

氏名 エドワード・P・モナハン

/ Edward P. Monaghan /

右者聯合軍最高司令部ニ關係シ居ル者ニシテ右記載書類ハ右署名ノ日本政府官(公吏)ヨリ本職ノ公務遂行ニ當リ入手シタルモノナルコトヲ證ス

右ハ一九四六年七月十日東京ニ於テ署名ス

國際檢察局調査員

右本人 エドワード・P・モナハン

/ Edward P. Monaghan /

No3

No 4

Doc 1457A

証人
ロバート F. メイハン
Robert F. Macken

51

裏面白紙

證明書

余 E・E・ダンリイハ茲ニ左記ノ如ク證明ス

記

一、余ハ聯合國最高指揮官總司令部國際檢察部ニ於ケル文書課長ニシテ、且ツ本課ノ任トシテ右檢察部ノ入手ニ係ル接收敵國文書類ノ原文又ハ寫シヲ所持、保管、管理ニ當ルモノナルコト

二、文書第一四五一號ハ

日本外務省ヨリ當方ニ手交セラレタルモノニシテ聯合國最高指揮官總司令部ノ接收或ハ入手セル敵國文書類ノ原文或ハ寫シナルコト且ツ手交セラレテ以來引續キ余ガ保管下ニアルコト

日附一九四六年八月廿七日

E・E・ダンリイ (署名)

1451 (cont-)

Doc. 1451 A

証明書

余、T・C・ルーハ、余が中国語及び英語ニ精通セルコト、並ビニ、英文及び中国文^{（漢文）}ハ、上、本文書が国際検察部文書第^{（一四五一号）}、真実精確ナル^{（正確）}翻譯タルコトヲ確認セルヲ茲ニ証明ス

(署名) T・C・ルーハ

一九四六年九月三日

裏面白紙

No. 1

Doc P 2177
E 967

22

聯合國最高司令官總司令部

AG 09/31 (4 Jun 46) 1PS

SCAPIN - 1390-A

聯合國軍最高司令官 說明 - 三九〇六

覽書

日本帝國政府への覽書

4 Jun 1946

APD 500

（一）
（二）
（三）
（四）
（五）

逕達事務局
入一年報

一九四五年一至九四五年

日本と東亞圏内諸國との輸入輸出の年々ノ報告ノ英文及
日本文ノ贖本ヲ引渡スヤラシメ命令セラル。該報告ハ何ノ
國ニテ出テ何ノ國ニ輸入ナレトシテ合生産物ノ種類
分量及ニ価格ヲ容易ニ調へ得ル如キ形式ナルベシ

最高司令官

署名

J. W. MANN
(ジェー・アブレイ・マン)

B. M. FITCH
(ビー・エム・フィッチ)

少将・高級参謀部高級参謀

裏面白紙

22

聯合國最高司令官總司令部

AG 09/31 (4 Jul 46) 1 PS

SAPPIN - 1390-A

聯合國軍最高司令官 說明 一三九〇A

覽書 日本帝國政府への覽書

經由 東京 中央連絡事務局

主題 輸出及輸入、年報

日本帝國政府へ一九三一年より一九四五年に至る期間、
日本と東亞圏内諸國との輸出入の年々ノ報告ノ英文及
日本文ノ譯本ヲ引渡スヤラシメ命令サレ。該報告ハ何レノ
國ニテモ行ハレ個々ノ國ノ輸入サレテ合生産物ノ種類、
分量及ビ価格ヲ容易ニ調査得ル如キ形式タル可シ

最高司令官 允

署名 J. W. MANN (ゼー・アブレイユ・マン)

B. M. FITCH (ビー・エム・フィッチ)

少將、高級参謀部高級次長

No. 1

Doc^P 2177
E 467

裏面白紙

Doc. 2177

No. 2

联合国最高司令官總司令部宛

東京中央連絡事務局ヨリ

主題 輸出入年報

中央連絡事務局 四三八三(正) 一九四六年八月三十一日

一、参照 右件ニ因テ联合国最高司令官官覽書

AG 07/31 (4 Jun '46) IPS (SCAPIN-1390-A)

二、一九三一年ヨリ一九四五年ニ至ル期間、日本ト東亞圖内諸國トノ間ノ輸出入年報、日本文及英文ノ謄本ハコニ提出ス

總裁 代

署名 勝部

中央連絡事務局連絡部長

須山

同封物 上記二項ニ迷マラレルモノ (此ノ同封物ハ直下ニ

總司令部國際檢察部ノ当該官吏ニ提出サレタ)

EX 468 2/9/10
DOC P2470A

10. Report

Webb

日本及び支那の空海交通の発展
その影響を考察するに際して
その歴史を考察する

證明書

本調査ハ滿洲國政府資料ニ基キ作成セラレタル

"Sixth Report on Progress in Manchuria to 1939"

及ヒ昭和十七年版東洋經濟年鑑ニ記載シアルモノ

等ヨリ正確ニ騰寫セルモノニシテ其ノ内容ハ正確

ナルモノト認め

昭和廿一年七月十日

外務省管理局 經濟部

大陸課長 鈴木政勝(印)

No 1.
49

裏面白紙

No. 2 (1) 満洲国ノ貿易高 (1932-1943) (單位 滿洲円)

Doc 2470A

年 度	輸 入 高	輸 出 高	計	平 均
1932	337,672,748	618,156,837	955,829,585	280,484,089
1933	515,832,425	448,477,605	964,310,030	67,354,820
1934	593,562,248	448,426,567	1,041,988,815	145,135,681
1935	604,149,359	421,077,753	1,025,227,112	183,071,606
1936	691,830,312	602,758,989	1,294,589,301	89,071,323
1937	887,411,696	645,297,656	1,532,709,352	242,114,040
1938	1,274,747,601	725,454,449	2,000,202,050	549,293,152
1939	1,816,124,000	834,717,000	2,650,841,000	981,407,000
1940	1,397,716,029	544,629,409	1,942,345,438	853,086,620
1941	—	—	—	—
1942	1,397,416,000	751,128,000	2,148,545,000	646,288,000
1943	—	—	—	—

裏
面
白
紙

NO.3

Doc 2470A

(2) 滿洲國, 各國=對スル輸出高並=各
國別輸入高 (1932—1943)

(1932) (單位 滿洲円)

(1933)

國名	輸出高	輸入高	計	輸出高	輸入高	計
日本						
中國						
獨逸						
英國		不明			不明	
露西亞						
米國						
和蘭						
佛蘭西						
伊太利						
白耳義						
其他						
計						

裏面白紙

No. 4

Doc 2470A

国名	(1934)			(1935)		
	輸出高	輸入高	計	輸出高	輸入高	計
日本	218,675,000	408,601,000	627,277,000	217,292,000	456,675,000	673,967,000
中国	65,694,000	57,595,000	123,299,000	65,353,000	31,993,000	97,346,000
獨逸	53,310,000	14,486,000	65,568,000	32,999,000	14,742,000	47,541,000
英国	23,712,000	37,856,000	61,568,000	34,450,000	36,062,000	70,512,000
露西亜	8,423,000	4,876,000	13,299,000	4,662,000	1,168,000	5,830,000
米国	5,966,000	35,277,000	41,193,000	15,596,000	24,936,000	40,532,000
和蘭	9,782,000	7,083,000	16,865,000	10,776,000	5,877,000	16,652,000
佛蘭西	2,921,000	565,000	3,486,000	3,590,000	463,000	4,032,000
伊太利	4,303,000	702,000	5,005,000	3,864,000	1,357,000	5,220,000
白耳義	1,190,000	704,000	1,894,000	1,148,000	1,511,000	2,659,000
其他	54,448,000	25,868,000	83,316,000	31,568,000	29,366,000	60,934,000
計	448,424,000	593,563,000	1,042,770,000	421,078,000	604,150,000	1,025,225,000

裏面白紙

NO 5

Doc 2470A

国名	(1936)			(1937)		
	輸出高	輸入高	計	輸出高	輸入高	計
日本	237,508,643	507,324,215	744,832,858	277,087,993	4,272,297,48	704,317,741
中国	128,602,736	47,684,840	176,287,576	113,752,939	39,323,670	153,076,609
独逸	50,278,099	13,024,510	63,302,609	59,051,645	17,278,160	76,329,805
英国	27,520,818	7,419,198	34,940,016	9,322,395	11,128,272	20,450,667
露西亜	1,585,036	260,927	1,845,963	14,560	701,314	846,974
米国	16,352,551	23,735,307	40,087,858	18,673,846	57,523,126	76,196,972
和蘭	7,071,648	631,282	7,702,900	16,570,020	1,527,292	18,097,312
佛蘭西	4,837,346	788,710	5,626,056	1,268,235	3,366,611	4,634,846
伊太利	382,792	7,624,287	2,007,079	2,144,028	1,063,783	3,707,811
白耳義	953,180	1,019,219	1,972,399	1,272,904	3,992,696	5,265,600
其他	67,369,835	2,098,850	88,351,685	91,270,712	26,254,722	117,525,434
計	542,462,684	624,494,315	1,166,956,999	591,060,377	789,389,374	1,380,449,751

裏面白紙

No. 6

Doc 2470 A

	(1938)			(1939)		
	輸出高	輸入高	計	輸出高	輸入高	計
日本	367,706,593	936,321,117	1,304,027,710	521,324,356	1,540,755,960	2,062,080,316
中国	121,682,916	707,155,577	192,398,473	169,193,872	66,649,964	235,843,536
独逸	50,395,945	37,303,726	87,699,671	50,358,412	52,240,765	602,599,177
英国	5,446,588	7,375,746	12,822,334	3,270,380	4,686,212	7,965,592
露西亜	29,371	31,515	60,886	14,091	23,303	37,394
米 国	11,360,242	93,069,965	104,430,207	15,395,939	87,455,974	1,028,519,113
和 蘭	8,000,771	799,293	8,800,064	5,041,467	300,542	5,342,009
佛蘭西	1,551,867	5,066,900	6,850,146	670,328	1,319,166	1,989,494
伊太利	3,457,060	2,393,086	5,850,146	12,658,809	4,359,215	17,018,028
白耳義	983,165	4,481,929	5,465,094	2,076,037	1,076,602	3,152,639
其他	101,517,062	27,183,262	128,700,324	54,177,927	31,696,268	85,874,195
計	672,091,580	1,184,742,106	1,856,833,676	834,181,616	1,790,563,971	2,624,745,587

裏面白紙

No. 7

(1946)

(1月-9月)

Doc. 2470A

	輸出高	輸入高	計
日本	378,445,698	1,241,483,913	1,619,929,611
中国	139,283,307	60,222,737	199,506,044
独逸	—	—	—
英国	1,322,993	1,310,579	2,633,572
露西亜	—	—	—
米国	16,107,050	55,529,877	71,636,927
和蘭	115,403	16,235	131,638
佛蘭西	374,669	5,248	379,917
伊太利	5,194,262	3,681,940	8,876,202
白耳義	10,720	429,554	440,274
其他	3,588,860	21,236,546	24,825,406
計	544,442,962	1,383,916,629	1,928,359,591

裏面白紙

No. 8

D0-2470A
0) 滿洲國主要產物輸出高(單位、千噸)

產物	(1936)	(1937)	(1938)
豚毛	4,404,163	6,541,274	5,471,914
大豆	216,474,556	226,076,194	234,263,340
豆類	14,838,428	12,541,819	15,286,626
蕎麥	2,373,263	2,563,927	2,683,950
高粱	11,726,465	9,843,121	18,845,746
玉蜀黍	6,995,450	8,525,859	18,328,485
稷	18,318,478	14,196,991	20,260,226
油糟	53,126,934	62,335,743	70,575,007
豆油	21,091,362	25,342,831	14,099,414

裏面白紙

No. 7

Loc. 2470A

ペリラ油	6,764,310	9,314,604	4,646,137
落花生	16,109,759	16,369,566	12,115,314
苧麻種子	3,035,863	4,383,228	2,630,795
大麻種子	3,593,399	2,269,209	3,305,453
ペリラ種子	13,818,145	7,885,401	7,275,468
胡麻種子	831,751	2,030,704	3,421,298
石炭	35,181,459	35,610,491	28,198,127
生絲	6,118,319	8,385,885	11,118,690
羊毛	1,924,761	2,564,140	2,524,701
綿織線	6,189,066	4,468,231	665,075
鉛瓦全尾	18,598,953	23,613,885	60,354,934
硫酸石灰	11,423,631	9,475,958	16,571,204
塩	5,072,710	7,236,126	8,256,548
計	473,020,525	501,765,587	560,898,402

裏面白紙

No. 10

Doc 2470.4
(4) 滿洲国=輸入+輸出主要製品輸入高(単位滿洲圓)

製品	(1936)	(1937)	(1938)
綿製品(漂白未済)	32,048,120	42,771,052	33,983,111
綿製品(漂白済)	40,769,121	44,435,528	30,691,976
綿製品(標準済)	11,788,930	13,934,377	11,064,318
種々綿製品	2,894,756	3,504,039	8,540,632
生綿	18,661,313	32,202,253	42,663,883
綿織絲	7,698,579	10,740,379	5,482,121
その他織物	14,024,752	19,273,736	20,909,887
毛織物	24,720,584	35,900,864	23,345,171
人絹	15,801,090	2,129,976	38,564,915
絹製品	35,647,213	30,574,447	
銅製品	2,660,683	6,176,618	9,242,077
鉄鋼製品	50,770,895	98,967,766	190,612,739

裏面白紙

NO 11

Doc 2470-A

機械及工器類	38,917,649	65,900,611	121,500,810
車輛及容器類	39,550,331	46,406,263	81,733,603
電気機器類	21,682,443	34,014,327	39,767,207
海産物	12,004,344	20,584,738	22,985,279
茶	3,732,382	4,120,420	6,227,779
米及穀	12,591,755	8,754,187	11,393,432
麦粉	27,115,884	13,827,593	47,088,571
砂糖	22,426,980	30,917,586	35,778,943
葡萄酒及飲物類	8,368,414	9,969,193	10,416,561
煙草	10,851,593	9,950,172	9,427,171
紙及紙製品	24,251,387	34,423,027	57,742,360
長靴及短靴	7,959,326	10,737,067	12,288,104
計	486,878,524	625,216,219	871,447,730

裏面白紙

No. 12 (5) 滿洲國=於之礦物產出高 (單位: 噸)

Doc 2470A

礦物名	(1934)	(1935)	(1936)
鐵礦	1,133,371	1,477,940	1,795,287
錳鐵	475,826	607,949	647,402
硫化鐵礦	4,250	5,115	5,798
滿鐵礦	703	599	280
金	—	—	—
石炭	10,618,961	11,186,632	12,082,468
骸炭	521,253	666,844	711,712
油狀、泥板岩	2,105,760	3,227,946	3,648,278
原油	58,238	120,299	123,320

裏面白紙

No. 15

Doc. 2470A

麥 吾 土 石	100,329	225,654	191,568
火 成 岩	79,457	138,184	147,494
滑 石	49,894	69,818	80,326
白 雲 石	166,107	170,200	179,493
石 灰 石	419,033	650,602	1,001,926
石 綿	119	70	69
珪 土	—	—	815
長 石	—	—	1,403
計	15,733,301	18,547,852	20,617,439

裏面白紙

No. 14

Doc 2470A

(6) 滿洲國=輸入イテトル重工業製品、輸入高 (1932-1943)
(單位 1,000Y. 滿洲圓)

品名	(1932)	(1933)	(1934)	(1935)	(1936)	(1937)	(1938)
鉄鋼製品	22,178	39,997	58,227	51,540	39,506	76,429	122,074
機械及工具類	5,113	9,544	28,056	23,510	38,918	65,901	121,501
車輛及航空機	5,386	22,699	30,946	38,471	38,670	44,724	81,734
電気機器類	2,049	8,115	14,484	18,798	21,683	34,014	39,767
計	34,726	80,355	131,713	142,299	138,777	221,068	365,076

品名	(1939)	(1940)	(1941)	(1942)	(1943)
鉄鋼製品	—	—	—	—	—
機械及工具類	—	—	—	—	—
車輛及航空機	—	—	—	—	—
電気機器類	62,266	55,934	—	—	—

裏面白紙

裏面白紙

2470 (cont.)

公式入手ニ際スル証明

余 EDWARD P. MONAGHAN エドワード・P・モナガンハ、余ガ聯合局長
高指揮官司令部ニ關係アルモノナルコト、並ニ
茲ニ添附セラレタル文書、國際検査部第二千四百
七十號、即チ「海陸對外貿易」(FOREIGN TRADE
FOR MANCHURIA) 鈴木 (SUZUKI) ノ證明ヲ有スル
モノハ、余ガ公認上ノ業務ニ於テ日本政府ノ署名
官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ證明ス

千九百四十六年八月二十三日
東京ニ於テ署名

EDWARD P. MONAGHAN
氏名稱 エドワード・P・モナガン (署名)

國際検査部調査官

WHITMAN & COMPANY
入 ウキリアム・C・ブラウト (署名)

裏面白紙

指原

閉鎖機關保管人委員會

證明書

據所及確實性アル照述書

私事兩債機關保管人委員會委員長鈴木祥枝ハ茲ニ
 捺印シテ、該附屬照述書ガ頁一ヨリ頁二ニ至ル明
 細登記帳ノ如ク被保證事件ニ關シ、日本國東京所
 在臺灣銀行事務所内ニ在リシ原本記録書ニ據ル眞
 實且ツ正確ナル寫替ナルコトヲ證明スルモノ也。
 一頁目、一九三八年、一九三九年、一九四〇年、
 十二月三十一日並ニ一九四一年、一九四二年、一
 九四三年、一九四四年、一九四五年三月三十一日
 ヲ含ム各年度ニ對スル拂込済資本、發行社債投資
 及負債ヲ示ス中支振興株式會社ノ年報ヨリ編纂セ
 ルモノ。

二頁目、一九三八年、一九三九年、一九四〇年十
 二月三十一日並ニ一九四一年、一九四二年、一九
 四三年、一九四四年、一九四五年三月三十一日ヲ
 含ム各年度ニ對スル拂込済資本、發行社債投資及
 負債ヲ示ス北支開發株式會社ノ年報ヨリ編纂セル
 モノ。

日附、一九四六年六月二十二日日本國東京ニ於テ
 閉鎖機關保管人委員會

捺印、閉鎖機關保管人委員會
 委員長 鈴木祥枝
 委員名

47

21-3-10
469
P.2298-1

2298-2

公務執行ニ關スル稟請書

予エドワード、ピーマホハン、ハ茲ニ余ヲ聯合國公使署
簿官ノ總本部ニ關係シ且ツ上記管轄ハ余ノ手ニ依
リ余ノ公務管理下ニ在リシ在爾以該國管理人委員
會上記署名役員ヨリ得タルコトヲ証明スルモノ也。

該書ニ關シ東京ニ於テ署名ス。

一九四六年六月二十二日 エドワード・ピーマホハン

聖人・デミー・ビー・ウイリアムス

調書者
公署長

日本検察局

裏面白紙

2298-3

中支振興株式會社ノ經濟統計
(同社ノ年報ヨリ編纂セルモノ)

日 附	繰込済資本	發行社債	資 本	負 債
1933年12月31日	31,332,544		23,750,123.12	8,582,421
1939年12月31日	37,202,608		34,033,623.12	8,668,985
1940年12月31日	45,047,680	40,000,000	51,526,193.12	47,140,092
1941年 3月31日	45,047,680	40,000,000	54,426,173.12	30,601,907
1942年 3月31日	45,047,680	100,000,000	61,704,400.00	109,820,000
1943年 3月31日	62,440,696	159,700,000	86,742,100.00	157,851,000
1944年 3月31日	62,440,696	223,050,000	93,915,100.00	249,847,000
1945年 3月31日	110,864,946	352,600,000	144,031,300.00	4,827,000,000

開帳簿編纂人 佐藤 長
委員長

裏面白紙

2298-4

北支開發株式會社ノ總務統計
(同社ノ年報ヨリ採集セルモノ)

日 附	払込資本	發行社債	貸 資	負 債
1930年 12月 31	99,319,622			20,925,000
1939年 12月 31	136,029,660.30	110,000,000	104,513,167.50	121,491,550.00
1940年 12月 31	213,461,172	325,000,000	239,349,675	513,213,592
1941年 3月 31	213,461,172	335,000,000	244,359,373	363,000,375
1942年 3月 31	213,461,172	679,400,000	301,040,634.35	535,682,002.33
1943年 3月 31	311,750,000	1,013,850,000	513,325,910.39	754,324,600.00
1944年 3月 31	311,750,000	1,442,700,000	731,434,301.06	1,225,148,000
1945年 3月 31	311,750,000	2,130,200,000	902,310,729.56	2,317,318,200

負債機關管理人委員会
委員長 鈴木 恭三 (印)

裏面白紙

閉鎖株關係保管人委員會

證明書

典據及び公正ニ關スル証明

自分、閉鎖株關係保管人委員會會長鈴木Sハ、下記添附証明書（一頁ヨリ二頁）ガ被證明事項ニ關シ日本、東京、臺灣銀行ビル内事務所中ニア
ル原本記録書ノ眞實且正確ナル爲シナルコトヲ
茲ニ証明ス。

一頁一各一九三八年、一九三九年、及一九四〇年、十二月三十一日ヲ以テ終ル年度並ニ各一九四一年、一九四二年、一九四三年、一九四四年、及一九四五年ノ三月三十一日ヲ以テ終ル年度ノ
撥込済資本、發行社債、並ニ投資及負債ヲ示ス
中文振興株式會ノ年報ヨリ編纂。

二頁一各一九三八年、一九三九年、一九四〇年十二月三十一日ヲ以テ終ル年度並ニ各一九四一年、一九四二年、一九四三年、一九四四年、一九四五年ノ三月三十一日ヲ以テ終ル年度ノ撥込済資本、發行社債並ニ投資及負債ヲ示ス北支
關發株式會社ノ年報ヨリ編纂、

2298 (est)-1

2298 part-2

一九四六年（昭和二十一年）六月二十二日日本、東京、

閉鎖根拠保管人委員会

鈴木・S・（署名）

委員出

裏面白紙

76

22981(cent.)-3

公式入手ニ關スル陳述

自分・エドワード・P・モナガンハ、自分ガ聯
合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコ
ト、並ニ上記文書ハ閉鎖機關管理人委員會ノ上
記公式署名者ヨリ入手セルモノナルコトヲ茲ニ
証明ス。

一九四六年/昭和二十一年/六月二十二日

東京ニ於テ署名

氏名	エトワード・P・モナガン (署名)
資格	國際檢察部 調査官
證人	ジョー・B・ウイリアムス (署名)

裏面白紙

P 2277
EX 470
21-9-12
東京

10 今社之折元日事政新報

下記資料(頁数)一頁迄二頁外務省管理局経済部總務課

三於公文書係臨時寫字事務室と相違なく證明

1. 滿鐵對政府株式投資 一九四六年六月二十日調 一頁

又滿鐵子會社調 一九四六年六月二十日調 二頁

續 三頁

2. 中外郵振興株式會社對政府株式投資 一九四六年六月二十日調 四頁

中外郵振興株式會社子會社調 一九四五年十二月二十日調 五頁

6. 北支那開發株式會社對政府株式投資 一九四五年六月二十日調 六頁

北支那開發株式會社子會社調 一九四五年六月二十日調 七頁

續 八頁

7. 滿洲重工業株式會社對政府株式投資 一九四五年六月二十日調 九頁

滿洲重工業株式會社子會社調 一九四五年六月二十日調 十頁

續 十一頁

8. 滿洲重工業株式會社子會社調 一九四五年六月二十日調 十二頁

續 十三頁

昭和二十一年六月二十日

外務省管理局経済部總務課長

田中 三四

裏面白紙

2299

滿鐵對之政府株式投資

一九四六年六月一日

裏面白紙

1,000,000,000 A	公稱資本金	資本金
1,000,000,000 A	抽込資本金 A	
700,000,000	日本政府持 込資本金 B	
50.0	A: B%	
50,000,000 A	公昭和三十一年三月三十日 に滿洲國政府株式會 社資本金	備考

本書ハ政府公文書ニ依ルニシテ事實ト相違ナ
クテ證明ス

外務省管理局 經濟部總務課長

田中 三男

滿鐵子會社調査

1946年6月末日
南滿州鐵道株式會社

6626

子會社名	拂込資本金	滿鐵拂込金	%	備考
大連汽船株式會社	25,700 ⁴¹⁹	25,700 ⁴¹⁹	100	1945.3.31
大連都市交通株式會社	23,500	22,500	"	"
國隆運輸株式會社	30,000	30,000	"	"
福昌華工株式會社	1,800	1,800	"	"
大連船渠鐵工株式會社	10,000	10,000	"	"
大連實業株式會社	2,100	2,100	"	"
日本精米株式會社	4,000	4,000	"	"
滿州鑛業株式會社	10,000	10,000	"	"
大連農事株式會社	5,000	5,100	"	"
滿州丸木株式會社	2,250	2,250	"	"
滿州不動產株式會社	15,000	15,000	"	"
富錦炭礦株式會社	15,000	15,000	"	"
日滿倉庫株式會社	15,000	7,500	50	"
大連鑛業株式會社	1,000	508	50.8	"
撫順煤田株式會社	6,875	3,438	50	"

126

表 面 白 紙

滿洲化學工業株式會社	27,600	12,925	46.8	"
復州礦業株式會社	2,000	1,000	50	"
湯崗子溫泉株式會社	250	126	50.6	"
日 瑞商事株式會社	20,090,000	10,405,000	50	"
滿洲畜產工業株式會社	2,500	1,125	"	1943, 3, 31
滿洲實業振興株式會社	5,000	2,500	"	1945, 3, 31
東亞土木企業株式會社	2,500	1,255	50.2	"
陞 東州工業土地株式會社	7,500	3,750	80	"
株式會社 滿洲映石礦業	8,500	4,250	"	"
滿洲日 新開株式會社	2,000	894	44.7	1943, 3, 31
滿洲人造石株式會社	50,000	15,000	30	1945, 3, 31
華北交通株式會社	381,954	120,000	30	"

87

裏面白紙

2299.

南满瓦斯株式会社	17,500	6,875	37.5	"
滿州曹達株式会社	18,250	5,125	25	"
大同炭礦株式会社	40,000	10,000	"	"
滿州造球株式会社	8,000	2,000	"	"
滿州和達株式会社	2,000	500	"	"

本書は滿鐵の報告書に依り原文に謄寫す

事實と相違なき事ヲ證明

外務省管理局經濟部總務課長

田中 三男

裏面白紙

2279.

中支那振興株式會社對各政府株式投資

公積資本金	資本金
1,048,250 円	株式資本金 A
1,048,250 円	政府株式資本金 B
1,048,250 円	A:B%
昭和二十年三月三十一日現在	備考

本書は政府公文書に依りて之を調査し
相違なきを證明す

外務省管理局長 経済部總務課長

田中 三男

4

裏面白紙

中文那探興株式會社 昭和二十一年十一月十五日 東京
中文那探興株式會社

子會社名	押込資本金	中文那探興投資額	%	備考
華中鐵業股份有限公司	20,000,000 ¹⁴	3,500,000	17.50	
華中水電股份有限公司	109,449,000	46,694,250	42.66	
上海內陸運輸股份有限公司	6,000,000	2,708,200	45.28	
華中電氣通信股份有限公司	220,000,000	15,600,000	39	
華中水產股份有限公司	6,000,000	1,149,000	19.15	
上海中百產用股份有限公司	17,800,000	3,750,000	21.42	
上海都市交通股份有限公司	15,563,000	1,213,500	7.79	
大上海豆斯股份有限公司	6,100,000	900,000	14.75	
華中鐵道股份有限公司	64,000,000	45,500,000	71.09	
淮南煤礦股份有限公司	15,000,000	4,150,000	27.60	
華中運輸股份有限公司	17,094,200	3,063,400	17.92	
華中運輸股份有限公司	8,000,000	1,600,000	20	
華中大柴股份有限公司	900,000	360,000	40	
華中蠶絲股份有限公司	10,800,000	1,497,040	13.88	
中央化學工業股份有限公司	5,600,000	2,187,000	40.50	

裏面白紙

柳井炭礦股份有限公司	不詳	9,000,000	/
孫興佐克組合	5,754,000	1,190,000	20.1%
計	3,275,551,950	144,061,390	4.1%

2299

摘要 上海本座の1945年3月31日以降報告の100%
 上記投資金額の1945年3月31日現在の100%
 株券の20%以下、投資金額を比較して記載し、運用
 本會、中支那振興株式會社の報告を「依り」原文用書寫
 訂事案に相違せず

外務省管理局 經濟部總務課長
 田中 三男

58

裏面白紙

2209

北支那開發株式會社ニ對シテ政府株式投資
一九四六年六月二十日

資本金	公積資本金	3,000,000,000 円
政府出資項	挿入資本金 A	311,750,000 円
資本 B		250,250,000 円
A:B %		81.6
備考		昭和三十一年三月三十一日現在

本書は政府公文書三像の二として重要なり
相違点はコトヲ 謹明ス

外務省管理局經濟部總務課長

田中 三男

裏面白紙

Doc. 2200

北支開發株式會社子會社同 北支開發株式會社

子會社名	拂込資本金	北支開發株式會社 拂込資本金	%	備考
德作炭礦株式會社	27,460,000	27,460,000	100	2. 2. 1940 3 11)
華北煙草株式會社	6,500,000	6,500,000	100	10. 31. 1941 4 (1)
華北硝子株式會社	2,000,000	2,000,000	100	11. 1. 1942 — (-)
山東礦業株式會社	35,000,000	29,142,000	83	5. 12. 1923 13 (1)
大華炭礦株式會社	5,000,000	3,750,000	75	2. 10. 1934 6 (1)
華北礦業股份有限公司	25,000,000	18,750,000	75	7. 20. 1939 7. (2)
大同炭礦株式會社	67,000,000	50,000,000	74	1. 10. 1940 8 (1)
華北房產股份有限公司	30,000,000	18,750,000	62	—
礦業株式會社	8,000,000	5,000,000	62	2. 2. 1943 8 (1)
華北交通股份有限公司	388,254,000	229,254,000	58	4. 17. 1939 16 (1)
新泰炭礦株式會社	23,600,000	12,900,000	55	7. 30. 1942 3 (1)
蒙疆電業株式會社	64,160,000	36,580,000	56	5. 27 1938 5 (2)
山西產業株式會社	89,000,000	42,113,100	52	4. 1. 1942 unborn
中興炭礦股份有限公司	10,000,000	5,000,000	50	2. 9. 1944 7 (1)
大漢炭礦股份有限公司	20,000,000	10,000,000	50	2. 1. 1943 7 (1)
山西炭礦股份有限公司	8,000,000	4,000,000	50	2. 9. 1943 7 (1)
北支產金株式會社	1,700,000	850,000	50	14. 2. 1943 9 (1)

裏面白紙

2200

北平鋼鐵株式會社	100,000,000	19	50,000,000	19	50,000,000	50	12,15,1942 6 (2)
青島製鐵株式會社	25,000,000				2,500,000	50	11,10,1943 unknown
東洋化學工業株式會社	18,600,000				9,300,000	50	3,5,1938 7 (3)
北支那開發聯合會	5,000,000				2,500,000	50	unknown
華北窒素肥料株式會社	55,000,000				26,500,000	41	9,1,1942 7 (2)
華北電業股份有限公司	305,000,000				143,650,000	49	2,1,1940 15(2)
華北車管金屬股份有限公司	30,000,000				13,500,000	45	11,20,1943 8 (2)
金嶺鎮鐵礦株式會社	17,000,000				7,500,000	46	2,1,1943 1 (0)
青島磚瓦株式會社	22,000,000				10,000,000	40	9,14,1938 6 (1)
北支電機株式會社	5,000,000				2,000,000	40	2,10,1945 unknown
山東電化株式會社	6,500,000				2,210,000	36	2,14,1941 8 (1)
意相電氣株式會社	108,000,000				36,000,000	33	7,21,1939 8 (2)
華北電線株式會社	12,000,000				4,000,000	33	2,15,1944 7 (1)
華北電信電報股份有限公司	67,500,000				21,970,000	32	7,31,1938 12 (0)
華北洋灰股份有限公司	12,500,000				3,939,289	31	unknown
天津製鐵株式會社	200,000				60,000	30	11,19,1943 unknown
華北石灰廠股份有限公司	15,000,000				4,350,000	29	10,30,1944 10 (1)
天津膠州輪船株式會社	144,600,000				44,051,200	27	7,10,1942 6 (1)

懷 面 白 葬

華北礮工航業股份有限公司	15,000,000	19	27	10, 9, 1939 9 (1)
小東礮業株式會社	5,500,000		27	2, 15, 1935 10 (1)
升陸煤礮股份有限公司	21,600,000		24	7, 22, 1940 10 (1)
永和礮業股份有限公司	15,000,000		20	3, 31, 1944 unknown
華北礮業小開業組合	unknown		—	9, 2, 1944
北工開業國股礮業株式會社	unknown		—	14, 26, 1944
華北礮業製品礮業組合	unknown		—	1, 15, 1944
開業生礮必需品組合	unknown		—	14, 1, 1944
華北礮業食料組合	unknown		—	unknown
蒙古年礮業配給株式會社	unknown		—	10, 5, 1944 unknown
蒙理航業貝及礮業股份有限公司	unknown		—	unknown
山西生礮必需品組合	unknown		—	unknown
重慶物資管理組合	unknown		—	unknown
華北礮業勞務組合	—		—	unknown
華北礮業製礮材料組合	—		—	unknown

80

6666

裏面白紙

摘 要

- (a) 押込資本金額、数字及其、北支那開港株式会社
が占め割合、一九四四年十月末現在、その数字
- (b) 備考欄二段、其、會社、設立年月日ヲ示シ、第一段、其
 會社役員數ヲ、括弧内、北支那開港株式会社依
 リ任命ナリ役員數ヲ示ス、
- (c) 山東塩業株式會社及山東炭礦株式會社、支那高炭
 勃炭前、設立メセリテ、テアル
- (d) 北支那開港株式會社、子會社中、山東塩業株式會
 社、場合ト同様、北支那開港株式會社、眞正支配受
テ、その数字
- (e) 正確数字ヲ利用去来イテ、上記、数字ハ、保証去来ナシ
 本書、北支那開港株式會社ノ報告書、終、原文謄寫ニテ、事實
 ト相違ナシトテ証明ス

外務省管理局總務課長

田中 三男

裏面白紙

裏面白紙

2299

滿洲重工業開發株式會社ニ對シテ政府ノ株式投資

一九四六年六月二十二日

五五,000,000 円	公稱資本金	資本金
五〇六,二五〇,〇〇〇 円	拂込資本金 ^A	
十 ^三	政府拂込投資 本金 ^B	備考
—	A=B%	
昭和三十五年三月三十一日現在 公稱資本金 五五,000,000 円	政府拂込投資 本金	

本書ハ政府公文書ニ依ルモノニシテ事實ト相違ナキ
コトヲ證明ス

外務省管理ノ經濟部總務課長

田中 三男

2000 滿洲工業株式會社 1945年1月1日
滿洲工業株式會社 滿洲工業株式會社

子會社名	拂込資本金	滿業株式會社	%	備考
滿洲製鐵株式會社	640,000,000	475,000,000 ^A	74.2	1945年 5月25日
協和 鐵山株式會社	10,000,000	4,000,000	40.0	"
龍洞鐵礦株式會社	108,000,000	36,000,000	33.3	"
本溪湖特種鋼 株式會社	10,000,000	5,000,000	50.0	"
滿洲炭礦株式會社	100,000,000	100,000,000	100.0	"
阜新炭石礦株式會社	220,000,000	220,000,000	100.0	"
龍洞炭礦株式會社	170,000,000	170,000,000	100.0	"
西安炭礦株式會社	70,000,000	70,000,000	100.0	"
密山炭礦株式會社	200,000,000	100,000,000	50.0	"
九臺炭礦株式會社	25,000,000	25,000,000	100.0	"
長城炭礦株式會社	50,000,000	44,031,000	88.1	"
管城子炭礦株式會社	8,000,000	6,660,000	83.3	"
琿春炭礦株式會社	30,000,000	15,000,000	50.0	"
本青炭工業 株式會社	5,000,000	5,000,000	100.0	"
滿洲石炭工業株式會社	10,000,000	5,000,000	50.0	"
滿洲鐵道會屬製造株式會社	140,000,000	138,100,000	98.6	"
安東車庫會屬 株式會社	100,000,000	25,000,000	25.0	"

裏面白紙

2229

81

瑞州工作機械株式会社	26,000,000	15,000,000	75.0	1945年 5月25日
瑞州草器工業株式会社	12,500,000	6,250,000	50.0	"
瑞州工作機械株式会社	150,000,000	150,000,000	100.0	"
瑞州飛行機製造株式会社	175,000,000	175,000,000	100.0	"
瑞州自動車製造株式会社	75,000,000	75,000,000	100.0	"
株式会社瑞州工廠	265,000,000	15,100,000	23.6	"
瑞州代工業株式会社	2,500,000	625,000	25.0	"
瑞州木工株式会社	10,000,000	10,000,000	100.0	"
大隈化学工業株式会社	10,000,000	2,500,000	25.0	"
日産飛行機株式会社	39,047,750 (72.3%)	13,986,375	35.8	"
瑞州瑞致伸銅株式会社	2,000,000	915,125	45.8	"
南東炭礦株式会社	20,000,000	10,000,000	50.0	"
瑞州摩不機株式会社	50,000,000	45,000,000	90.0	"
瑞州工作機械株式会社	20,000,000	19,231,000	96.2	"
瑞州火器工業株式会社	14,250,000	2,070,000	14.5	"

本書、瑞州有工業開発株式会社の報告書一係に
原文添写の事案上不同違々事ヲ記之
外務省管理局経済部總務課長
田中 五男

裏面白紙

裏面白紙

公式入手ニ關スル證明

2299 (cont-)

余 (EDWARD P. MONOGHAN)
エドワード・P・モナハン、ハ余ガ聯合國最高
發達官總司令部ニ在リタルモノナルコト、並ニ文部
ニ於ケル、各道運集會社ニ在リタル日本政府ノ役職ヲ
示ス證明セラレタ證書ヨリ成ル添附文書、國際警察
部文書二二九九、ハ日本政府ノ署名官吏ヨリ入手シ
タルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年 昭和二十一年 八月二十三日

東京ニ於テ署名

氏名 欄 (EDWARD P. MONOGHAN)
エドワード・P・モナハン (署名)

右ノ者ノ公的実名 國際警察部 課長官

証人 (WILLIAM C. PROUT)
ウィリアム C. プロウト (署名)

50

471. 21-9-10
P. 2471A-1. 13
11

終 務 連 絡 中 央 郵 務 局 經 濟 部 長 宛
外 務 省 管 理 局 長 發

一 九 四 六 年 七 月 八 日

「 港 口 及 支 那 本 土 に 於 ケ ル 日 本 債 投 資 ノ 件 」

首 座 ノ 符 ニ 附 ス ル 一 九 四 六 年 六 月 十 七 日 附 録 司 令
部 ノ 要 求 ニ 應 ジ 茲 ニ 左 記 資 料 ヲ 提 出 ス。

一、 企 業 別 ニ 分 類 セ ラ レ タ ル 篇 列 ニ 於 ケ ル 日 本 債 投
資 ノ 概 観 (別 紙 一)

二、 個 人 企 業 ニ 就 テ ノ 支 那 ニ 於 ケ ル 日 本 債 投 資 ノ 概
観 (別 紙 二)

支 那 本 土 に 於 ケ ル 投 資 ニ 關 シ テ ハ 「 企 業 別 ニ 分 類 セ
ラ レ タ ル 支 那 に 於 ケ ル 日 本 債 投 資 ノ 概 観 」 (別 紙 三)
及 「 支 那 に 於 ケ ル 日 本 債 投 資 ノ 發 展 」 ヲ 前 記 資 料 ト
共 ニ 參 考 ノ タ メ 提 出 ス。

外 務 省 管 理 局 長 山 中 (署 名)

裏 面 白 紙

95

2471 A-2-

日本政府ノ滿洲國ニ對スル投資

年度	會社	金額(單位1,000)	總計
1932.		0.	0.
1936.		0.	0.
1938.	{ 南滿洲鐵道株式會社 滿洲拓殖公社	20,000. 990.	20,990.
1941.	{ 南滿洲鐵道株式會社 滿洲電信電話株式會社	40,000. 2,813.	42,813.
1945.	{ 南滿洲鐵道株式會社 滿洲拓殖公社 滿洲電信電話株式會社	125,000. 3,125. 5,625.	138,750.

註・(イ) 國庫檢査部 (一九四六年六月十七日附) A・G・O・9・1・3 『滿洲ニ對スル日本國投資ノ件』第一項(イ)ニ列擧セラレタル各領域ニ對スル政府投資ノ數字ハ之ヲ個別ニ表示スル事不可能ナルヲ以テ上掲ノ數字ヲ提出スル事トセリ。

(ロ) 投資ハ總テ現金ヲ以テナサレタリ。

大藏省國有財産局長

加藤 (署名)

裏面白紙

247/A-3

日本政府ノ支那ニ於ケル投資

年 度	會 社	金額(單位1,000)	總 計
1932.		0.	0.
1935.		0.	0.
1938.	北京郵船株式會社 中支鐵道株式會社	55,570. 18,882.	74,452.
1941.		0.	0.
1945.	中支鐵道株式會社	2,376.	2,376.

大藏省國有財産局長
加藤 (署名)

裏
面
白
紙

2471A-+

前記ニ於ケル日本投資々本事業別訂空（單位千圓）

項 目	一九三三年	一九三六年	一九三八年	一九四一年	一九四五年
農林業及拓殖	1	8000	11000	11000	
礦業	1	6000	37000	20000	
一般工業	3000	47000	67000	47000	
電氣及瓦斯	1	10000	26000	70000	
土地運輸及土木事業	3000	1	6000	10000	
運輸及通信	60000	187000	87000	336000	
商 業	4000	2000	10000	1	
金銀株式取引及信託事業	20000	1000	8000	40000	
雑	1	3000	14000	16000	
合 計	97000	266000	436000	1002000	不明

註、

(1) 上記投資金額ハ前記（即東京租界地ヲ含ム）ニ於テ、日本政府及個人會社ニ依ツテ各年投資セラレタル資本ノ總額ヲ示ス。
但シ、滿州ニ於テ得タル資本ニ依ル投資ハ上記ノ表ニハ含マズ。

(2) 各年ノ現物投資額ハ不明ニ付一九四五年三月末日迄ノ事業別投資總額（現金、現物ノ再投資ヲ

裏面白紙

2471A-5

裏面白紙

合ムレハ、附屬表ニ在リ。

1/2/ 二四七一―五

(3) 一九三二年、一九三六年及一九三八年度ノ本資
 料ハ對滿奉天局ニヨリナサレタ調査ノ結果ニ依
 リ、一九四一年及一九四五年度ニ夫々爲サレタ
 ル投資總額ハ、外務省、管理局内、經濟部大臣
 課所定ノ材料ニ依ル。

滿洲ニ於ケル事業別投資々本總額（一九四五、三月迄）

事業別	投資總額	日本政府投資額	個人會社投資額
農林業及拓植業	一八二、四一〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇〇	六三二、四一〇、〇〇〇
鐵道	六八、一四三、六〇〇	—	六一八、一四三、六〇〇
一般工業	四一六、八三一、六〇〇	—	四一六、八三一、六〇〇
電氣及瓦斯	一一七、四三〇、〇〇〇	六三、二八二、八〇〇	一〇五、四一六、七二〇
土木事業及建物	八七、一六六、〇〇〇	—	八七、一六六、〇〇〇
運輸及通信	三三、四六一〇、〇〇〇	七三、三三七、〇〇〇	四五一、七二九、〇〇〇
金融及銀行	八、七六七、〇〇〇	—	八、七六七、〇〇〇
商	不明	—	不明
雜	一一八、三八〇、〇〇〇	—	一一八、三八〇、〇〇〇
合計	一、八七二、四七〇、〇〇〇	一、三四六、六三、一八〇	一、六八四、〇三六、八二〇

註、1. 上記投資額ハ、現金、現物ノ兩投資々本ヲ含

ム。

裏面白紙

2471A-6
13/

2 上記投資額ハ、清洲ニ於テ待タル資本ノ投資ヲ
含ム。

。。。。。。。。。。

「中國ニ於ケル民間企業關係日本側投資額調査」
(單位「〇〇〇圓」)

年 度 金 額 項 目 頁

一九三二 不明

一九三六 一一〇五三二

上記ハ東京研究所ノ調査
ノ結果ニ依ル

一九三八 一八三三三三二

一九四五 二六六三七八七九

同 右
上記ハ外務省管理局宛報
告セラレタル一九三三
年ノ投資總額ナリ。投資
目ノ主トシテ華僑會社ニ依
ルハ主トシテ個人ニ依ル
モノハ一小部分ニ過ギズ。

「中國ニ於ケル民間企業關係日本側投資額調査」(一
九四六年六月二十六日)
外務省管理局管下經濟部大臣課ノ資料ニ依ル。(單
位「〇〇〇圓」)
企業別一九三二年、一九三六年、一九三八年、一九
四一年、一九四五年

裏面白紙

2471A-7

業種	一九三六年	一九三八年	一九四一年	一九四五年
一 銀行	一〇六九七五	一二〇九五九	四六	一五〇一、九七七
二 郵便	四七、八四七五	五七、九三五〇	二一九	九四、七八六六
三 倉庫	一六、〇九〇一	三三、〇三二四	三	二五、六三九四、六三九
四 北支那開發株式會社 社址：甲支那、天津 株式會社：五支那、北京 銀行以外ノ金融業			二	二二、二八八、三八
企業別、一九三二年、一九三六年、一九三八年、一九四一年、一九四五年			六	二四、四〇七一
六 商	一五、七三七九	三四、四一三一	一〇五	四二、六七九三二
七 運送	九、三三七九	一一、〇八九九	一六	六一、二七九七
八 倉庫、不動産、建築業	二六、六八三	七、七六二五	六	一一、六七二九
九 公 益 事業	二、六四〇	三、七九七一	六	二七、二九五四
一〇 農産業、海産業	七、八四九	二、四一六	三	三、二五〇
一一 雜	一〇、三八三	三、一九四四	九	一一、八七〇六
合 計	一、一〇、五三三	一、八三、五七三	四一九	三、九八、三七八、五七九

備考

一 一九三六年及び一九三八年ノ数字ハ、一九四二年八月、東京研究所ヨリ刊行セラレタル「中國ニ於ケル日本借投資」ヨリ引用セラレタルモノナリ。而シテ右ハ民間專業會社ノ專業貸附金ヲモ含ム。

二 一九四五年ノ数字ニ就イテハ、下記ノ點ニ注意

2471A-8

セラルベシ

イ、ココニ記載セラレタ金額ハ、外務省宛報告アリ
タル西一九三五年ニ依リテ、一九四五年初頭マ
デニ行ハレタル投資ヲ集計シテ得タルモノナリ、
但シ、借報告浪レトナリアル可成ノ投資額アル
モノト推定サル。

ロ、北支那開發株式會社並ニ中支那興業株式會社ノ
投資ニ關シテハ、コレト重複スル如キニ會社ノ
投資ハ除キタリ。

ハ、前「南京國民政府」ヘノ貸附金額ハ不明ニ付キ、
本計算ニハ除外セリ。

裏面白紙

NO1.

Doc 24714

聯合國且最高司令官總司令部
軍務局軍務局長
陸軍一佐

「シヨ、ビー、クウ、レイ」
「セイ、ダブリユウ、マン」 署名(外)

日本帝國政府ニ對スル意見書

東京中央連絡事務局 呈由

昭和十五年六月十七日

日本ノ獨斷權ニ於ケル投資ノ件

一、日本帝國政府ハ左記財政ニ關スル書類ヲ
提出スベシ。各書類ハロレトシテ、説明セラレタル
モノトス

(1) 昭和七年、昭和十一年、昭和十三年、昭和十六年
及昭和二十年各年度ニ於ケル日本政府ノ
尚漸ニ於ケル總投資額一覽表
本一覽表ハ國債、債券、會社、社債及び
株券ヲ包ムモノトス。
總額ハ直接及び間接投資額ヲ含ム
モノトス

裏面白紙

NO 2

Doc. 247/A

- (四) 日本人個人ニ依リ滿洲國ニ於テ投資セラレタル資本ヲ示ス上記類似ノ表
- (ハ) 日本政府及ビ個人事業等ニ依リ中華民國ニ於テ投資セラレタル資本ヲ含ム上記(イ)及(ロ)ニ示サレタルト類似ノ表
- (ニ) 日本政府及ビ個人事業等ニ依リ滿洲國ニ於テ次ノ事業ニ對シテ投資額ヲ示ス表
 (イ) 鑛山事業 (石炭及 鉄礦)
 (ロ) 銀行業
 (ハ) 油
 (ニ) 交通事業
 (ヘ) 公共事業等
 (ロ) 農 業
 (ハ) 其他一切
- (イ) 總ラ上記年度ト同年後ニ於ケルモノトス

ニ本報告ハ至急提出スベシ

裏面白紙

1918.8.30 - 20.8
Ex. 473

1810A-1

居留適合第五六八號

昭和十九年七月十一日

外務省在留居留官民部事務室

鈴木公使

外務省印

停務情報局長官 殿

「ビルマ」及泰ノ停務待遇ニ關スル事
 「ビルマ」國停務收容所及泰國停務收容所ニ收容
 セラレ居ル停務ノ取扱ニ關シ今般在留府赤十字國
 際委員會委員長「マツイス、ヒューバ」氏ヨリ別
 紙ノ通り電報シテタルニ付右譯文致ニ送付申進
 ス御在留相成度
 赤十字國際委員會申出ノ重傷病停務ノ送還ニ關シ
 テハ之カ實施ニ關シ幾多困難アルヘク差當リ之カ
 考慮ハ困難ナリト認メラルルヲ以テ之ニ對シテハ
 英ノ旨ヲ回答スルコトトシ又並向ノ措置タル停務
 ノ移送及藥品等輸送分配ノ問題ニ關シテハ目下交
 渉中ナル日米及日英間救恤品輸送問題ノ解決ニ依
 リ之カ實施ト併セテ考慮スルコト可然ト思考セラ
 ルルニ付右譯旨ニテ一應回答シタキ處何分ノ御御
 同示相成度

本信送付先 陸軍省、停務情報局、海軍省

裏面白紙

1810A-2

一九四四年六月二十三日附外務大臣宛赤十字國際
委員會委員長「マックスビューバー」氏電報（C・
九八一九號）譯文

（「ビルマ」及泰ノ停泊待遇問題）

赤十字國際委員會ハ停泊及物資非戦闘員ノ一層ノ
利益ノ爲メテノ交戦國ニ對シテ重要ニ提供スル傳統
的責任ノ準備ヲナス目的ヲ以テ貴國政府ニ對シ日
本ニ依リ「ビルマ」國收容所及泰國收容所ニ收容
セラレ居ル停泊ノ安寧ノ爲凡ユル援助ヲ與ヘンコ
トヲ冀望スル旨ヲ通報スルノ光榮ヲ有ス。彼等ハ
醫學的或ハ他ノ原因特ニ收容地ノ氣候状態ニ因リ
悪化サレタル病状ニ苦シメラレ居レリ。本件ニ關
シ一九二九年ノ停泊待遇ニ關スル條約第六十
九條及七十二條ニ規定シアル原則ニ關聯シ赤十字
國際委員會ハ上記諸國ニ屬スルモノノ送還ニ關シ
交戦國政府間ニ於テ適當ナル相互條件ニ依ル取極
ヲ爲サレンコトヲ貴國政府ノ考慮ノ爲ニ諒シンテ
提議致度シ。斯ル取極ガ成立スル迄而シテ最初ノ
手段トシテ赤十字國際委員會ハ停泊状態ノ改善ヲ
一層保證シ得ル氣味地致ニ上記停泊ノ移送ヲ貴國
政府ガ承諾セラレンコトヲ要請ス。右目的ノ爲赤
十字國際委員會ハ若シ貴國政府ヨリ移送及分配ニ
關シ御記憶ヲ得ルニ於テハ必要ナル醫療供給品ヲ

1810A-3

蒐集スル用書アリ。就テハ赤十字國際委員會ハ本
件ニ關スル貴國政府ノ御意向ヲ承知シ得ハ感謝ニ
堪エサル次第ナリ。
本員ハ閣下ニ謝シ茲ニ重ネテ深甚ナル敬意ヲ表ス。

裏面白紙

裏面白紙

1810A-4

符給第三六號

有事部任后同部

「ビルマ」ニ於ケル英軍人管務ニ關スル件

昭和十九年七月二十九日

符務情報局長官

陸 陸 參 謀 長
岡、森、富、各參謀長
南方軍區後援道司令官
泰及馬來管務使官所長

首題ノ件ニ關シ外務省ヨリ當局宛別紙寫ノ通照
合アリ之カ内容ニ關シ事實ノ有無及反復資料等
至急當局宛通報相成度

通照先 成(参考) 岡、森、富、南方軍區
後援道司令官、泰及馬來管務使
官所長

軍務課 連絡函(印)

1810A-5

件名	受領者	年月日	起		官長	備考	期限
			日	月			
「ビルマ」ニ於ケル英國人俘虜ニ關スル件	廣 總 參 謀 長 岡、森、富、參 謀 長 南方軍醫隊道司令官 泰及馬來俘虜收容所長	昭和十九年	七月	廿九日	廣 總 參 謀 長	存給第三六號	
		決行	長	局	小田島 (印)	高等官	
		同覽	長	課		主務官	
		決行	員	課		主務官	

首題ノ件ニ關シ外務省ヨリ當局宛別紙寫ノ通照會アリ、之ガ内容ニ關シ事實ノ有無及反駁資料等至急當局宛通報相成度

通照先成 (参考、岡、森、富、南方軍醫隊道
陸、泰及馬來俘虜收容所)

裏面白紙

21-12-17
21-12-17

E493
P.1810A-6

件給第三五號

「ビルマ」ニ於ケル英國人各務取扱ニ關スル事

昭和十九年七月二十九日 各務情報局長官

外務省在歐領事館民衆保護室

鈴木公使殿

居總合第五九九號ニ依ル首題ノ件左ノ通同答ス
一「ビルマ」ニアリシ問題ノ件ハ泰又ハ馬來
各務取扱所所屬ノモノニシテ泰、馬來各務所
所屬各務ハ既ニ一萬名通報済ナリ又同地方ニ
於ケル死亡件ノ通知ハ逐次實施中ナリ
ニ右以外ノ事項ニ關シテハ事實調査ノ上同答ス

軍務課連絡書 (印)

裏面白紙

1810A-7

件名	受贈者	年月日	案起		官長	保存 期同	道 局 名
			年月日	部名			
「ビルマ」ニ於ケル英國人俘虜取扱ニ關スル件	鈴木公使	昭和十九年七月廿九日	長	局	濱田(印)	存給第三五號	決 行 後 局 名
			長	課	小田高(印)	高 級 専務官	
			員	課	保田(印)	高 級 専務官	
			員	課		主 査 取 扱 者 主 査 保 村 (印)	

居秘合第五九九號ニ依ル首題ノ件左ノ通同答ス
 「ビルマ」ニアリシ問題ノ俘虜ハ泰又ハ馬來俘虜收
 容所所屬ノモノニシテ泰、馬來收容所所屬俘虜ハ既
 ニ一万名通報済ミナリ
 又同地方ニ於ケル死亡俘虜ノ通知ハ逐次實施中ナリ
 又右以外ノ事項ニ關シテハ專實調査ノ上同答ス

裏面白紙

裏面白紙

泰方問第七號

這句ニ於ケル英西人俘虜ニ關スル照會ノ件回答

昭和二十年一月三日

第七九〇〇部隊參謀長

陸軍情報局長官殿



件給第三六號（俘外電第四九號）ニ依ル首領ノ件左記ノ通回答ス

左記

1810A-8

各關係方面ヲ調査セル結果本件ハ長時日経過シアル爲當時ノ關係者殆ト墜（病）死又ハ他方面ニ移動シ詳細調査シ得ザルモ抗義ノ内容事實無様ニシテ些細ナル事項ヲ詳大ニ宣達シ來レルモノト判断ス

第一苦情

本件ハ主トシテ南方總軍ニ於テ南方各地ヨリ來領鐵道建設ノ爲派遣セラレタル當時ノ俘虜ニシテ泰國俘虜收容所「モールメン」分所關係ノモノト思考セラ

第二苦情

當時ノ狀況ヲ知得シアルモノナク詳細調査シ得ザルモ之等ノ事實無様ナリ

遺 照 先

東京陸軍收容所長（参考、信一一六〇、陸軍情報局長）

1810A-9

經秘参考
馬場本第七二一號

「ビルマ」ニ於ケル英日僑務ニ關スル
調査ノ結果報告

昭和十九年十月九日



僑務情報局長官殿

馬來僑務收容所長



成參三書第三三六號ニ關スル件別紙ノ如
ク報告ス

報告先

成（参考、岡、僑情局）



裏面白紙

1810A-10

別紙

第一ニ圖シテハ昭和十七年進駐頭初ノコトニ屬シ察
方面軍ニ付調査シタルモ記録ナシ

以下ハ當所第四分所ニ現ニ收容中ノ俘虜ニシテ當時
「モールメイン」ヨリ移動シ來リシ本人ノ申立ニ據
リタルモノナリ

第一、「モールメイン」地區ニ屬スルモノ

(A) 「モールメイン」及其ノ附近ニハ昭和十七年

頃二萬名ニ近キ俘虜ノ收容セラレシコトナシ
「モールメイン」及其ノ附近ニ於テ昭和十七
年三月ヨリ同年六月ノ間英人俘虜將校以下約
百二十名、印度人俘虜約七百名及「タボイ」
ニ於テ犠牲市民ト同所ニ拘留セラレシ印度人
俘虜七十九名收容セラレ居タリ

「モールメイン」ノ俘虜ハ昭和十七年六月
「タボイ」ノ俘虜ハ昭和十八年二月夫々賣買
野戰俘虜收容所（昭和十七年三月十九日開設
ニ移動セシメアリ

(B) 昭和十七年六月以降ニ於テハ「モールメイン」
及其ノ附近ニ英人俘虜ノ遺體セラレタルモノ
ナシ

前項收容期間中俘虜ノ死亡者ハ英人五名（内

裏面白紙

1810A-11

第一、前線ニ於ケルモノ

方面軍ノ言ニ據レバ斯ル事實ナシ

(0) 一名ハ戰傷ノ因ニヨル一印度人五名ナリ
 但シ「モールメイン」刑務所ニ收容セラレア
 リシ俘虜ノ給養ハ相當不良ナリシ如シ、英印
 共ニ「ビルマ」人ノ款事シタルモノヲ少量宛
 日二回給セラレタリト言ヒ今日ノ待遇ニ比ス
 レバ一〇〇〇弱一ノ如シト言ヒ居レリ、「タ
 ボイ」ノ俘虜ノ給養ハ甚ダ良好ナリキト言フ
 事實ノ有無調査ノ法ナキモ其ノ當時「モール
 メイン」ニ俘虜ノ密遣セラレシトハ信ゼラレ
 ズ

裏面白紙

長官	印	高級	主務	閣	寛
		印	印	印	印

1810A-12

威参三密第五七八號

「ビルマ」ニ於ケル英國人俘虜ニ關スル件通牒

昭和十九年十月二十三日

南方軍總參謀長

EP

俘虜情報局長官殿

七月二十九日附俘給第三六號照會ニ係ハル首題ノ
件別紙ノ通報告アリタルニ付キ通牒ス

友友社任座

英情
局付送
昭1910
第13

裏面白紙

1810A-13

主務官 印	班内調査	大体各所ノ 報告ヲ待チ 処理ス
	取扱者	印
置 票	班外調査	本件參本ニ 考トシテ 送付ス
	取扱者	印
主務 書記	處置案	件給第三六號ノ 回答ヲ得次第一 括外務省宛ニ回 答ス予定
印	取扱者	印

裏面白紙

裏面白紙

1810A-14

南野鐵勞第五一號

「ビルマ」ニ於ケル英國人俘虜ニ關スル件續報

報告(通牒)

昭和十九年十月六日

南方軍野戰鐵道司令部

南方軍總參謀長殿

威參三密第三三六號ニ依ル「ビルマ」(泰緬連接鐵道建設地區)ニ於ケル英國人俘虜ニ關スル件左記ノ通報告(通牒)ス

左記

一、泰緬連絡接鐵道建設作業ニ從事セル俘虜ノ患者及其ノ死亡者數附表第一第二ノ如ク之等ハ英人爾人俘虜アリテ英人俘虜ノミヲ抽出調査シ得ザルモノ本作業ハ作戰上ノ最モ急ヲ要シ而シテモ該鐵道建設線ニ沿フ地域ハ人跡ナキ密林地帯ニシテ宿營給養及衛生施設俘虜ノ平常狀態ト著シク異ナリ且昭和十八年雨季頃ニハ屢々交通社絶スル等ノコトアリテ日本モ「マラヤ」モ共ニ苦シムノ已ムヲ得ザルモノアリ特ニ「マラヤ」ノ猖獗、消化器疾患ノ多發ハ日本軍衛生機關ノ主力ヲ集中セルモ之ヲ防止スルヲ得ザ

1810A-15

ルノ状態ヲ足セリ、然レ共昭和十八年十月該
鐵道區通スルニ及ビ該施設完備シ息者死亡者
トモニ衰シク減少スルニ至レリ

二、「モールメン」ニ於テ英山人俘虜ヲ侮辱セル
件ハ作樂地外ニシテ圖知セザル所ナリ

裏面白紙

1810A-16

附表第一

計	區分												總計								
	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	臨時	十一月	十月	九月	八月		七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	臨時
	20,360	20,028	20,083	20,116	20,173	20,316	20,693		20,372	20,693	20,103	20,162	20,812	20,883	20,766	20,709	20,009	20,337	20,086		總計
38,613	1,418	2,080	2,032	2,027	2,027	2,027	2,027	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	人員
	1,418	2,080	2,032	2,027	2,027	2,027	2,027	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	比スル
1,418																					人員
																					比スル
3,348	1,418	2,080	2,032	2,027	2,027	2,027	2,027	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	人員
	1,418	2,080	2,032	2,027	2,027	2,027	2,027	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	比スル

自昭和十八年一月至昭和十九年七月停務患者調査表（泰停務收容所調査）

裏面白紙

1810A-17

計	昭一六												昭一八												昭一七		月別 分	區	總管 使用 人員 總數	奉調死亡者 補何種死亡者	合計																								
	八	七	六	五	四	三	二	一	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	人員	總數																															
六三〇〇	三二七	三〇〇	六〇〇	六〇〇	〇一三	〇一三	〇一三	〇一三	〇一三	〇一三	〇一三	〇一三	二八九	二〇〇	〇一三	〇一三	〇一三	〇一三	〇一三	〇一三	〇一三	〇一三	〇一三	〇一三	六二〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六二〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇

附表第二

遷成以來月別死亡表
自昭和十七年八月
至昭和十九年八月
(奉管收容所調査)

裏面白紙

裏面白紙

泰停ふ第三八四號

「ビルマ」ニ於ケル英國人管理ニ關スル停停報告「通牒」

昭和十九年九月九日

泰停停收容所長

泰停停收容所長印

泰停停收容所長印
昭和十九年九月九日
第13号

停停情報局長官殿

停給第三六號ニ依ル英日談話會中ノ第一項A、B、ノ事實ニ關シ左記ノ通り報告「通牒ス」

追テ本件ハ作戦具求ニ依リ已ムヲ得ズ停停管理ヲ一時變態ニシタルモノニシテ豫國抗議ニ對スル反應資料ヲ有セズ

尙〇以下ハ官所ニ關係ナキニ付甲添フ。

左記

1810A-18

「ビルマ」ニハ昭和十七年九月「ジャバ」ヨリ停停九、五三五名ノ移管ヲ受ケ第三分所ヲ開設シ次イテ昭和十八年一月停停一、九四六名ノ移管ヲ受ケ第五分所ヲ開設シ後道第五分所ノ指揮下ニ在リテ泰新運送線道ニ從事セシメタリ。

當時給養不良、宿營施設不備、衛生施設不完全ナリシ上ニ作戰上ノ要求ニ差キ昭和十八年八月閉鎖ヲ目途ニ

裏面白紙

所謂突撃作戦ヲ遂行セル爲指表ノ如キ多量ノ患者死亡
者ヲ生ズルニ至レリ。

昭和十八年十月急進運動スルニ及ビ在「ビルマ」俘虜
ハ一部ノ鐵道部隊協力者ヲ除キ逐次「カンチャナブリ」
「ノンブアドック」「ターマカム」ニ集結ヲ完了シ現
在ハ宿營給養夫ニ若シク就寝セラレ患者死亡者トモ激
減スルニ至レリ。

1810A-19

主務 課長	印	處	任	票	主務 書記	印	
班内員生		取扱者		班外員生	取扱者 成、岡、森、宮 南方軍野戦隊 道司令官、局 來停務收容所長 ヨリノ報告ヲ 俟テ一括外務省 宛回答ス予定		取扱者 (印)
							(印)

1810A-20

別紙第一

左記

自昭和十八年七月
至昭和十九年七月
管務患者調査表

月	管務患者	療養患者	合計
一月	三七〇八六	四八六〇	三九〇四六
二月	四二三三七	四八七〇	四七二〇七
三月	四七〇〇九	四八八〇	四九八八九
四月	四六七六六	四〇〇〇	四六七六六
五月	四六四八九	三六四〇	四六四八九
六月	四八八三二	三〇〇〇	四八八三二
七月	四八一六六	四八六〇	四八一六六
八月	四七一六二	四六三〇	四七一六二
九月	四六一〇三	四六〇〇	四六一〇三
十月	四三二七七	五二六〇	四三二七七
十一月	四四六六九	四四七〇	四四六六九
十二月	四三三七二	四三九〇	四三三七二
計	四三三一九	四三三一九	四三三一九

裏面白紙

1810A-21

附表第二

播成以來月別死亡表

自昭和十七年八月

月別	收容總員		泰領死亡者		緬甸死亡者		合計	
	人員	スル比率	人員	スル比率	人員	スル比率	人員	スル比率
八月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
九月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
十月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
十一月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
十二月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
一月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
二月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
三月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
四月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
五月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
六月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
七月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
八月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
九月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
十月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
十一月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
十二月	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%
合計	四二二二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%	二	〇〇二%

裏面白紙

裏面白紙

1810A-22

計	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月
	四〇三一一	四〇九六〇	四三〇二八	四三〇八三	四三一六	四三一七三	四三三一六
六五〇〇	三七	四〇	六〇	六四	五七	一四三	四一六
	〇〇九	〇〇九	〇一三	〇一五	〇一三	〇三三	〇九六
一一四六							
七七四六	三七	四〇	六〇	六四	五七	一四三	四一六
	〇〇九	〇〇九	〇一三	〇一五	〇一三	〇三三	〇九六

附表第三
 管内「コレラ」患者發生状況

計	第五分所	第三分所	所名	地域別	發生	死亡	備要
				箱 旬	二〇	一三	
三九	五						
一七	四						

裏面白紙

證明書

W.O.C
I.P.S. 第一八一〇號
上述及び眞實性に関する陳述書

磯 卷 ン

Doc 1810

下名儀、捕虜情報局調査課事務官の資格を以て日本國政府と戦艦との関係を有する者たる事、並に前記の官更として茲に添附せる一九四四年二月三日附 五百七十八頁より成る左記の文書を保管する者たる事を證明す

「ロルマ及びシヤム」に於ける捕虜待遇に
関する件

尚、下表に於て添附記録及び文書が日本國政府の公式文書にして左記有願の公式文書又は書類編の一節たる事を證明す(若し書類編の巻頭章句、其の他文書、公式稱呼、所在地等を明記しある場合には之を明細に記入す)
「第一復員廠(元陸軍省)捕虜情報局調査課

No.1

裏面白紙

Doc 1810

No 2

書類綴 Q A Z L

一九四六年八月二十日 東京に於て

捕虜情報局事務官

磁谷 伸 (署名)

証人 捕虜情報局文書課長

青山 ニキタカ (署名)

法的入手陳述書

リチャード・エック、ローレン

下名儀聯合軍總司令本部に附属する部員存する。並に前記の文書は職權に依りて日本政府より記官吏より入手せしもの存するを茲に證明す

一九四六年八月二十三日 東京に於て

調査官

リチャード・エック、ローレン (署名)

証人 陸軍少尉

ジニー・エー、カーチス (署名)

11
11 September 1946

This certificate, No 1810, is to be
attached in lieu of the certificate
presently attached to Doc 1810 A.

裏
面
白
紙

Doc 1509

口際檢察部 才千五百九号
典據 及び公正ニ関スル証明

證明書

余前陸軍少將小沼ル才ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ
即チ、才一復員局法務調査課次長トシテ、日本政府
ト公的関係ニ在ルモノナルコト、且ニ該官吏トシテ、余ガ
茲ニ添附セラレシル日附不明、九十一頁ヨリ成ル
下記題名、即チビルマ・タイ鉄道ニ関スル日本政府
報告ノ文書 及び日本文ニヨル附屬表十一通 外ニ
英文ヲ十九頁ヨリ成ル文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ
茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録 及び文書ガ政府ノ公文書ナル
コト、且ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類
及び綴ノ一部ナルコトヲ証明ス。(若シアラバ綴番号又
ハ引用ノ其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ

裏面白紙

No2

1509

成規所在、公式名稱ヲモ特記スベシ

第一復員局(旧陸軍省)

千九百四十六年/昭和二十一年八月二十七日

東京ニ於テ署名

当該官吏署名欄 小沼 ハルヲ

署名捺印

右ノ者ノ公的資格 第一復員局

石橋 カネヲ

署名捺印

證人

裏面白紙

132

公式 入手ニ関スル陳述書

1509

余、リチャード・エイチ・ラーシュ/RICHARD H. LARSH/
ハ、余が聯合口最高指揮官總司令部ニ関
係アルモノナルコト、茲ニ上記 題名ノ文書ハ余が公務上、
日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナル
コトヲ茲ニ証明ス。

一九四六年/昭和二十五年八月二十八日

東京ニ於テ署名

氏名 榎 RICHARD H. LARSH/
リチャード・エイチ・ラーシュ

右ノ者ノ公的次員格 口際檢察部調査官

証人

ジェー・カーティス/J.A. CURTIS/

少尉

陸軍通訳官

103

Doc. 1509b

泰仔虜收容所展開要圖

1895年6月-迄

附圖第一

備考
 ① 捕虜
 ② 捕虜
 ③ 捕虜
 ④ 捕虜
 ⑤ 捕虜
 ⑥ 捕虜
 ⑦ 捕虜
 ⑧ 捕虜
 ⑨ 捕虜
 ⑩ 捕虜
 ⑪ 捕虜
 ⑫ 捕虜
 ⑬ 捕虜
 ⑭ 捕虜
 ⑮ 捕虜
 ⑯ 捕虜
 ⑰ 捕虜
 ⑱ 捕虜
 ⑲ 捕虜
 ⑳ 捕虜
 ㉑ 捕虜
 ㉒ 捕虜
 ㉓ 捕虜
 ㉔ 捕虜
 ㉕ 捕虜
 ㉖ 捕虜
 ㉗ 捕虜
 ㉘ 捕虜
 ㉙ 捕虜
 ㉚ 捕虜
 ㉛ 捕虜
 ㉜ 捕虜
 ㉝ 捕虜
 ㉞ 捕虜
 ㉟ 捕虜
 ㊱ 捕虜
 ㊲ 捕虜
 ㊳ 捕虜
 ㊴ 捕虜
 ㊵ 捕虜
 ㊶ 捕虜
 ㊷ 捕虜
 ㊸ 捕虜
 ㊹ 捕虜
 ㊺ 捕虜
 ㊻ 捕虜
 ㊼ 捕虜
 ㊽ 捕虜
 ㊾ 捕虜
 ㊿ 捕虜
 ㊱ 捕虜
 ㊲ 捕虜
 ㊳ 捕虜
 ㊴ 捕虜
 ㊵ 捕虜
 ㊶ 捕虜
 ㊷ 捕虜
 ㊸ 捕虜
 ㊹ 捕虜
 ㊺ 捕虜
 ㊻ 捕虜
 ㊼ 捕虜
 ㊽ 捕虜
 ㊾ 捕虜
 ㊿ 捕虜

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
...

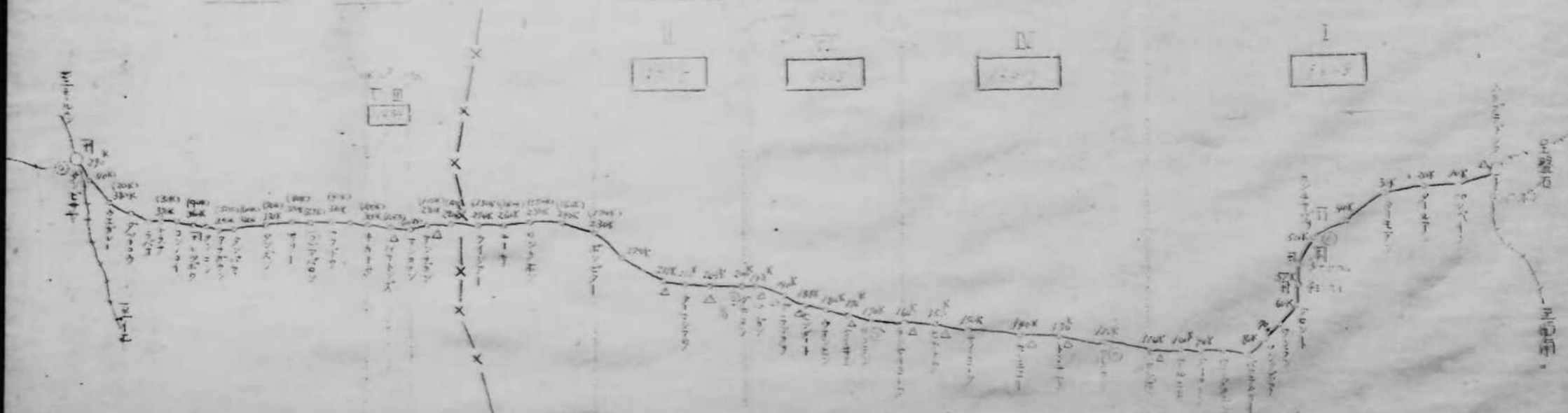
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
...

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
...

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
...

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
...

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
...



裏面白紙



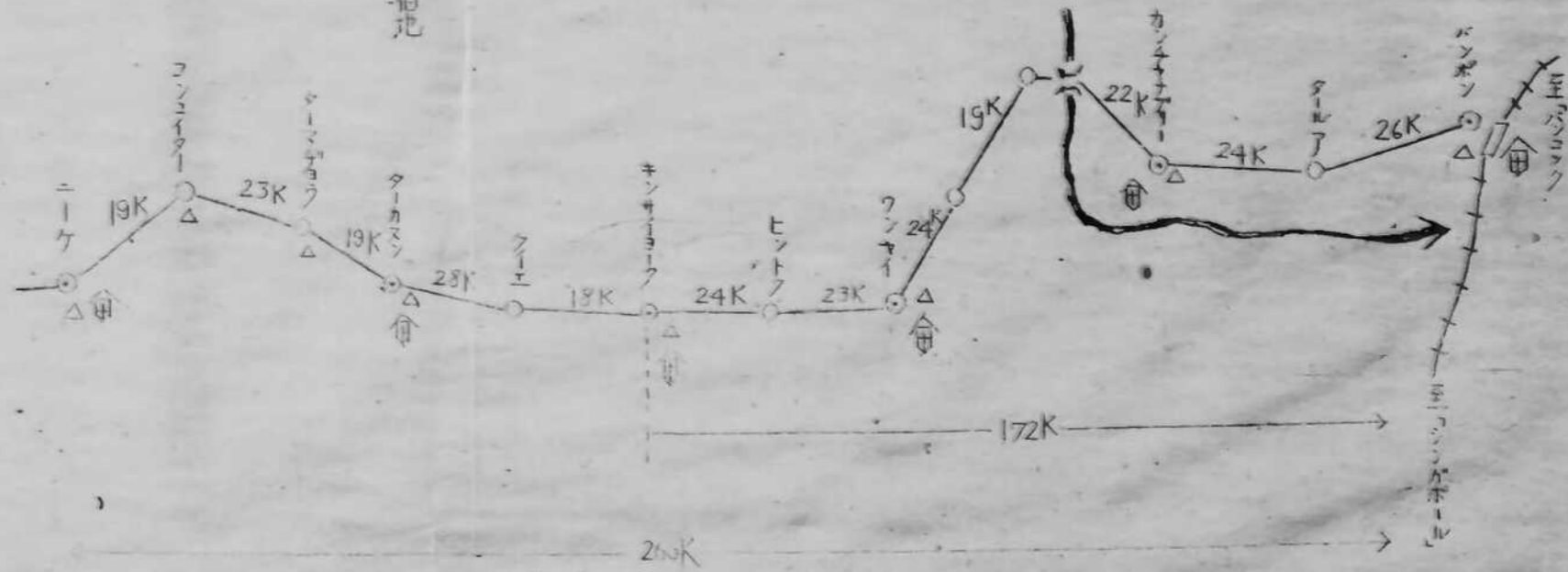
Doc. 1509b

2

行軍経路要圖

附圖第二

- 凡例
- 休息地
 - ◎ 滞在可能(休息)地
 - △ 兵站
 - △ 衛生機関



裏面白紙



Doc. 1509b

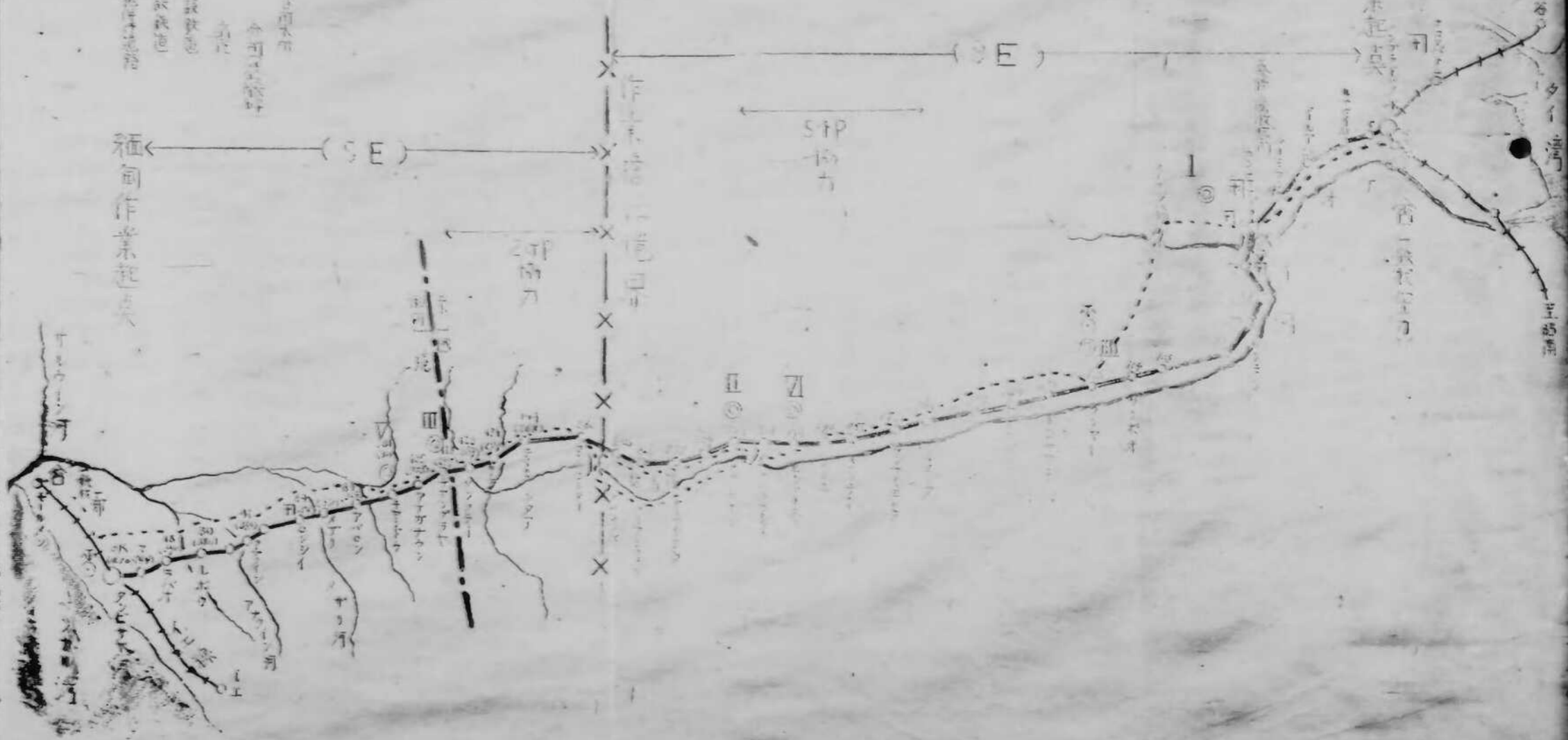
泰緬甸連接鐵道一般圖及停所位置所展開要圖

1913年(民國二年)繪

附圖第三

- 概況
- 一 工率
 - 二 部隊約一萬五千人
 - 三 停所約五五十
 - 四 全路約一千五百
 - 五 工期約十個月

- (註)
- 一 國境及水陸交通
 - 二 停所
 - 三 鐵路
 - 四 前線鐵路
 - 五 其他



裏面白紙

日記抜萃

二月十八日

警備司令部
河野少佐の報告

476

2647

新嘉坡市警備司令官より命令トあり及
補助憲兵ヲ合ム憲兵隊ヲ併セ指揮シ同市
警備ヲ担当セシメラル

一。司令部ニ出張警備ニ関スル命令及
指示ヲ受領シ此ニ依リ中隊ヲ増設シ
警備全般ニ関スル命令ヲ下達

二月十九日

市内ノ巡視並ニ既ニ市内ノ警備ニ任セラル
大石憲兵隊ノ状況報告ヲ聴取ス

市民ノ暴動等為己マズ夕飯警備司令部ヲ
市内ノフォートカニング元英軍總司令部ニ移ス
同夕指示ニ基キ二十一日ヨリ夕飯ハキ不良支那
人一斉檢閲ニ関スル所要ノ策ヲ下ス
特ニ不良分子ハ速ニ之ヲ一地區ニ集結一般
ト分離スヘキ件ヲ督促ス

二月十八日
二月十九日
二月二十日

2647

一月二十一日 二十一日

一着稼索実施

二月二十三日

二、〇〇〇名隊長令同リ行ヒ先隊ノ稼索実施
ヲ聴取シ軍司令官ニ報告ス

二月二十四日

前日ヨリニラハ官軍政務支部長令同実施
セラレニ立今ス

二月二十五日

軍司令官巡視 市内警備補充花ヲ視察セラル

三月一日

同日ヨリキヤニシテ地連ノ警備ヲ担任セララル
マクタル 町長ヲ見立ス

三月四日

照会ノ為全部ノ警備担任ヲ命ゼラル
軍ノ指示ニ基キ照会ノ避難民ノ居住所ハ
引込ケヲ指令ス

2

裏面白紙

訂正

訂正理由	撮影ミスの為
訂正箇所	直前の 2コマ取消 2コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 11 月 24 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	伊藤 一夫
受託責任者	代表取締役 古森 重隆

神奈川県南足柄市沼210番地
富士写真フイルム株式会社
代表取締役 古森 重隆



印



印



裏面白紙

1 : 25

日記抜萃

昭和十一年二月十八日
新嘉坡市警備司令部

二月十八日

新嘉坡市警備司令部 命令 第 1411 号 及
補助憲兵ヲ合ム憲兵隊ヲ併セ指揮シ同市ノ
警備ヲ担当セシメラル

一。軍司令部ニ出頭、警備ニ関スル命令及
指示ヲ受領シ、市中偵察隊ヲ増加配属セラル
警備全般ニ関スル命令下達

二月十九日

市内ノ巡視並ニ既ニ市内ノ警備ニ任シアリシ
大石憲兵隊ノ情况報告ヲ聴取ス

市民ノ掠奪等為己マズ、夕暮警備司令部ヲ
市内フォートカニング元英軍總司令部ニ移ス
同夕指示ニ基キニ十一ヨリ行フヘキ不良支那
人一斉檢査ニ関スル所要ノ命令ヲ下ス
特ニ不良分子ハ速ニ去ラ一地區ニ集テ一般
ト分離スヘキ件ヲ督促ス

Ex. 476
P. 2647

ニ後ヲ
三ノ三ノ三
取ルニテ

21-12-17
202 (7)

2647

二月三十一日 二十七日

一着被索実施

二月二十三日

一、〇〇 隊長令同日付ヒ各隊ノ檢査ノ結果
ヲ聽取リ軍司令官ニ報告ス

二月二十四日

朝日ヨリ、三〇 官軍政務支部長令同実施
セラレ、之ニ立會ス

二月二十五日

軍司令官巡視 市内警備情状ヲ視察セラル

三月一日

同日ヨリ、キマニ、マナト、地邊ノ警備ヲ担任セシムラル
マナト、地邊ノ警備ヲ担任ス

三月四日

服部高司令部ノ警備担任ヲ命ゼラル
軍指部ニ奉テ、服部高ノ避難民ノ地位ヲ
引上げテ指令ス

2

裏面白紙

2647

三月五日

ビンタン島守備隊より南兵千名附近島嶼へ
上陸ノ報アリ直ニ180ノ林大隊(元補助憲兵)
ヲ派遣ス

三月七日

配属ノ林参謀少佐ヲ轉進ニ伴ヒ少佐ヲ轉属セシメラル

三月八日

憲兵ハ本然ノ業務ニ関シ軍直トナレルニ伴ヒ
調整ノ命令下達ニ応ジ隊員ノ修養ニ対シ
警備ニ関シ区処權ヲ附與セラル

三月九日

ビンタン島附近敵上陸ハ虚報 派遣ノ林大隊
歸来ス

三月十三日

3

旅團司令部及執ハ任務ニ基キ轉用セラ
ル、ユト、ナリ 右準備ノ内示ヲ受テ

三月十七日

後任旅團長ヲ浦少將ニ對シ教範備引継實施

4

2647

三月十八日

丙午ヨ以テ致テ備交代ヨ完了ス

裏面白紙

140

歩兵才九旅团长河村少将日記抜萃

2647

二月十六日

補助憲兵トシテ小林少佐以下約一〇〇年前
十時迄ニ「ラツフルス」大宇ニ出ス
各隊ハ戰場掃除ヲ実施ス
此ノ日停務處理ノ為ニ柴少佐ノ指揮凡部
隊ヲ出ス

二月十七日

指揮不便ノ為「クラブハウス」ニ移転ス
同夜遅ク予ハ新嘉坡 警備隊長ト
ナリ川州各一隊及補助の意兵隊ヲ併セ指
揮シ市ノ警備ニ当ルヘキヲ命セラル

二月十八日

警備司令官トシテノ命令受領ノ為「時
軍司令部」ニ出頭ス
「ラツフルス」大宇ニ到リ所要ノ命令ヲ
下ス林參謀ヲ配属セラル

5

2647

二月十九日

十時ヨリ市内一般ノ状況視察大石憲兵隊長
以下ノ状況報告ヲ聴取ス(皇軍將兵ノ軍紀
ノ整ラサルヲ感ス)

夕頃司令部ヨリフォートカンニングニ移ス

二十一日ヨリ不良支那人一齊檢閲ノ命ヲ下シ
且速カニ之ヲ一地ニ集結スル如ク督促ス

二月二十日

軍ノ慰靈祭 慰狀授與式

二月二十一日

此ノ日ヨリ一齊檢閲實施午後師團慰靈
祭實施爾後中支地ニ隊ノ檢索状況視察

二月二十二日

午前東地ニ隊状況 莫非戦闘員收容所及

北地ニノ状況視察

午後岡部部隊 慰靈祭ニ立合ヒ爾後中支

地ニ隊ノ状況視察

二月二十三日

十一階ヨリ隊長会報ヲ行ヒ檢索狀ヲ聽取ス處分人員現計約五千名ナリト重要分子ハ引續キ留置取調中ナリト
夕師團ニ於テ会食、近ク各地分隊ノ豫定ナリト
予ニトリテノ送別ノ宴ナリ

記憶

二十三日隊長会同後司令部ニ報告ニ行

キニ如ク記憶ニアリ

二月二十四、五、六日

軍政部長会議

二十五日軍目令官巡視立寄ラル

二十六日軍目令官訓示リ今度ハ内面指導

ヲハナイ・ドシ・トヤレ

三月一日

此ノ日ヨリ、カヤンギーノ警備ヲ以テ交代ス

三月二日

カヤンギーノ俘虜檢閲本日昭南島全部ノ警備ニ因シ所要ノ命令ヲトス

裏面白紙

2647

三月四日

本日十二時昭南島全部ノ警備ヲ交代ス此ノ日ヨリ避難尼退去ヲ行ハシム

三月五日

早朝「ビンタン」島ヨリ約一千ノ南兵上陸ノ土民報アリ依テ180ノ林大隊半部ヲ増加シ討伐ヲ準備セシム 六日産報ナルコト判明ス

三月七日

突如林參謀GDニ輕出ス

三月八日

憲兵服務規定制定ニ伴ヒ憲兵ノ配屬ヲ派遣トシ各屯三隊ニ兼務セシムル如ク命ス

三月九日

「ビンタン」島林大隊 歸還

三月十一日

正午過鹵獲彈藥集積所爆発ス不良分子ノ策動討止ノ為非常警戒ヲ實施

裏面白紙

スルト共ニ~~避~~難 瓦ノ救護ニ努ム

三月十三日

本日軍命令ニヨリ 本職及 411 八再ビ新位
務ノ爲 近ク出立スヘキ命ヲ受ク

三月十四日

部隊集結ノ爲 十五日ヨリ 市川大隊ヲ以テ
急報準備ヲ交代セシムル爲ノ命令ヲ下ス

三月十六日

杉浦少將 来昭

三月十七日

事務引継

三月十八日

十二時ヲ以テ交代完了 軍司令官ニ申上

裏面白紙

Doc 2647

大本營大東亞機密作戰日誌關係の項後章

以下記載セルる項ハオチニ五軍ヨリ大本營ニ報告セラレタルモノナリ

但シ三月十三日之項ハ南方總軍ヨリノ報告ナリ

二月七日

軍ハ入城式ヲ行フコトナク直チニ次期作戰ニ轉移ス

二月十八日

一、軍ハ河村旅團長ノ指揮スル米兵約三大隊、オニ野

戰憲兵隊ヲ以テ昭南市ノ警備ニ充ラシメ軍主力

ハ郊外ニ位置シ戰場帯除却ニ次期作戰ヲ準備シアリ

二、50ノ各一中隊ハ「アナム」「サンボ」島ニ上陸成功ス

二月二十日

10 50ノ佐々木大隊ハ「ビンタン」島ニ無血上陸

二月二十一日

義勇軍一及オチ五列トシテ敵軍ニ参加セシ志願兵及志願兵相率數アリ目下探索中

裏面白紙

Doc 2647

新嘉坡陷落直後收容セシ者

支那義勇兵一六、馬來義勇兵三六

二月二十四、五、六日

馬來作戦一敗落ノ機會ニ軍政部支部長會同実施ス
二月二十七日

俘虜鹵獲兵器ヲ以テ昭南島防衛部隊ヲ編成ス

俘虜七万八軍ニ於テ急ク之ヲ消化シ難キヲ以テ必要
方面ニ分散使用致シ度至急指示アリ度

二月二十八日

当地方ニ於ケル「ドゴール」派活躍状況漸次内容明らかト
ナリツツアリ

「ユヂヤ」人「フレア」
「ドゴール」派軍ヲ委員會ニ返
ルモール佛印銀行支配人「コーセル」
柳留取調中

三月一日

軍今後ノ処置ニ重大影響アルヲ以テ目下收容セラルル
俘虜ヲ馬來半島以外ニ收容セラルル意圖アリヤ
目下八五、〇〇〇人

Doc 2647

三月三日

新嘉坡ノ接收ハ順調ニ進捗シ二月末ヲ以テ委員ニヨル
接收業務完了

昭南軍ノ状況

接收直後直下ニ才一期肅正ニヨリ約五〇〇〇ノ不良分子
ヲ檢舉シ処分シ更ニ才二期肅正ヲ準備中ニシテ市民ノ
宣撫工作 業左ノ如ク軍政機關ノ活動亦軌道ニテツツアリ
(左記 通復ノ件)

三月十三日

主力ハ〇七〇〇、吾田支隊ハ〇五四〇上陸成功

及南總作命ハ五

富部隊長ハ918長ノ指揮スル 411 ~~311~~ 26Ps
ヲ渡部隊長ノ
指揮下ニ入ラシムヘシ

三月十七日

12

馬來作戦以來華僑ニ対シテハ嚴正ナル監視的態度ヲ
以テ臨ミ来レル 処昭南島入城以來彼等ノ日本ニ対スル
関心漸ク深刻ナルヲ加ヘ来レルト其ニ義勇軍等ノ抗
日派支那人ニ対スル強硬政策ノ実施ト相俟ツテ彼等ノ

2647

動向ハ茲ニ決定的トナリ即チ生命財産及權益一切ハ
日本軍ノ活殺ニ委ネ自ラ之カ保持ヲナシツツ謹慎シ
テ命ヲ俟ツ態度ヲ採リ其ノ旨申出ヲス若シ日本軍
司令官ニ於テ死ヲ許シ仁政業ニ安ンスヘントノ恩典ヲ
垂ルナラハ將來ノ忠誠ト財的負擔ヲ誓ヒ現有財産
ノ半ヲ獻納ス

現有財産ノ半ハ其ノ精神ノミヲ採リ現金五千万円ヲ以
テ之ニ代フ

以上ヲ以テ馬來ニ於ケル第二期華僑対策ノ実施ヲ終リ
更ニオニ致ノ方途ニ入ラシム

三月十八日

辻中佐ヨリ

ビルマ、比島方面ノ戦況ヲ視察シタル後三月末頃着任
致度

13

四月十日

馬來半島ノ治安ハ各警備隊ノ肅正ニヨリ逐次回復
シツツアルモ尚敵性華僑ノ蠢動其跡ヲ絶タス

DOC2647

2/3 「セレンパン」 「マラツカ」 約一五〇〇名一斉檢閲兵器
多數押収取調ノ上大部釋放

2/3 「ヤヌ」 (フワンタン北十六軒) 共產黨本據ヲ覆滅
シ黨員十五名逮捕(首魁者自殺)

2/3 「カンヤン」 東南十五軒約五〇〇ノ共產黨員潜伏
搜索掃蕩中

2/4 「タイペン」 抗日分子五三名檢閲中
「マナン」 追フ一斉檢閲ノ豫定

四月十六日

当軍憲兵隊ニ於テ探索ノ結果英軍敗殘兵及有力
ナル華僑共產黨ノ一派(鄭介氏アル模様)カ集團策
動シアルヲ探知シタルヲ以テ更ニ無線ノ所在確認ノ上之
ヲ檢閲スル豫定ナリ

14

No. 15

DOC2647

種

種

新嘉坡ニ於ケル軍僑處斷狀況調査

昭和二十一年十月二十三日
第四班

裏面白紙

Doc 2647

カ、アイト
ニ、サ、サ
カ、アイト
ニ、サ、サ

カ、アイト
ニ、サ、サ

一馬乗作戦ニ於ケル華僑ノ策動状況
 厚木作戦ニ於テ華僑ハソノ終始ヲ通シ戰場附近殊ニソノ後方ニ
 於テ活発ナル策動ヲ行ヒ我ガ作戦ヲ妨害シ或ハ我ガ作戦ヲ不利ナ
 ラシメタルコト甚シ 即チ戰場附近ニ於テハ主トシテ頻繁ナル
 通敵行爲ニヨリ我作戦企圖ハ敵ニ察知セラレ極メテ不利
 ナル状況ニ陥リ或ハ我ガ部隊、必由地帯ニ砲撃攻撃ヲ受ケリタメ
 ニ敵多ク我將年々力無音心義ナル犠牲ヲ払ヒタルコト一月止マ
 ラス又戰場後方ニ於テ八年の竝線ノ離散隊ヲシテ通敵線軍
 用通信線ノ破壊、軍需品ノ毀損等ヲ實施シ軍需品ヲ特ニ
 彈薬、戰場到着ヲ遲延セシメタメニ神速ヲ要セシ馬乗作
 戦ヲ妨害阻難トラシメタルコト屢ナリ 實例ヲ摘記スレバ左ノ如シ
 (1)昭和十一年十二月下旬カンパル山附近ノ戰隊ニ於テ夜間屢々我隊
 掃隊砲兵陣地附近ニ信号彈揚リ其レト同時ニ敵砲兵彈
 其中シ並益ナル掃兵ノ犠牲者多ク我ガ砲隊ニテナリ
 搜索セシ結果遂ニ某ト所ニ於テ二名ノ華僑ヲ逮捕シ
 大部人(二部ハ英軍)華僑ノ所存ナルコト判明ス
 (2)右戰隊ニ於テ安藤隊ノ一大隊ハ遠ク西方地帯ヨリカンパル
 ノ背後ヲ遮斷セントシ夜間掃隊ヨリ大迂回ヲ實施セシカ其
 通敵部ヲ格ヨリ信号彈揚リ敵ニ其ノ企圖ヲ察知セラレ後
 方遮斷不成功ニ終リタルニミナラス拂曉ヨリカンパル西南方
 渡河(附近流域濕地帯)ニ乘シ敵ノ盤反動ヲ受ケ我作戦
 企圖併ニ滞リ且多ク大ノ損害ヲ出セリ信号彈ノ掃隊カルト
 同時ニ約一小隊ヲ以テ我隊内ヲ搜索セシメタル結果亦七
 名ノ捕ネタル一華僑ヲ逮捕シ華僑ノ所存ナルコト判明ス

11016

DOC 2647

(3) 昭和十七年月中旬「ヤマス」及「セガット」附近ノ戦場同月、下旬「ケルマン」「ヨンペン」「バトバト」同月、中旬「シンガポール」戦場ニ於テモ敵敵ニ往來彈揚リ砲兵陣地豫備隊等々司令官等ハ公女如敵ノ集中砲火ヲ受ケテ莫大ナル無慈悲ノ犠牲者ヲ出セリ是等ハ何レモ其ノ大部華僑ノ所為ナルコト判明ス。

(4) 昭和十七年一月中旬「ハタララン」ニ對スル敵ノ夜間空襲ニ方リ同地飛行場ニ信號彈揚リ敵機ハ之ヲ目標ニ燃焼シ我々飛行機若干機燃焼止ル見相当數ノ損傷ヲ出セリ信號彈ハ華僑ニヨリ行ハレタルコト之ヲ逮捕シテ判明ス。

(5) 昭和十七年一月中旬近衛師團「ムアル」河渡河ニ際シ華僑ハ渡河船ヲ標シ敵機ノ夜間爆撃ヲ誘導セリ我々渡河ハ極メテ困難トナリ且莫大ナル犠牲者ヲ出セリ。

(6) 昭和十七年一月中旬近衛師團「マラッカ」バトバト附近ノ戦場同華僑ハ「マラッカ」海上一敵潜水艦上通過シ潜水艦ヨリノ謀者ノ潜入誘導等保護等ニ任スル外自らモ我々部隊所在地等ヲ標シ「マラッカ」海上一敵潜水艦ノ砲撃ヲ受ケ且有利ナラシメタリ。

右ヨリ近衛師團ノ作戰ハ極メテ困難不利トナリタルミニナラス艦砲ノ犠牲トナリタル揚兵、重砲兵兵隊等莫大ナル數量ニ及リ。

No 17
(7) 昭和十七年一月中旬バトバト附近ノ戦場ニ於テ近衛師團ノ大砲大隊ハ其ノ西北方ヨリ敵ノ地ヲ遮断スルヲ護護隊中ヲ迂回包圍中華僑ノ通敵行為ヨリ敵ノ知ルコトトナリ

DOC2647

存ニ多敷 敵ノ交撃ヲ受ケ孤立無援トシ大隊を以下大段
命ノ持兵ハ戦死シ殲滅ノ非ハ重ヲ喫セリ

(8) 昭和十六年十一月末頃「ライセン」北方山林中ニ於テ華僑百數十
名ハ武器ヲ持テ立籠リ我兵站線ノ擾乱ノ軍需品ヲ焼
夷シ企圖セシカ我々事ヲ探知シ之ヲ掃蕩セリ

(9) 昭和十七年十一月下旬「ゲマス」セレンバン「ラピス」セカマ
ツト間ニ於テ華僑ハ屢々路ニ倒木シ我々自動車ヲ運行ヲ
停止セシメ之ニ東シ道路兩側ノ山林中ヨリ鎗射ヲ浴セタリニ
幾多ノ我將兵ハ之ヲ憐愍トシテ貴重ナル軍需品ハ掠奪
セラシ且テ我々又妨害セラレ我々作戦ハ不利ニ陥ラシメラレタリ

(10) 鉄道妨害亦頻々後セシモ昭和十七年十一月下旬「ボレー」南チ山林中
及「セレンバン」「ゲマス」間ノ山林中ノ鉄道破壊ハ徳ノ新嘉坡
作戦ノ軍需品ヲ送ルノ要路ニシテ時時ナリシヨリ極メテ重大ナル影
響ヲ蒙ル之ヲ為シ「ボレー」作戦開始ハ二月八日ニ 二月九日ニ
延期スルノ止ムヤキニ至リタルニシテ作戦開始後軍需品
供給中運搬品ヲ送神給意ノ如クナラス爲ニ第一線ノ彈藥不
足シ一時作戦ヲ危殆ニ陥ラシムルノ結果ヲ招キセリ

右妨害ハ何レモ犯人ヲ逮捕シ重傷ノ主件ナルト判断セリ
(11) 軍用通信線ヲ破壊ハソノ數多ク検挙ニ違ナシ

以上ハ僅カノ例ニ過キサルモソノ作戦間ニ於ケル不貞華僑ノ
策動ハ諸ニ絶シ其ノ根ハ深ク我將兵ノ骨髄迄モ徹セリ

○ 史軍降伏後ニ於ケル「ボレー」中「ボレー」中「ボレー」中
二月十五日「ボレー」ハ陥格セリト雖モ戦閉行動終了直後ノ
多山不安ノ空氣拭フクモナリ 特ニ史軍降伏ト日軍「ボレー」市入

18

裏面白紙

DOC2647

城ト固ニハ三三日ノ間諒ヲ有シ此ノ間ハ銃同彈藥不積銃發銃
無細小形自動車等ノ兵器カ華僑民家ニハ散置心匿セラレ
アル状況逐次判明ルト共ニ郊外各兵團司令官ト市内ト
ノ通信線層々故意ニ切斷セラルトナル状態現出ス

又市ノ郊外及市街内ヨ固ハズ華僑ニシテ人會糧衣類燃料
等ヲ掠奪目宅内倉庫天井裏ニ床下等ニ秘匿シタル状況
モ明瞭ナルニ至レリ此間軍ノ最モ考慮セルハ近々決期作戦ヲ控
有ル兵團ノ捕出ハ目下ニ迫リ小數兵イカヲ以テ占領地ノ治安維
持ニ任セラルヘカラサル官情ニテリシト之ナリ軍ノ南下進駐等ハ

中ノノ、健和
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、

急ニ速度ニシテ「コレ」半島西海岸西側ニハ固多クノ匪賊ヲ
目サスエ作據点存存セルノミナラス「シンガポール」船隻拾遺抗日
華僑ニシテ固多ク南方ナリテ「諸島」ガ「シンガポール」半島同
等ニ分散シテ手離多ク據点トシ「シンガポール」半島同
志ト策應シテ將來ノ活動ニ備ヘントスルノ秘策カ規ハレ
「安救援軍再派」ノ聲ハ「港周層」流布セラレシトコロニシテ量ハ
達「シンガポール」流言蜚語等ヲ嚴ニ取締リ治安ヲ確保スル
ノ必要痛感ハスルニ至レリ

(参考事項)

二月二日ニ至リ「シンガポール」ニ於ケル「ドゴール」激暗躍状況漸次
内各明カトナリタル模様ニシテ「コロン」人「コレ」
軍事委員官會談偵「ルミル」佛印銀行支配人「ゴセル」ヲ
抑留取調ヲ行フ

1019

No. 20

Doc 2647

三、在「シニガホル」華僑、檢索ト之ク處合ニ就テ

軍ハ進撃各兵團、シニガホル一齊進入、却テ同市、治安維持、困難ナラシムト、考慮、下ニ作戦兵團、主カツテ、シニガホル以北ニ後退令駐セタメ、數精銳部隊ヲ以テ市警備ヲ擔任セムヘク、步兵第九旅團長、河村少將指揮、下步兵約三大隊及第三野戦憲兵隊ヲ配備セムヘク、二月十七日軍命令ヲ下達シ、同警備司令官、翌十八日軍司令官部ニ本頭ニ折衷、連絡ヲナス所アリ

(一) 配備

初期ニ於ケル警備隊、配備別圖、如ク、爾後兵力移動等アリテ三月二日全島、警備ヲ擔任スルニ至ル

(二) 抗日華僑、檢索

(1) 抗日華僑、容疑者名簿、作製

「イホー」ニ於テ入手セル抗日華僑名簿ヲ中ハトシ探偵局資料名簿、警容署犯人名簿、救出在留邦人、申立等ヲ參考トシ、二月十七日ヨリ二十日ニ至ル四日間ニ於テ実施セリ此、際馬來探偵局警容例ヲ立會セシム

(三) 檢索人員

- 第一次 二月二十日—二十三日 約五〇〇名
- 第二次 二月二十一日—三月三日 約一五〇名
- 第三次 三月末 約三〇〇名

裏面白紙

Doc 2647

No. 21

四 馬来羊島ニ於ケル肅正状況
(1) 馬来羊島ノ治安状況

(1) 檢査並處断ノ根據
 右ノ内調査ノ結果約二〇〇〇名ハ釋放セリ
 警備司令官ニ與ヘシタル軍命令ハ成文的ニ存在
 セス然レトモ警備司令官トシテハ軍ノ意思圖ニ基キ
 命令ニ發シテ經理ニ略々明クニシテマレ半島
 全域ノ掃蕩作戰ノ状況ヨリ見ルモ警備司令官
 獨自ノ見解ニヨルモノニ非サルコトハ明瞭ナリ
 但シ軍事備多量ノ處断ヲ軍司令官ノ真意圖
 ナリニヤ否ヤニ同シテハ尚疑問ノ余地少カラシテ當時主
 任者謀ヲリシ故林中佐戰死シタルヲ以テ其実情ヲ
 把握スルヲ得ス

(2) 處断ノ處地
 處断ノ對象トナリタルモノハ通敵行為者ヲ主體
 トス(マ)行場爆撃ヲ誘導シ砲兵大ク指向ノ標示
 實施者後方兵站線襲撃ヲ擾乱シ訊問ニテ依
 然一抗日態度ヲ顯スコトナク且抗日行動緩行ヲ日
 供マレモ(カ)抗日義勇軍等僑聯合會幹部
 馬来兵産産員ニシテ三月末迄ニ嚴重處断ヲ受
 ケタル者約五〇〇〇名ナリ

裏面白紙

No. 22

Doc 2647

馬來作戰ニ於ケル華僑ノ策動状況ニ関シハ前述マルトコロ
ナルモ新嘉坡ノ陷落後ニ在リテモ多數ノ抗日華僑ハ都市
ニ又山林中ニ潜入シテソノ中ニ共產主義ヲ標榜シテ相互
運撃ヲ取り確キタル組織ノ下統制ニ抗日運動ヲ展
開スヘク活潑ナル活動ヲ續行シ盛ニ武器彈藥糧秣
資金並ニ同志ノ獲得ヲ等ニ勉メアリ此ノ向我集積積肉獲
兵器ノ掠奪我將兵ノ暗殺通信線文通網ノ破壊
一版良民ノ殺害ヲ脅迫掠奪等ヲ擅ニテシマリテ馬來
半島ノ治安ノ戰後ニ在リテモ尚ホ寒ハスヘクモノ大ナリニテリ

(2) 肅正状況

一軍、新嘉坡陷落後馬來半島、肅正工作ノ要
大ナルヲ認メ概シテ二月末迄ニ新嘉坡島ヨリ第1
八師團ヲマジョール州ニ第5師團ヲマジョール州ス
外、馬來半島ニ派遣シ夫々擔任地域ノ治安警備
ニ任セシムト共ニ抗日華僑ノ肅正工作ヲ度地セシム
第5師團ニ在リテハ其擔任地域ヲ更ニ左如ク部下
部隊ニ分割擔當セシメタリ

「マラワカ」州 「ネグリセ」州 11i
「セラ」州 4/i
「ペラ」州 5A 5T
「バハ」州 5K 42i
「タダ」州 「ベナ」州 「トレンガ」州 「ケラ」州 2/i

裏面白紙

No. 23

W268

Doc 2647

第一十八師團ハ概ネ三月上旬ヨリ肅正工作ヲ開始
 市街及山林中ノ抗日軍備ヲ檢索掃蕩ス度施
 シ四月末迄ニシヨホルルニ於テ約一〇〇〇セシニバン
 コラカニ於テ約一五〇〇セラングールニ於テ三〇〇
 ベラニ於テ約一〇〇〇バハニ於テ約五〇〇ケグー及
 彼南ニ於テ約二〇〇不良軍備ヲ檢索シ多數ノ
 兵器ヲ押収ス但トモ取調ニ大部ヲ釋放セリ然
 レ共檢舉掃蕩ノ際軍備發砲ニテ抵抗シ我々
 止ムラ得ズ應戰シ彼我共ニ損害ヲ去ニタルト傳
 テリ尚ハ状況不利ト觀念ニ自決セル者(幹部)相
 相盾數アリ

人と強コンキテ
 市街の2部ニ因スニ30ノ清兵アリ
 掃蕩ノ根柢具ハス付テ破壊ナリ
 湿度等ノ合ニ懸テテテ
 残存人々ニテテテテ

裏面白紙

DOC2647

相率散アリ

五月以降ニ在リテモ抗日華僑ハ地下ニ潜入シ依然抗日運動ヲ迷
續シテ治安亦良好ナラス我軍屢々「シヤンクル」内ヲ踏破シ多大ノ
困難ト相率ノ損害ヲ出シテ討伐ヲ實施シ治安ノ確保ニ勉メ
タルモ遂ニ抗日華僑ヲ一掃スルニ至ラス。

五月以降ノ崩中著名ナルハ「カラランブル」北方山林中ノ討伐アリ
約三〇〇ノ抗日華僑我將兵ノ暗殺兵營ノ燒撃等ヲ企圖シ策
動シタル情報ヲ探知シ我先ヲ制シテ之ヲ討伐シ戦闘ノ後敗殘
華僑ハ更ニ山林深ク逃セリ此ノ戦闘ニ於テ戰場ニ遺棄マラレシ
死体ニ〇〇ニ及ヘリ。

③ 結言

〇 之ヲ要スルニ馬來半島ニ於ケル崩正ニ作ル日本軍隊自体ノ爲メ
ノミナラス一般市民(一般華僑、馬來人、印度人等)ノ生命財產擁
護ノ爲行ハレル治安警備ノ行動ニシテ其ノ細部ハ狀況ハ資料ニ
乏シク明カナル道徳トスルモ抗日華僑ニシテ生命ヲ絶ケタル者ハ

悉ク討伐間ノ戦闘行動中ニ銃彈等ニ斃レタルモノナリ困難ナル討
伐ニ於テ我方ニ於テモ相当ノ犠牲者ヲ發生セリ。

ニ新嘉坡ニ於ケル華僑處斷ニ關スル本調査ノ取扱ニ就イテ

① 現在在ニ於ケル敵側抗議ハナキモ之ニ關スル報道左ノ如シ

①「モリス」ディン少佐及「トリス」エリス大尉談新嘉坡陥落後貨
車ニ押込マラレ「シヤム」ニ進行「バンコク」モールメン間鐵道建設ニ
使用セラルカ鐵道ニ熱帯病醫藥不足ノ爲メ死七者アリシ瘴
洲人先登隊員談ニ依ル總員一八四〇名中三四〇名以外ハ總ニ西方
一三〇哩ノ地点ニ達スル近ニ死七斃セリ。

No.24

Doc 2647

No. 25

② 九月五日ロンドン登報道

聯合司捕虜及一般抑留者ニ對スル日本ノ殘虐行為ノ悲ホヘテ登
表ハ全世界ノ教ヲ家族ヲ心既セシメ居レリ「ロンドン」各夕刊紙ハ新
嘉坡「ラヂオ」完全ナル文書發表セラルトハ文明世界ハ日本ノ殘
虐行為ニ又對スヘシ支那人ハ石油ヲ欲ムコトヲ強制セラル日本ハ
支那人ノ口ニ点火セリ「ラヂオ」ヲ投入シタリト述ヘ居ル旨報ス

新嘉坡ニ於テ支那軍隊及一般市民ノ殺戮ニ依ル大量殺戮行
ハレタルカ「シヨボール」ノ「マルタン」前診察醫「ベドワ」博士ハ新嘉坡ニ
於テ一五萬以上ノ亞細亞人（軍人ヲ含ム）ヲ日本ノ秘密警察ニヨリ
處刑スルニ入ヘ持向ニヨリ死セマシト信シ居レリ右ノ大部分ハ支那人ニシテ
同博士ハ「オニナル」小地域ノミニ於テ一三萬人カ日本秘密警察ニヨリ殺
シ居レ支那人々日本人ヲ斯クモ嫌惡スルハ當然ナリト述ヘ居レリ

香港ニ於テ釋放マラレル捕虜ハ虐待ノ物語ヲ告ケタル處彼等亦
十字小笠ノ僅カ一小部分ヲ反領スルノミナリ（九月五日柔佛）
米船汽船上ノ通信員ハ精油所及機械ニ場ニ於テ働キタル漆洲
英國兵和南捕虜ニ對スル日本人ノ野蠻行為ヲ報シ居レリ（「ブルマ」
及「英」於テ道路建設中ノ殘虐行為ヲ報ヤリ病人スラ場近歩
行シ石ヲ破ルコトヲ強ヒラレタリ（九月五日漆洲）

③ 新嘉坡抑留所

九月六日倫敦致送ハ新嘉坡抑留所ニ於ケル日本側殘虐行為
ニ付左ノ如ク報マリ
又新嘉坡ニ於テ八月ノ国籍ノ男女及小使四百五十名カ抑留セラレタル

裏面白紙

No. 26

Doc 2647

裏面白紙

處未十字へ當つて訪問ヲ許サレキトオ以上ノ凡テノ男子へ強制労働ヲ課スラレ戦前「コレ」監獄局カ罰トニテ與ヘタル罰金量ノ半分以下ノ食料ヲ給マラレタリ救済カ未リタル際一月ハ食料ニ蝸ヲ「ロースト」始メ居リタリ

2. 三年以上ノ期間ニ於テ唯一回合理的ナル統制ノ行ハレタル時期アリタリ。右指揮官「日本」シヅメ「アン」ナル時ナリキ

3. 無敵ノ残虐行為ノ恐怖ヲ不斷ニ存シ日夜一月ハ正シク御辞儀マナル事等ノ些細ナル犯行ノ故ニ打タレタリ

4. 「スパイ」嫌疑者ハ特ニ虐待マラレタリ一九四三年十月二日不審容不ハ「キャンプ」内「スパイ」嫌疑ノ證據發見ノ爲メ野營ナル夜宿ヲ開始

セリ五十七名ノ男女カ小營舎ニ押込マラレ最小限度ノ「ディーヤンシー」ヲ與ヘラシ長時間日本式ニ足ヲ向ケタル儘坐スルヲ強ヒラシ獄舎内

同所ニ於テ多ク一政人ハ五十五時間訊問マラシ他ノ政人ハ百四十四回打タレタリ「夏」履ノ如キ拷問ノ詳細記録マラレタリ右文書ヲ見タル「ビー・シー」通信員「マヤード・シヤープ」ハ日本人カ水ヲ口及鼻ニ注

ギタル後、足ヲ以テ膨張セル胃ヲ圧迫シ又八月ノ上部ヲ振ヒタリト述ヘタリ一部ノ俘虏ハ一生涯日本側拷問ノ痕ヲ留ムヘシ

5. 新嘉坡ニ於テ釋放マシタル抑留者ハ強制労働極ニ甚ナル食糧割当改訂虐待ノ生活ヲ許セリ

6. 米英ノ動向就中其国内輿論ヲ觀察スルニ目下ノ處英國ノ對日抗議ハ米國ニ比シ忒調ナルモ英國ハ書占領地ノ奪回後

更ニ綿密ナル調査ヲ行ヒタル上抗議ヲ提ホシ米ノト判断マラル從ワテ或方トニテモ豫メ之カ對策ヲ考究シ四圍ヲ要アルヘシ

7. 本調査資料ハ英(米)側ヨリ中々ナリ限リ今處ニ之ヲ提ホスルノ

162

No 27 .

Doc 2647

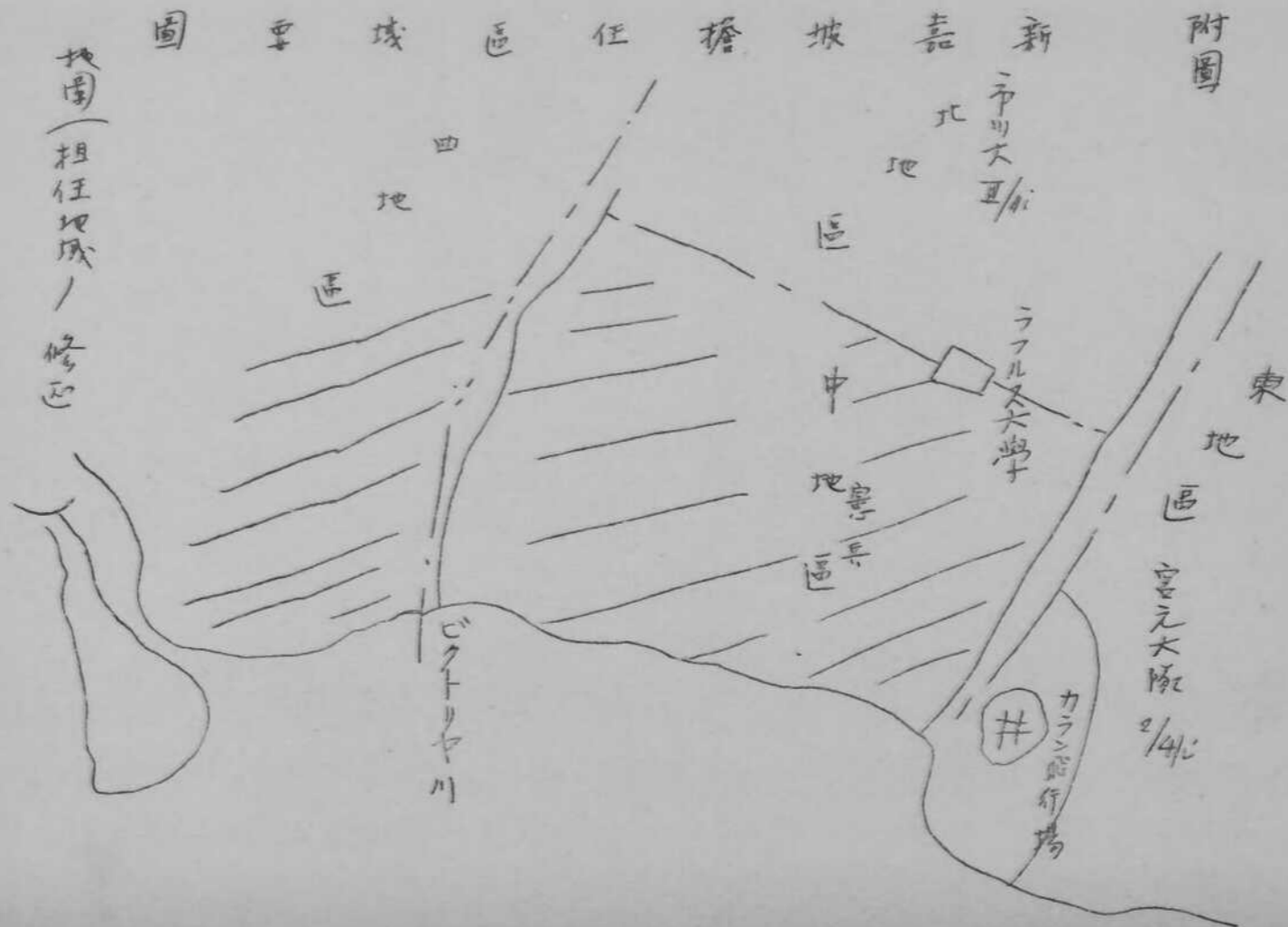
西交ナキモ情勢ノ推移ニ應ジ得ルノ準備ヲ必要トス
 又新嘉坡ニ於テル某程度ノ準備ニ對シハ當時ノ客觀的状況
 ヲ見テ已ニ準備ガハレモノナルモ相當ノ致ニ達スル迄斷ニ周シテハ英
 一軍ニ支ヘ之ヲ大規模ト宣傳シ抗議シ来ルヘテヲ以テ責任者
 處刑問題ニ関シテモ一處研究シ置テノモアルヘシ

163

裏面白紙

11028

DOC2647



裏面白紙

21 cover in 5th 12.

2647 III-1

25A 第四班

原 本
秘 録

停診關係調査中央委員會
停診關係調査部

御 中

馬來(新嘉坡)作廢同ニ於ケル非人道的行爲
(華僑問題ヲ主トス)ニ關スル調査報告

WILD

事務局長 山田 大 佐
事務次長 大石 大 佐
事務主任 中 佐

事務主任 中 佐
事務次長 大石 大 佐
事務局長 山田 大 佐

昭和二十年十一月二十二日
第 四 班



山下 大 將

參 長 鈴木 宗 作 中 將
副 長 馬奈木 教 信 少 將
I 高級 池谷 半三 郎 大 將
作 取 辻 政 信 中 佐

國武 輝 人 少 佐
芥 息 彦 少 佐
朝 枝 春 繁 少 佐
西 岡 繁 中 佐

裏面白紙

2647 Ⅲ-2

情報 杉田 一次 中佐

橋詰 勇 少佐

Ⅰ 高級 山津 兵部之助 大佐

兵 加藤 昌平 少佐

本郷 健 中佐

原長 七郎 中佐

堀内 中 佐

一 昭南 警備隊長 少尉 河村 珍 郎

二 野原 憲兵隊長 大佐 大石 正 幸

三 GD 西村 孫磨 中尉

四 5D 松井 多久 中尉

五 18D 牟田 口康也 中尉

第一 馬來(新嘉坡)方面ニ於ケル非人道的行爲ニ
關スル英國側ノ抗議並報道ノ概要

英國側ノ抗議ハ殆ンドナキモ終戦後英領ニ於テ極
メテ誇大ニ皮相ナル報道行ハレタリ

一 昭和十七年三月十日英外相「イーデン」ハ下院

ニ於テ香港降伏後ノ日本側ノ暴行ナルモノニ

シ要旨左ノ通公式説明ヲナシタリ

要 旨

香港脱出者ノ報告ニ依レバ在港降伏時及市民ハ人

裏面白紙

2647 Ⅲ-3

署ノ區別ナク非人同ノ取扱ヲ受ケ居レリ、英國軍
 人五十名ハ手足ヲ縛セラレタル上銃劍ニテ殺害セ
 ラレタリ
 香港降伏後十日ヲ経ルモ傷者ハ戰場ニ放置セラレ
 居リ死者ハ埋葬セラレンス亞細亞人ト歐羅巴人トノ
 區別ナク殺辱セラレン殺害セラレタリ
 支那入街ハ賣笑街ト化セラレタリ
 右ノ如キ暴行ハ一九三七年ノ南京大虐殺ニ比スヘ
 シ
 俘虜收容所ニハ徳モ戸モ燈火モナク衛生設備ナキ
 小屋ニテ食學ハ極メテ惡シク惡疫發生シ死者相次
 ク、尙日本政府ハ利益保護國代表及赤十字國際委
 員會代表カ同地ヲ訪問スルコトヲ拒否セリ
 馬來ニ於ケル俘虜ニ付テハ情報ヲ有セス、七萬五
 千ノ支那人カ逮捕セラレタコトヲ知ルノミ。。
 日本軍ハ武士道精神ニ忠キ行動ストハ直傳ノミ。。
 大東亞地域ニ於ケル英人彼拘禁者ノ取扱ニ關
 シ昭和十八年九月二日英自政府カ入手シタル機
 關ノ餘地ナキ幾多ノ證左ヲ復査發見セルコトヲ
 通報抗議シ來リアルモ「馬來」ニ關スル事項ナ
 シ
 馬來(新嘉坡)ニ於ケル復査抗議ハナキモ之ニ
 關スル報道左ノ如シ

2647 III - 4

(I)

「モーリス・デイトン」少佐及「トマス・エ
ブリス」大尉談

新嘉坡陥落後貨車ニ押込メラレ「シヤム」ニ
進行「バンコック」
「モールメン」間鐵道建
設ニ使用セラレタル方儀(鐵)ニ熱帯病蔓延不
足ノ爲死亡者多シ、英領人先發隊員談ニ依レ
ハ總員一、八四〇名中三四名以外ハ總テ西方
一三〇名ノ地誌ニ述スル迄ニ死亡絶レタリ

(2)

昭和二十年九月五日「ロンドン」發報道ニ於
テ聯合國捕虜及一般捕虜者ニ對スル日本ノ道
徳行爲ノ恣ルヘキ發表ハ全世界ノ數千ノ家族
ヲ心配セシメ居レリ「ロンドン」各夕刊紙ハ
新嘉坡ノ「ラヂオ」ガ「完全ナル文藝發表セ
ラルルトキハ文明世界ハ日本ノ殘虐行爲ニ反
對スヘシ、支那人ハ石油ヲ欲ムコトヲ強調セ
ラレ日本人ハ支那人ノ口ニ毒火セル「マツチ」
ヲ投入レタリ」ト述ヘ居ル旨報シアリ
新嘉坡ニ於テ支那軍隊及一般市民ノ機關銃ニ
依ル大體發射行ハレタルカ「ジョホール」ノ
「サルタン」ノ前診察醫「ベツドラ」博士ハ
新嘉坡ニ於テ一五萬以上ノ亞細亞人(軍人ヲ
含マス)カ日本ノ秘密警察ニ依リ處刑セラレ

裏面白紙

2647 Ⅳ-5

又ハ海陸ニヨリ死亡セリト信シ居レリ右ノ六
部分ハ支那人ニシテ同博士ハ「ダボン」ナル
一小地獄ノミニ於テモ三萬人カ日本秘密警察
ニヨリ殺サレ居リ支那人カ日本人ヲ新クモ殺
悪スルハ當然ナリト述ヘ居レリ

香港ニ於テ暴風セラレタル船隻ハ虐待ノ物語
ヲ告ケタル後等ハ赤十字小包ノ僅カ一小部
分ヲ受領セルノミナリ（九月五日桑港）

米病院船上ノ通信員ハ電信所及機械工場ニ於
テ働キタル後、英國及和蘭海陸ニ歸スル日
本人ノ身重行爲ヲ報シ居レリ「ピルマ」及泰
ニ於テ道路建設中ノ測量行爲モ報セラレ病人
スラ道路工事場迄歩行シ石ヲ投ルコトヲ強ヒ
ラレタリ（九月三日深淵）東京「アジア」司
令部ニ到達セル報達ニヨレハ聯合國船隻ハ「
マラリヤ」、海氣、肺病、赤痢ニ甚ク苦シミ
居リタル述ナリ（九月五日桑港）

(3) 新嘉坡郵政所ニシテハ昭和二十年九月六日
省政院送ハ新嘉坡郵政所ニ於ケル日本領事館
行爲ニ付左ノ如ク報セリ

(イ) 新嘉坡ニ於テハ凡テノ国籍ノ男女及子供四
千五百名カ報告セラレタル後赤十字ハ會テ
訪問ヲ許サレサリキ 十才以上ノ凡テノ男

裏面白紙

2647 Ⅲ-6

子ハ強健勇健ヲ謀セラレ候前「マレー」監
獄局カ罰トシテ兵ヘタル補當金ノ半以下
ノ食料カ給セラレタリ候儀カ来リタル際一
同ハ食料ニ關シ「ロースト」シ給メ居リタ
リ

(ロ)

三年以上ノ期間ニ於テ唯一同合意シタル統
制ノ行ハレタル時始アリタリ右ハ指揮官カ

日本ノ「シザイリアン」ナル時ナリキ

(ハ)

無敵ノ強健行爲ノ感情カ不敵ニ存シ日夜一
同ハ正シク訓練セラル等ノ盛衰ナル程
行ノ故ニ打テタリ

「スパイ」嫌疑者ハ特ニ虐待セラレタリ一

(ニ)

九四三年十月二日日本警察ハ「キヤンブレ」
内ノ「スパイ」嫌疑ノ證據發見ノ爲野蠻ナ

ル搜索ヲ開始セリ二十七名ノ男女カ小倉倉

ニ押込メラレテ小長度ノ「デイーセンシー」

モ兵ヘラレテ長時間日本式ニ足ヲ曲ケタル

儀坐スルヲ強ヒラレテ獄ケ月間囚禁ニアリタ

リ一歐人ハ五十五時間囚禁セラレ他ノ歐人

ハ百四十時間囚禁タレタリ証書ノ如キ時問ノ

詳細記録セラレアリテ右実書ヲ見タル「ビ

ィ・ビー・シー」通稱員「リテヤード・シ

ヤード」ハ日本人カ水ヲ口及鼻ニ注キ込ミ

裏面白紙

2647 Ⅱ-7

タル後足ヲ以テ移腰セル腎ヲ壓迫シ又ハ腎
ノ上部ヲ乘ヒタリト違ヘタリ一部ノ存シハ
一生難日本國海軍ノ痕ヲ留ムヘシ

(※) 新嘉坡ニ於テ海軍セラレタル御醫者ハ強健
身體極慕ナル食糧制管取打應待ノ生活ヲ語
レリ

之ヲ要スルニ現在迄ノ所大ナル困難起シアラサ
ルモ米英ノ動向就中英國內與言ヨリ觀察スルニ米
國ハ舊占領地ノ奪回復更ニ論議ナル調査ヲ行ヒ我
ニ對シ抗議スル可能極大ナルモノアルヘシト判断
セララルヲ以テ我方向トシテモ之カ真相ヲ調査表
スルノ要至スヘシ

裏面白紙

2647 四 - 8

第二 開戦前ニ於ケル馬來(新嘉坡)方面ノ一役
情勢ト住民等ニ對スル軍ノ處理方針

大東亞戦争開始前馬來中 新嘉坡ハ南方ニ於ケル政
略ノ中心地トシ對日壓迫ノ中核ヲ形成シアリタル
ヲ以テ一俟住民中 華僑ノ活動亦新嘉坡ニ於テ盛ニ
シテ對日壓迫ハ示威運動、「ボイコット」、脅迫
傷等種々ノ形ニ於テ行ハレ在吾邦人ノ時目スルモノ
漸次多キヲ加フルニ至リ自ラ國民ノ聽ハ新嘉坡方
面ニ集注セラルルノ結果ヲ招來セリ
斯クテ軍ハ馬來中 新嘉坡ノ設定ヲ一刻モ速ナラシ
ムルノ必要ヲ痛感シタルノミナラス馬來作戦ハ南方
作戦ノ第一ニ着手セラレタルモノナルヲ以テ大東亞
戦争ノ目的ニ鑑ミ皇軍ノ正義ヲ全世界ニ宣揚スルノ
必要上住民等ニ對スル軍ノ態度ハ愛護ヲ第一トシ軍
ノ行動ヲ妨害スルモノニ對シテハ嚴然タル態度ヲ以
テ臨ムコトトシ其理否曲直ヲ常ニ公正ナラシムルノ
方針ヲ深ラレタリ

第三 作戦同ニ於ケル一線情勢ニ就テ

馬來作戦ニ於テハ支那大陸ノ作戦ト異リ當初後方ニ
關スル考慮ナカリシモ中部馬來以後ニ於テハ華僑カ
戦場附近ニ其後方ニ於テ活躍ナル策動ヲ開始スル

2647 Ⅱ-9

ニ至リ將兵ノ準備ニ對スル警戒心ハ著シク増大セラ
ルルニ至リレリ

(4) 馬來作戦ニ於ケル準備ノ策動状況

戦場附近ニ於テハ主トシテ類案ナル通敵行為ニヨ
リ我作戦企圖ハ敵ニ察知セラレ延メテ不利ナル戦
況ニ陥リ或ハ我部隊ノ密集地獄ニ砲撃ヲ蒙リ爲
ニ致多ノ我將兵カ無意義ナル犠牲ヲ擧ヒタルコト
一再ニ止マラス又戦場後方ニ於テハ兵站線ノ襲撃、
交通線、軍用通信線ノ破壊、軍需品ノ毀損等ヲ實
施シ軍需品等ニ彈藥ノ取替到着ヲ遅延セシメ爲ニ
勝速ヲ要セシ馬來作戦ヲ妨害困難ナラシメタルコ
ト屢々ナリ

實情ヲ漏記スレハ左ノ如シ

(1) 昭和十六年十二月末頃「タイピン」北方山林中
ニ於テ華僑百數十名ハ武器ヲ持テテ立籠リ我兵
站線ノ擾亂、軍需品ノ攔奪ヲ企圖セシカ我方專
前ニ察知シ之ヲ掃蕩セリ

(2) 昭和十六年十二月下旬「カンバル」附近ノ戦場
ニ於テ夜間屢々我偵察隊砲兵隊地附近ニ信號彈
擲リ其レト同時ニ敵砲兵彈集中シ無益ナル將兵
ノ犠牲者多數ヲ出セリ 我方隠氣トナリ搜索セ
シ結果遠ニ茶一ヶ所ニ於テ二名ノ華僑ヲ逮捕シ

2647 Ⅲ - 10

華僑ノ所爲ナルコト判明ス

右取調ニ於テ安藤君取ノ一大隊ハ遠ク巨方地區ヨリ「カンバル」ノ背後ヲ進駐セントシ夜間機動ニヨリ六近回ヲ實施セシカ茶通通都落ヨリ信號彈揚リ敵ニ其ノ企圖ヲ察知セラレ後方進駐不成功ニ終リタルノミナラス拂曉ヨリ「カンバル」巨南方渡河（附近流埃濕地帯）ニ乘シ敵ノ迂反撃ヲ受ケ我作戦ハ奮奮ニ闘シ且多大ノ損害ヲ出セリ

信號彈ノ過カルト同時ニ一小隊ヲ以テ部落内ヲ搜索セシメタル結果遠亡シ損ネタル一華僑ヲ逮捕シ華僑ノ所爲ナルコト判明ス

昭和十七年一月中旬「ゲマス」及「セガマツト」附近ノ取調同年一月下旬「クルアン」「ヨンベシ」「バトバハト」同年二月上、中旬新嘉坡ノ取調ニ於テモ類案ニ信號彈揚リ砲兵陣地、豫備隊、高等司令部等ハ突如敵ノ集中砲火ヲ受ケ無意義ノ犠牲者ヲ出セリ
是等ハ何レモ其ノ大部華僑ノ所爲ナルコト判明ス

昭和十七年一月中旬「クアラランブル」ニ對スル敵ノ夜間空襲ニ方リ同地飛行場ニ信號彈揚リ敵機ハ之ヲ目標ニ燃撃シ我方飛行機若干機燃

174

2647 四-11

砲、兵員損害甚多ノ損害ヲ出セリ
信託砲ハ華僑ニヨリ行ハレタルコト之等ヲ逮捕
シテ判明ス

ハ昭和十七年一月中旬近衛師團ノ「ムアール」河
渡河ニ際シ華僑ハ渡河路ヲ指示シ敵艦ノ夜間暴
撃ヲ誘導セリ爲ニ我渡河ハ極メテ困難トナリ且
大ナル犠牲者ヲ出セリ

ハ昭和十七年一月中旬乃至下旬近衛師團ノ「マラ
ツカ」「バトバハト」附近ノ戦間華僑ハ「マ
ラツカ」海上ノ敵潜水艦ト連絡シ潜水艦ヨリノ
諜者ノ潜入、誘導、保護等ニ任スル外自ラモ我
部隊所在地等ヲ指示シ以テ「マラツカ」海上ヨ
リスル敵ノ艦砲射撃ヲ容易且有利ナラシメタリ
右ニヨリ近衛師團ノ存続ハ困難且不利トナリタ
リ

ハ昭和十七年一月下旬「バトバハト」附近ノ戦間
ニ於テ近衛師團ノ大補大隊ハ其ノ西北方ヨリ敵
ノ背後ヲ進駐スヘク護衛隊中ヲ迂回包圍中華僑
ノ通信行為ニヨリ敵ノ知ルトコロトナリ爲ニ多
數ノ敵ノ反撃ヲ受ケ孤立無援トナリ大隊長以下
大部分ノ將兵戦死シ殲滅ノ悲運ヲ喫セリ

ハ昭和十七年一月中旬、下旬「ゲマス」
「セレン
バン」間「ラビス」
「セガマツト」間ニ於テ

2647 四 - 12

華僑ハ屢々路上ニ伺ホシ我自動車ノ運行ヲ停止
セシメ之ニ乘シ道路兩側ノ山林中ヨリ狂射ヲ浴
セ愛ニ強多ノ我將兵ハ之カ犠牲トナリ貴重ナル
軍需品ハ掠奪セラレ且前送ヲ妨害セラレ我作戦
ハ不利ニ陥ラシメラレタリ

(2) 鐵道妨害亦頻發セシモ昭和十七年一月下旬「イ
ボ」南方森林中及「セレンバン」「ゲマス」
間ノ山林中ノ鐵道破壊ハ屢々新嘉坡作戦ノ軍需
品前送ノ緊急時機ナリシヲ以テ極メテ重大ナル
影響ヲ蒙リ之ガ爲新嘉坡作戦開始ハ二月八日
ヲ二月九日ニ延期スルノ止ムナキニ至リタルノ
ミナラズ作戦開始後軍需品就中彈藥ノ前送補給
意ノ如クナラス爲ニ第一線ノ彈藥ノ缺乏甚シク
一時作戦ヲ危殆ニ陥ラシムルノ結果ヲ招來セリ
右妨害ハ何レモ犯人ヲ逮捕シ華僑其ノ主體ナル
コト判明セリ

(2) 英軍降伏後ニ於ケル「シンガポール」ノ治安状況
二月十五日「シンガポール」ハ陥落セリト雖モ戰
闘行動終了直後ノ同島ハ表面治安ハ良好ナルヤニ
見エタルモ英軍ノ來攻等眞シヤカニ傳ヘラレ釋
放脱獄セル共産黨員並兇暴犯人ノ蠢動等不安ノ底
流スルモノアリ特ニ英軍降伏ト日軍「シ」市入城

2647 III - 13

間ニハ二、三日ノ間隙ヲ有シ此ノ間小銃同彈藥、
 機銃、拳銃、無線小型自動車等ノ兵器カ幸優民家
 ニ分散隠匿セラレタルノミナラス食糧其ノ他物資
 ノ掠奪横行シ且郊外各兵團司令部ト市内トノ通信
 線屢々故意ニ切斷セラレ不通トナルノ狀懸現出ス
 又市ノ郊外及市街内ヲ闒ハス幸優ニシテ食糧、衣
 類、燃料等ヲ掠奪自宅内倉庫、天井裏、床下等ニ
 秘匿シアル狀況モ明瞭ナルニ至レリ此間軍ハ近ク
 次期作戦ヲ控ヘ有力兵團ノ抽出ハ目度ニ迫リ小數
 兵力ヲ以テ占領後ノ治安維持ニ任セサルヘカラサ
 ル實情ナリ又軍ノ南下進撃ハ急速度ニシテ「マレ
 ー」半島西海岸道兩側ニハ尙多クノ匪賊ヲ目サス
 工作據點存在セルノミナラス「シンガポール」陪
 都後抗日華僑ニシテ同島南方「リオウ」諸島「リ
 ンガ」群島「アナンバス」諸島等ニ分散シ之等諸
 島ヲ據點トシ「シ」島並「マレー」半島同志ト策
 應シテ將來ノ活動ニ備ヘントスルノ形勢窺ハレ且
 「英救護軍再來」ノ聲ハ巷間屢々流布セラレシト
 コロニシテ軍ハ速カニ「シ」島ニ於ケル流言蜚語
 等ヲ嚴ニ取締リ遠ニ治安ヲ確保スルノ必要ヲ痛感
 スルニ至レリ

裏面白紙

2647 Ⅳ-14

(参考事項)

二月二十八日ニ至リ「シンガポール」ニ於ケル
「ドコール」派ノ活躍状況漸次内容明カトナリ
タル模様ニシテ「ユダヤ」人「クレイア」
「ドコール」派専断委員会審議「ルモール」
「佛印」
行支配人「コーセル」ヲ拘留取調ヲ行フ

裏面白紙

2647 Ⅲ - 15
←7

第四 撤隊後ニ於ケル戦場掃蕩作戦

軍ハ英軍降伏後一刻モ遅ニ馬來就中新嘉坡ノ軍政
 ヲ確立スルコトヲ以テ所請聖職ノ目的ニ合スルノ
 ミナラス爾後ノ南方作戦就中軍ニ當時附加セラレ
 タル「スマトラ」「アンダマン」作戦ニ好結果ヲ
 招来スヘキモノナルヲ信シ大部隊ヲ新嘉坡市内ニ
 進入セシムルコトヲ避ケツ、先ツ急兵ヲ市内ニ進
 駐セシメ次テ巨軍少將河村參郎ニ第二野戦急兵隊
 ノ主力(第五・第十八近衛各師團ヨリ約二ケ中隊
 ノ補助急兵銃裝甲及戰車一中隊ヲ附ス)及所要ノ
 部隊ヲ併セ指揮セシメ主トシテ市内ヲ又近衛師團
 主力ヲシテ新嘉坡島(市内ノ大部ヲ除ク)ヲ擔當
 セシメ夫々迅速ナル戦場掃蕩作戦ヲ進行セ
 シメ以テ治安ノ確立ヲ期スルト共ニ次期作戦ヲ率
 領セシムル所アリ

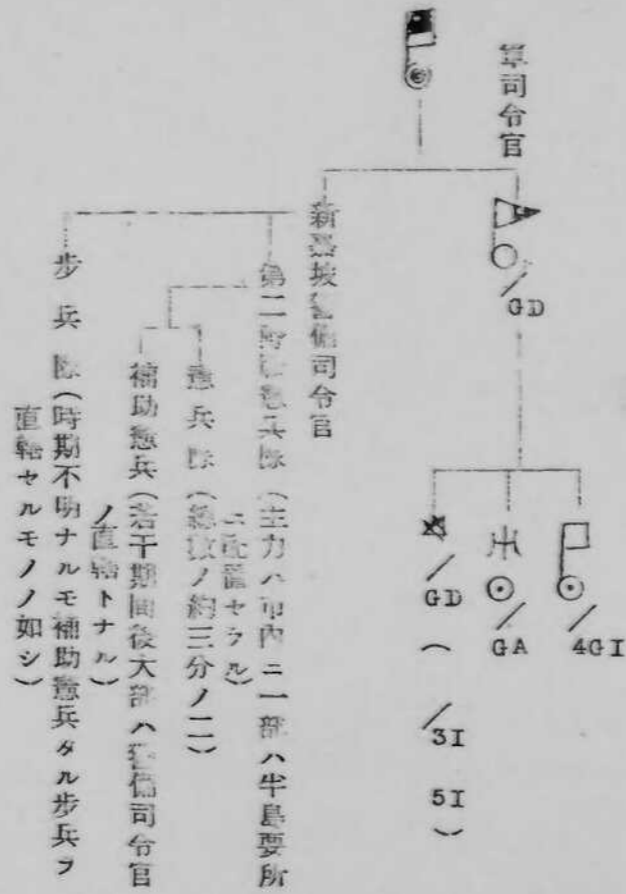
第一軍ニ於テハ新嘉坡ノ重要性ト同市カ亦馬來作
 戦間全期間ヲ通シ我作戦ヲ妨害セシ仁皇ノ巢窟化
 シタルコトト併セ考慮シ然ルニ慮度ヲ以テ華
 僑ニ對スヘキトナシ二月十七日軍命令ヲ下達シ且
 軍參謀長少佐林忠彦ヲ新嘉坡通信司令部ニ配屬
 シ主トシテ之ガ處理ニ當ラシメラレタリ

2647 III - 16

第五及第十八師團主力ハ二月下旬逐次馬來北
部及「ジョホール」州ニ轉進シ前記同様ノ任
務ニ就キタリ

(1)

新嘉坡島内ノ戰場掃除ト擾作戦トニ就テ
新ニ新嘉坡警備司令官ニ任命セラレタル歩兵第
九旅團長河村少將ハ十八日軍司令部ニ出頭シ所
要ノ連絡ヲナスト共ニ露記ノ如キ情勢ニ鑑ミ第
二野戰憲兵隊等ニ命令ヲ下達シ主トシテ市内ノ
戰場掃除並ニ掃蕩作戦ヲ又近衛師團主力ハ自己
ノ作戦地域ヨリ島内要點ニ兵力ヲ移駐セシメ島
内ノ戰務掃除及掃蕩作戦ヲ履行セリ
(イ) 命令系統ト配備ノ概要



裏面白紙

2647 Ⅳ - 17

配備要領要領ノ如シ
但シ近衛師團ノ一スマトラ一作戦参加ニ伴ヒ
三月二日新嘉坡島内ニ於ケル取巻掃除及掃蕩
ルニ至レリ

(ロ)

取巻掃除及掃蕩作戦ノ掃蕩
英軍降伏後新嘉坡島内ニ於ケル取巻掃除及掃蕩
作戦トシテ各兵團(移動前ノ兵團ヲ含ム)ノ實
施ナル主ナルモノ左ノ如シ

- 1 新嘉坡島附近島嶼ノ掃蕩作戦
- 2 復我死傷者ノ收容
- 3 軍需品及兵器ノ収集及整理
- 4 俘虜及抑留者約十萬ノ整理收容
- 5 慰 靈 祭

(ハ)

抗日華僑ノ檢索處理

1 軍ノ對華僑方針(中部馬來以後ニ於ケル華僑
ノ反日活動前並ノ如ク我作戦ヲ著ク妨害ス
ルニ至レルヲ以テ開城當初起振ヤシ對華僑態
度ハ變化ヲ余儀ナクセラレ反抗華僑ニ對シテ
ハ嚴然タル態度ヲ以テ臨ムノ止ムナキニ至レ
リ)

2 抗日華僑容疑者資料収集
「イボ」ニ於テ入手ナル「抗日華僑名簿」

裏面白紙

2647 Ⅲ-18

裏面白紙

ヲ中心トシ探偵局名簿、警察署犯人名簿、救出在留邦人ノ進言、連絡ナル一部ヲ日華橋ノ申立ヲ資料トシ二月十七日ヨリ二十日ニ至ル四日間ニ於テ反抗拳銃容疑者名簿ヲ作製シ二十一日ヨリ華僑ヲ以テ區ニ收容一表ヲ出テ實施ヤリ檢出ニ方リテハ自記名簿ヲ基礎トシ併ヤテ馬來探偵局及警察署ヲ立會セシメ確メテ期シ

タリ
檢索ニヨリ容疑者トシテ取調タル人員概ネ左ノ如シ
第一次 二月二十一日―二十三日日間約五〇〇名
第二次 二月二十八日―三月三日 約一五〇〇名

第三次 三月末 約三〇〇名

右容疑檢出者取調ノ上少クモ約一〇〇〇―一五〇〇名ハ釋放シ約五〇〇〇名内外ハ反抗日通敵者トシテ(飛行場檢査誘導、砲兵火力指向ノ指示實施者、後方兵站長等抵抗等ノ實施並指導者及抗日團體ノ首魁及抗日義勇隊、馬來共產黨員)處罰セルモノノ如シ

胡適著「華僑新生記」ニシテ新加坡ノ狀況左ノ如シ

(一)「ボバム」元即十二月二十二日版況報告ヲ實施ス

2647 Ⅲ - 19

(一) 「トーマス」撤退ニ對シ馬奈住民ニ非難ノ聲アリ

(二) 「トーマス」總督十二月二十五日記者會ヲ

行ヒ全華僑ノ抗議ヲ發揮シ要請ス

右ニ基キ星華抗敵義勇員總會設立セラレ十二月二

十七日發會式ヲ行フ

集會セルモノ國數 三七二

參加代表 二、〇〇〇人以上

(三) 星華抗敵義勇員總會ノ指導ニヨリ共產黨ヲ中心ト

スル義勇軍並ニ三民主義ヲ標榜シ別ニ守備軍ヲ設

ケ抗敵ニ極カス

(四) 日本軍入城後ノ狀況

(イ) 二月二十一日ヨリ十五才ヨリ六十才ニ亘ル全

華僑ノ調査ヲ實施ス

(ロ) 「トーマス」總督ノ報告左ノ如シ

裏面白紙

2647 III-20

海峽植民地總督
馬來欽差大臣 佈告

- (1) 大日本軍司令官ハ左ノ告示ヲ發表セリ
 (イ) 現在ノ行政機關及經濟機關ハ總テ之ヲ存續セシムベシ
 (ロ) 右機關ノ從業員ハ當分其ノ現地位ヲ保有スルコトヲ得
 (2) 公共福利ニ關スル事業ハ速カニ之ヲ復舊スベシ
 從業員ハ平日ノ通り業務ヲ續行スベシ
 (3) 無線電信電話ニヨル通信及放送ヲ禁止ス
 (4) 防空條例ハ從前通り嚴守勵行スベシ
 特ニ燈火管制ニ於テ然リトス
 (5) 外部トノ通信連絡ハ一切廢禁ス
 (6) 一切ノ公共衛生ニ關スル機關及治療業務ハ速カニ開設運營スベシ
 若シ缺陷アラバ可能ナル範圍ニ於テ速ニ改良スベシ
 各從業員ハ從前通り業務ヲ執行シ
 極力病者傷者及獄囚ノ保護ニ任スベシ
 (7) 日本軍ハ必ズ住民ヲ保護ス
 住民ハ日本軍ニヨリ移動ヲ許可セラレシ者ヲ除ク外
 現住所ニ留ルベシ
 (8) 日本軍ニ對シ軍事機密ヲ探偵シ
 誹謗通敵等ノ敵對行為ヲ爲スコトヲ得ズ

裏面白紙

2647 III - 21

ニ本島民政機關ハ日本軍ニ協力シ「シンガポール」ヲ常態ニ復セシメントス所ツテ各種委員會ヲ設立シ下記諸案件ノ解決ニ資セントス

- (1) 行政問題
- (2) 公共衛生問題
- (3) 經濟財政問題
- (4) 停廢問題
- (5) 軍政問題即チ治安、交通及軍需品供出問題
- (6) 海上問題
- (7) 防空問題

以上ノ外尙一聯絡委員會ヲ設立シ本島行政權移管ニ關スル事務ヲ處理セシムル

三 全「シンガポール」市民ハ達ンデ治安ヲ恢復シ汚穢汚穢ノ實ヲ負ヒテ惡疫ノ蔓延ヲ防止スベシ之蓋負傷者、婦女子及流離所ヲ失ヘル者ノ爲ニ吾人ノ辭スベカラザルノ義務ナリ余ハ諸君ノ協力ヲ切ニ期待ス

四 過去數箇月來熱心ニ服務セル諸公務員ニ對シ余ハ茲ニ謹ンデ感謝ノ意ヲ表シ併セテ優待專照ニ善處セル市民諸君ニ深ク感謝ノ意ヲ表スルモノナリ

一九四二年二月十六日 トーマス(署名)

裏面白紙

2647 Ⅳ - 22

(ハ)

昭南警備司令官室野へ二月二十四日
昭南港ノ警備ハ今ニ至ル迄重慶政府ノ宣旨ニ應ジ
レ英國ト協力シ重慶政府ニ對シ政治經濟上ノ援助
ヲ續ケ來レリ即チ今ハ義勇軍ヲ編成シテ英軍ニ參
加シ或ハ陸中遊撃隊員並ニ義勇トナリ我が作戦ヲ
妨害シ常ニ抗日第一線ニ活躍セシハ大東西遠征ヲ
妨害スルモノニシテ東亞ノ反逆者ト謂フベキナリ
然レドモ新嘉坡警察スルヤ同時ニ其ノ一部分ハ適
走シ又一部分ハ留リテ良民トナリ繼ラ見テ變動ス
ルノ形勢ニアルハ極メテ明白濃厚ナリ若シ之ヲ放
任センカ現期ナル馬來ハ永久ニ實現スルコト能ハ
ズ此等反逆ノ毒種ヲ掃蕩シ治安ヲ確立シ以テ民衆
ノ安寧ヲ圖ルハ現下急モ喫緊ノコトナリ
夫レ八故一字ノ光輝アル精神ノ下ニ新秩序ヲ建ヘ
東亞共榮圈ヲ確立シ以テ馬來永遠ノ發展ヲ希望ス
ルハ我が皇軍ノ意圖トシテ大日本軍司令官ノ聲明
スル所ナリ我が大義ヲ妨害スルハ人類ノ大敵ナリ
何人タルヲ問ハズ悉乎トシテ處斷シ寸毫モ假借
セサント前非ヲ悔イ進ンデ我が大理想タル新秩
序建設ニ參加シ明確自由ニシテ且堅實ナル馬來發
展ノタメ積極的ニ協力スル 良民ニ對シテハ華僑
タルト何人タルトヲ問ハズ常ニ一意同仁トス皇軍
ハ其ノ生命財產ヲ保護シ必ズ其ノ子孫ノ育成發展

裏面白紙

2647 III-23

ヲ期ス皇軍ノ真意右ノ如シ若シ齟齬スルモノアラ
バ何色ノ民族タルヲ論セズ皆予慮及シ決シテ寛恕
スルコトナシ

民衆ハ日本ノ真意ヲ理解シ安ンジテ業ニ従フベシ
同時ニ左ノ條項ヲ遵守シ暴力蹂躙ノ創傷ヲ恢復シ
以テ明朝ナル馬來ヲ建設シ東亞人ノ大東亞建設ニ
協力センコトヲ期スベシ

一 速カニ復業ニ勵メ

ニ 若シ復業並ニ不良ノ分子アラバ即刻掃蕩シ或ハ

日本軍ニ通報セヨ

三 一切ノ掠奪暴行ヲ嚴罰ス

四 若シ武器及彈藥等ヲ所持若クハ発見セル者ハ一

彈ト雖速カニ日本軍ニ差出スベシ

五 市街ヲ清掃シ秩序ヲ恢復スルコトニ一致協力セ

ヨ

六 日本軍ノ爲進ンデ勞力ヲ提供セヨ

大日本軍醫務司令官

裏面白紙

2647 III-24

(ニ) 昭南警備司令官ノ本島ノ治安ヲ維持スルコトニ關スル聲明

大日本軍司令官ハ昭南島ヲ占據シテ以來、運力本島ノ和平及秩序ヲ恢復維持スベク努メツツアリ即チ此ノ爲大日本軍當局ハ軍市内ニ入レシメス唯一般市民及難民ヲ保護スル責任ヲ負ヘル意兵ノミヲ市内ニ入レシメタリ然ルニ若干叛亂ノ徒和平ヲ擾亂シ利敵ノ舉ニ出ツテ軍ハ是等惡化及叛亂ノ徒軍用武器ヲ擧スル者、暴行恣肆ノ行爲アル者ニ對シ嚴重ナル處罰ヲ科シ全居民ノ和平ヲ維持セントス而シテ已ニ逮捕セル叛徒ノ領袖及某々人ハ本月二十一日及二十二日某處ニ於テ銃殺ニ處セラレタリ

茲ニ昭南警備司令官ハ今後尙改俊セヌ惡行ヲ續クル徒衆ニ對シテハ同様ノ處罰ヲ以テ臨ムコトヲ公告ス

(ホ) 華僑難民ノ歸寧ニ關スル軍當局ノ特告(二月下旬)

昭南島ニ於ケル治安ノ確保ト生活物資需給ノ圓滑化ヲ圖ル爲難航中ノ全華僑ハ三月四日ヨリ數ヘテ十日以内ニ原任地ヘ復歸セヨ
若シ正當ノ理由ナクシテ難航中ニ滞留セザル者ハ處罰ニ處ス

2647 III - 25

(3)

(イ) 馬來半島ニ於ケル現正状況

馬來半島ノ治安状況
馬來半島ニ於ケル現正ノ索動状況ニ對シテハ前
述セルトコロナルモ新嘉坡陥落後ニ在リテモ多
數ノ抗日黨派ハ都市ニ又山林中ニ潛入シテソノ
中ニハ共產主義ヲ標榜シテ相互連繫ヲ取り確乎
タル組織ノ下統制アル抗日運動ヲ展開スベク活
躍ナル活動ヲ續行シ陸ニ武器彈藥糧食金銀ニ
同志ノ獲得等ニ勉メアリ此ノ間我軍獲獲兵器
ノ掠奪我籍兵ノ暗殺通信線交通ノ破壞一般良民ノ
被害脅迫掠奪等ヲ極ニナシアリテ馬來半島ノ治
安ハ戰後ニ在リテモ尙衷心スベキモノアリ

(ロ) 露正状況

露正状況
露ハ新嘉坡陥落後馬來半島ノ露正工作ノ要大ナ
ルヲ認メ露正二月末迄ニ新嘉坡島ヨリ第十八師
團ヲ「ジヨホール」州ニ第五師團ヲ「ジヨホ
ール」州以外ノ馬來半島ニ派遣シ夫々擔任地域ノ
治安警備ニ任ゼシムルト共ニ抗日黨派ノ露正工
作ヲ監視セシム
第五師團ニ在リテハ其ノ擔任地域ヲ更ニ左ノ如
ク部下部隊ニ分割警備セシメタリ

裏面白紙

2647 Ⅲ - 26

ラ	「ケ	「バ	「ベ	「セ	「マ
ン	ダ	ハ	ー	ラ	ラ
タ	」	ン	ラ	ン	ツ
ン	」	」	」	ゴ	カ
」	州	州	州	ル	」
州	ベ			州	州
	ナ	5k	42i	」	「
21i	ン			州	ネ
	」				グ
	州			41i	リ
	「ト				セ
	レ			5A	ン
	ン				ビ
	ガ			5T	ラ
	タ				ン
	」				」
	州				州
	「ケ				11i

裏面白紙

2647 ④ -27

第五、第十八師團ハ三月上旬ヨリ肅正工作ヲ
開始シ市街及山林中ノ抗日華僑ノ激衆ヲ掃蕩ス
シ四月末迄ニ「ジョホール」ヲニ於テ約一〇〇〇
名「セレンバン」及「マラッカ」ニ於テ約一五〇
〇名「メラングビル」ニ於テ約三〇〇名「ペラ」
ニ於テ約一〇〇名「バハン」ニ於テ約五〇名「ケ
ダー」及「ベナン」ニ於テ約二〇〇名ノ不良華僑
ヲ掃蕩シ多量ノ兵器ヲ擄取各地方ニテテテテテ
ヲ釋放セリ然レ共ニ掃蕩ノ餘孽ヲ掃蕩シテ我
シ我方止ムヲ掃蕩ス應ニ我共ニ損傷ヲ受ケタル
コト疑々ナリ尙ホ状況不詳ト云念シ自決セル者
（幹部）相繼致アリ

五月以降ニ在リテモ抗日華僑ハ地下ニ潛入シ依然
抗日運動ヲ繼續シテ治安亦良好ナラス我軍ハ屢々
「ジャングル」内ヲ掃蕩シ多大ノ困難ト經營ノ煩
害ヲ出シツツ掃蕩ヲ完結シ治安ノ確保ニ邁メタル
モ迄ニ抗日華僑ヲ一掃スルニ至ラス
五月以降ノ肅正中華僑タルハ「クアラルンプール」
北方山林中ノ掃蕩ナリ約三〇〇名ノ抗日華僑我將
兵ノ掃蕩兵營ノ掃蕩等ヲ企圖シ我軍シアル情報ヲ
線知シ我軍先ヲ掃蕩シテ之ヲ掃蕩シ我軍ノ後敗退華僑
ハ更ニ山林深ク逃亡セリ此ノ戦場ニ於テ我軍ニ遺

裏面白紙

2647 III - 28

棄セラレシ死體二〇〇名ニ及ヘリ
之ヲ要スルニ馬來千島ニ於ケル肅正工作ハ日本軍
隊自體ノ爲ノミナラズ一般市民（一般華僑、馬來
人、印度人等）ノ生命財產保護ノ爲行ハレタル治
安警備ノ行動ニシテ其ノ細部ノ狀況ハ資料ニ乏シ
ク明カナラザルヲ遺憾トスルモ抗日華僑ニシテ生
命ヲ瀕チタル者ハ主トシテ辭職同ノ段圓行動中ニ
銃彈等ニ被レタルモノナリ函縣ナル討伐ニ於テ我
方ニ於テモ相當數ノ犠牲者ヲ發生セリ

（附 録）

華僑ノ獻金問題ハ新嘉坡ノ華僑總東ト關係ナク
實施セラレタルモノニシテ主トシテ當時馬來占
領後ノ「インフレ」對策ヨリ考案セラレタルモ
ノノ如シ

即チ開戦前ニ於ケル通算ノ流通ハ二億一千萬弗
ナリシカ英軍降伏後ニ於テハ二億六千萬弗ナリ
シヲ以テ其差五千萬弗ヲ獻金セルコトナリタ
ルモノニシテ獻金問題ハ山下將軍離任頃ニ實施
セラレタリト

裏面白紙

第五 次

2647 III - 29

之ヲ要スルニ馬來（新嘉坡）作戦間ニ於ケル非入
道の行爲ハ開戦頭初ニ於ケル軍司令官ノ指導方針
ヨリスルモ極力之カ妨礙抑止ニ努メラレタル所ナ
ルハ首肯セララル所ナリ

- (1) 新嘉坡ノ華僑處理ニ關スル問題ニ關シテハ作戦
開戦後ノ各種妨害、反抗日策動甚大ナリシニ儘
ミ通敵乃至治安擾亂者ノ一掃ヲ期シ其軍降伏後
山下軍司令官ハ各兵團長及警備司令官ニ對シ戰
場掃除、肅正工作（掃蕩作戦）ニ關シ軍命令ヲ
下達セラレタルコト明カナルモ華僑處理ノミノ
命令ハ成文的ニ存在セズ而テ新嘉坡警備司令官
ハ右命令並軍ノ意圖ニ基キ戰場掃除ノ肅正工作
ノ一環トシテ實施セラレタルモノニシテ當時ノ
客觀的情勢並「マレー」半島全域ノ掃蕩作戦ノ
狀況ヨリ見ルモ警備司令官獨自ノ見解ニヨルモ
ノニ非ナルコトハ明瞭ナリ又華僑處理ニ方リテ
ハ總メ之カ準備ヲナスト共ニ入滅後各種ノ手段
ヲ講シ之カ適正ヲ期セルモノト判断セラレト
(2) 華僑ノ檢査及處置ハ戦後ニ引續キ實施セル段
場掃除、掃蕩作戦中ノ事件ナルヲ以テ適正ヲ期

2647 Ⅲ - 30

シタリト雖モ平常時ノ尺度ヲ以テ之ヲ律スルコト困難ナルコトハ言フ俟タス而モ微側新聞等ノ報道ハ作戦前ノ戦病死者、爆撃ニ罹レタル一般市民ヲモ加ヘ且之ヲ極メテ誇張シアルモノト考察セララルルヲ以テ慮ルセル遺憾、反抗日等不良華僑ハ約五〇〇〇名ト見ルヲ至當トセン

胡適ノ「華僑新生記」ニ於テモ作戦ヲ妨害シ良民ヲ煽動策奪ヲ恣ニセル不良華僑ハ相當多數ナリシヲ記述シ此ノ間ノ消息ヲ窺ハシムルモノアリ（當時在新加坡華僑ハ約四十五萬内外ナリキ）

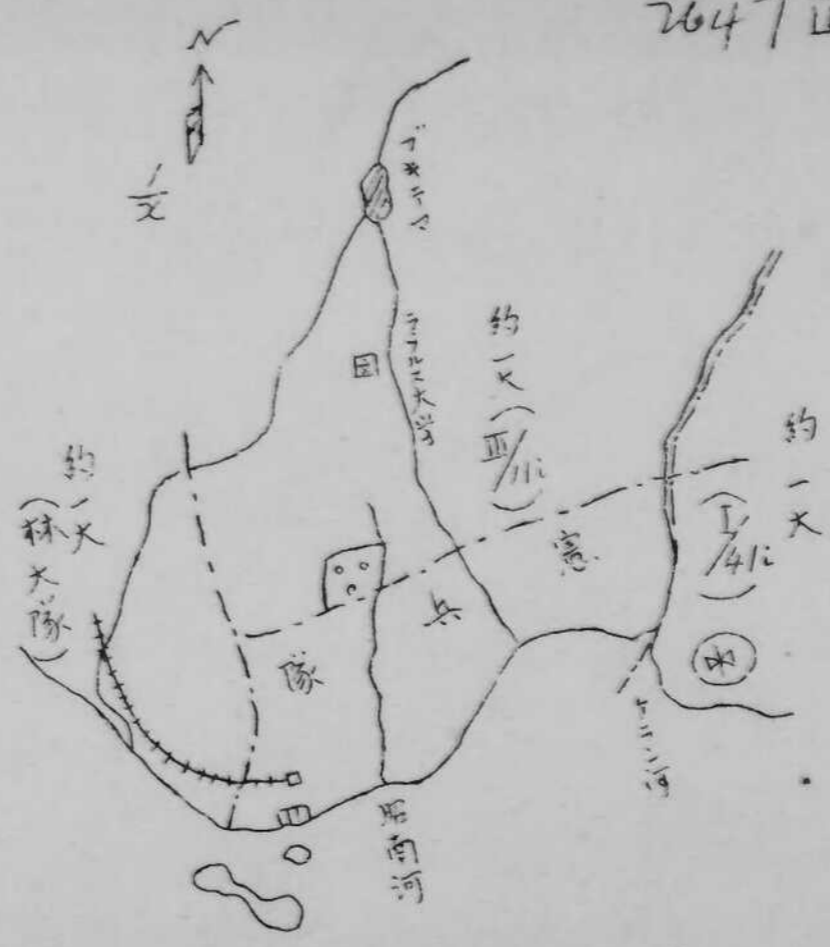
(3) 本機索並通信ニ關シテハ關係幕僚ノ「行過ギ」無キヲ保シ謙キモ當時ノ主任參謀（新加坡整備司令部副官參謀）中佐參謀長鈴木中將戦死シアリテ實情把握ニ困難ナル點アルモ當時ノ軍作戦謀長池谷少將作戦主任參謀辻大佐ニ付キ調査セハ或ハ更ニ明確トナラン

wid?
 杉山元及ノ海軍ニ關スルイテ



2647 Ⅲ - 31

入城當初ノ配備(但シ三月初旬既置亦更セラレタリ)



裏面白紙

195